

小牧市地域防災計画

- 風水害・原子力等災害対策計画 -

平成24年11月修正

小牧市防災会議

目 次

第1編 総則	1
第1章 計画の目的・方針	1
第1節 計画の目的	
第2節 計画の性格及び基本方針	
第3節 計画の構成	
第4節 災害の想定	
第5節 市地域防災計画の作成又は修正	
第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第1節 実施責任	
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
第2編 災害予防	9
第1章 防災協働社会の形成推進	9
第1節 防災協働社会の形成推進	
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
第3節 企業防災の促進	
第2章 水害予防対策	15
第1節 総合的治山対策	
第2節 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策	
第3節 砂防対策	
第4節 河川防災対策	
第5節 農地防災対策	
第3章 事故・火災等予防対策	20
第1節 航空災害対策	
第2節 鉄道災害対策	
第3節 道路災害対策	
第4節 放射性物質及び原子力災害予防対策	
第5節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策	
第6節 高压ガス保安対策	
第7節 林野火災対策	
第8節 地階等の保安対策	
第4章 建築物等の安全化	27
第1節 交通・ライフライン関係施設対策	
第2節 文化財保護対策	
第3節 防災建造物整備対策	
第5章 都市の防災性の向上	33
第1節 マスタープラン等の策定	
第2節 防災上重要な都市施設の整備	
第3節 建築物の不燃化の促進	
第4節 市街地の面的な整備・改善	
第5節 都市排水対策	
第6節 地階等の浸水対策	
第6章 地盤災害の予防	38
第1節 土地利用の適正誘導	
第2節 宅地造成の規制誘導	
第3節 土砂災害の防止	

第4節	被災宅地危険度判定の体制整備	
第7章	防災施設等の整備	41
第8章	避難者・災害時要援護者対策	44
第1節	避難場所の確保	
第2節	避難所の整備	
第3節	避難道路の確保と交通規制対策	
第4節	避難に関する広報	
第5節	市等の避難計画	
第6節	災害時要援護者の安全対策	
第9章	広域応援体制の整備	51
第1節	資料の整備	
第2節	広域応援体制の整備	
第3節	救援隊等による協力体制の整備	
第10章	防災訓練及び防災意識の向上	53
第1節	防災訓練の実施	
第2節	防災のための意識啓発・広報	
第3節	防災のための教育	
第11章	防災に関する調査研究の推進	58
第3編	災害応急対策	59
第1章	活動態勢（組織の動員配備）	59
第1節	災害対策本部の設置・運営	
第2節	職員の派遣要請等	
第2章	通信の運用	64
第1節	通信手段の確保	
第2節	放送の依頼	
第3節	通信施設の応急措置	
第4節	郵便業務の応急措置	
第3章	情報の収集・伝達・広報	71
第1節	気象情報等の伝達	
第2節	被害状況等の収集・伝達	
第3節	広報	
第4章	応援協力・派遣要請	80
第1節	応援協力	
第2節	救援隊等による協力	
第3節	自衛隊の災害派遣	
第4節	ボランティアの受入れ	
第5節	防災活動拠点の確保	
第5章	救出・救助対策	89
第1節	救出・救助活動	
第2節	防災ヘリコプターの活用	
第6章	医療救護・防疫・保健衛生対策	92
第1節	医療救護	
第2節	防疫・保健衛生	
第7章	地域安全・交通・緊急輸送対策	98
第1節	地域安全対策	
第2節	交通対策	
第3節	緊急輸送道路の確保	
第4節	緊急輸送手段の確保	

第 8 章 水害防除対策	105
第 1 節 水防	
第 2 節 防災営農	
第 9 章 避難者対策	110
第 1 節 避難の勧告・指示	
第 2 節 避難所の開設	
第 3 節 災害時要援護者支援対策	
第 10 章 水・食品・生活必需品等の供給	118
第 1 節 給水	
第 2 節 食品の供給	
第 3 節 生活必需物資の供給	
第 11 章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策	124
第 1 節 環境汚染防止計画	
第 2 節 廃棄物処理計画	
第 12 章 遺体の取扱い	127
第 1 節 遺体の捜索・収容	
第 2 節 遺体の処理	
第 3 節 遺体の埋火葬	
第 13 章 交通施設の応急対策	131
第 1 節 道路施設対策	
第 2 節 鉄道施設対策	
第 3 節 空港施設対策	
第 14 章 ライフライン施設の応急対策	133
第 1 節 電力施設対策	
第 2 節 ガス施設対策	
第 3 節 上水道施設対策	
第 4 節 下水道施設対策	
第 15 章 航空災害対策	139
第 1 節 愛知県名古屋飛行場	
第 16 章 鉄道災害対策	143
第 17 章 道路災害対策	146
第 18 章 放射性物質及び原子力災害応急対策	148
第 1 節 放射性物質災害発生時の応急対策	
第 2 節 特定事象発生時の応急対策	
第 3 節 緊急事態応急対策	
第 4 節 県外の原子力発電所又は原子炉施設における異常時対策	
第 19 章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策	153
第 1 節 危険物等施設	
第 2 節 危険物等積載車両	
第 20 章 高圧ガス災害対策	155
第 1 節 高圧ガス施設	
第 2 節 高圧ガス積載車両	
第 21 章 大規模な火事災害対策	157
第 22 章 林野火災対策	160
第 23 章 地階等における都市ガス災害対策	162
第 24 章 住宅対策	164
第 1 節 被災宅地の応急危険度判定	
第 2 節 被災住宅等の調査	

第3節	公共賃貸住宅等への一時入居	
第4節	住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去	
第25章	文教災害対策	170
第1節	対策の伝達及び臨時休業等の措置	
第2節	教育施設及び教職員の確保	
第3節	応急な教育活動についての広報	
第4節	教科書・学用品等の給与	
第26章	車両その他機械の供給	175
第27章	災害救助法の適用	176
第4編	災害復旧	178
第1章	民生安定のための緊急措置	178
第1節	義援金その他資金等による支援	
第2節	住宅等対策	
第3節	暴力団への対策	
第2章	公共施設等災害復旧対策	183
第1節	公共施設災害復旧事業	
第2節	激甚災害の指定	

第1編 総則

第1章 計画の目的・方針

第1節 計画の目的

この計画は、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な風水害・原子力等の災害に対処するため、小牧市防災会議が定めるもので、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を風水害・原子力等の災害から守ることを最大の目的とするものである。

第2節 計画の性格及び基本方針

1 地域防災計画 - 風水害・原子力等災害対策計画 -

この計画は、災害対策基本法（昭和36年 法律第223号）第42条の規定に基づいて作成されている「小牧市地域防災計画」の「風水害・原子力等災害対策計画」編として、風水害・原子力等の災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。

この計画は、市民の生命、身体及び財産を守るため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

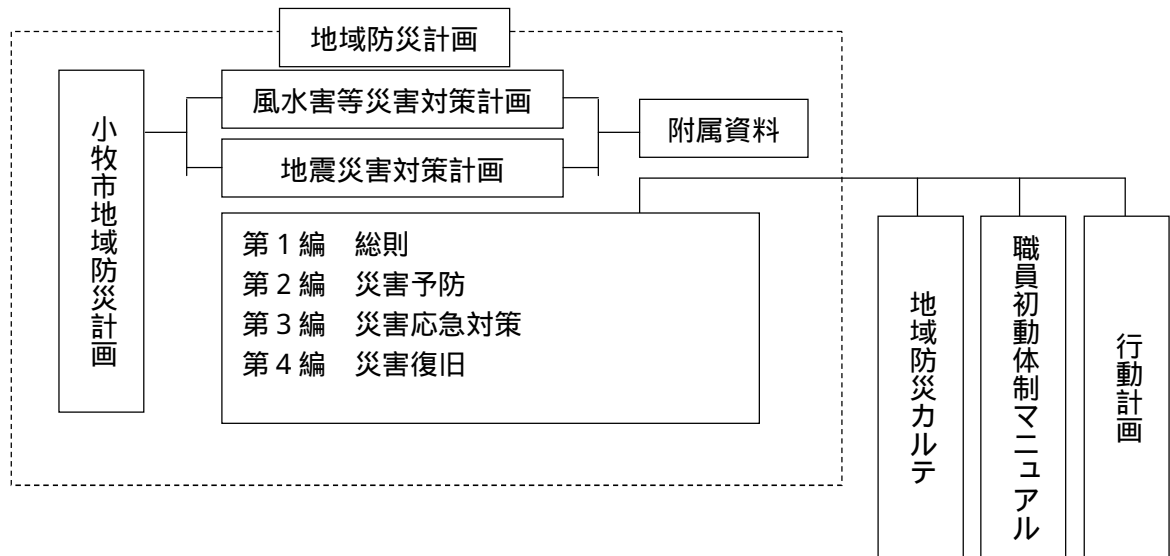
この計画は、本市をとりまく諸条件の変化及び愛知県風水害等災害対策計画の修正等により、必要に応じて修正を加える等、その弾力的な運用を図っていくものとする。

この計画の目的を遂行するため、次の事項に関する基本的な内容について定めるものとする。

- (1) 市の地域に係る市、県、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 風水害等災害の予防、応急対策及び復旧に関する計画

第3節 計画の構成

災害対策は、「災害を予防し」「事に臨んで対処し」「事後の復旧に努める」ことで、この3本の柱で本計画を構成する。



第4節 災害の想定

この計画の作成に当たっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- (1) 台風による災害
- (2) 集中豪雨等異常降雨による災害
- (3) 大規模な火災
- (4) 危険物の爆発等による災害
- (5) 可燃性ガスの拡散
- (6) 有毒性ガスの拡散
- (7) 航空機事故による災害
- (8) その他の特殊災害

第5節 市地域防災計画の作成又は修正

- 1 実施担当
危機管理課

- 2 見直し等について

小牧市防災会議は、毎年本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、修正を行う。

また、修正に当たっては、「愛知県地域防災計画」を参考とし、特にこの計画において、計画事項に示すものについては、本市の実情に応じて細部の検討を行うものとする。

第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 市

市は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県関係機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市民の防災事業への関心を喚起し、知識の普及・啓発に努めるとともに、防災に対応できる地域づくり、人づくりへの取り組みを市民とともに進める。

2 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害・原子力等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、又は公益性を考慮して、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。また、指定公共機関等は、市長に対し応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市及び防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 災害予警報等の情報の収集伝達を行う。
- (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。
- (3) 災害広報を行う。
- (4) 避難勧告、指示を行う。
- (5) 被災者の救助を行う。

- (6) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (7) 水防活動及び消防活動を行う。
- (8) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (9) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (10) 農作物、家畜、林産物に対する応急措置を行う。
- (11) 水防、消防、救助その他防災に関する施設及び設備の整備を行う。
- (12) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (13) 地階等の保安確保に必要な指導、助言及び立ち入り検査を行う。
- (14) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。
- (15) 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (16) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災知識の普及を行う。
- (17) 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。

2 県関係機関

(1) 県

- ア 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。
- イ 災害広報を行う。
- ウ 避難の勧告、指示を代行することができる。
- エ 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- オ 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- カ 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- キ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示及び調整を行う。
- ク 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- ケ 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- コ 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- サ 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
- シ 水防、消防、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
- ス 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達もしくはあっせんを行う。
- セ 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- ソ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- タ 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- チ 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。
- ツ 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- テ 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- ト 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用し、被害状況の把握を行う。
- ナ 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。
- ニ 愛知県名古屋飛行場の防災対策を実施する。
- ヌ 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。

(2) 愛知県小牧警察署

- ア 災害時における警備対策及び交通対策の企画、調整及び推進に関することを行

う。

- イ 災害警備に関する災害非常物資及び装備資機材の整備を行う。
- ウ 被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。
- エ 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
- オ 避難の指示、警告及び誘導を行う。
- カ 人命救助を行う。
- キ 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。
- ク 災害時における交通秩序の保持を行う。
- ケ 警察広報を行う。
- コ 災害時における各種犯罪の取り締まりを行う。
- サ 他の機関の行う災害応急対策に対する協力をを行う。
- シ 災害対策基本法施行令第33条の規定による緊急通行車両の確認を行う。
- ス 社団法人愛知県警備業協会との協定に基づき、警備員の出動要請を行う。

(3) 愛知県尾張県民事務所

- ア 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。
- イ 市の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- ウ 市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、調整を行う。
- エ 可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。

(4) 愛知県尾張建設事務所

- ア 公共土木施設に対する応急措置を行う。
- イ 公共土木施設の新設、改良及び災害復旧を図る。

(5) 愛知県春日井保健所

- ア 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。

(6) 愛知県尾張農林水産事務所

- ア 農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。
- イ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、災害復旧事業の実施及び指導を行う。

3 指定地方行政機関

(1) 名古屋地方気象台

- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表をする（気象警報・注意報については、市町村を単位とした発表を実施する。）
- イ 気象、地象、水象についての警報及び注意報等を発表する。
- ウ 木曽川、長良川、庄内川（矢田川含む）、矢作川、豊川及び豊川放水路について中部地方整備局と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。
- エ 新川、天白川、日光川、境川・逢妻川について愛知県と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。
- オ 愛知県と共同して土砂災害警戒情報を発表する。

4 指定公共機関

(1) 郵便事業株式会社

災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

- ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災

世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体に充てた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

エ 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

(2) 郵便局株式会社

ア 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。

(3) 西日本電信電話株式会社

ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。

ウ 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。

エ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。

オ 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

カ 気象等警報を市へ連絡する。

キ 電話サービス契約約款に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

(4) 日本赤十字社

ア 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検を行う。

イ 医療、助産、遺体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。

ウ 血液製剤の確保と供給を行う。

エ 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。なお、配分に当たっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。

オ 義援金の受付及び配分を行う。なお、配分については、地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。

(5) 中部電力株式会社

ア 電気供給施設の災害予防措置を講じるとともに、災害予警報が発せられた場合においても必要な応急対策を実施する。

イ 発災後、被災状況を調査し、早期復旧を図り、需要家に対し早期供給を図る。

ウ 電力に不足を生じた場合、電力会社との電力融通のための対策を実施する。

エ 原子力発電所において異常が発生した場合に、必要な情報提供を行う。

(6) 東邦瓦斯株式会社

ア ガス施設の災害予防措置を講じる。

イ 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給不能等の需要家に対して、早期供給再開を図る。

(7) 中日本高速道路株式会社

ア 名神、東名両高速道路及び中央自動車道の維持、修繕又はその管理を行うとともに、災害復旧を行う。

5 指定地方公共機関

(1) 社団法人愛知県トラック協会

ア 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。

イ 災害応急活動のため各機関からの車両借上要請に対して配車を実施する。

- (2) 各ガス事業会社
 - ア ガス施設の災害予防措置を講じる。
 - イ 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。
 - (3) 名古屋鉄道株式会社
 - ア 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。
 - イ 災害により線路が不通となった場合は、列車の運転休止、又は自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。
 - ウ 死傷者の救護及び処置を行う。
 - エ 対策本部は、運転再開に当たり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。
 - (4) 報道機関
 - ア 気象等予警報及び被害状況等の報道を行う。
 - イ 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。
 - ウ 放送施設の保守を行う。
- 6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
- (1) 各土地改良区
 - ア 各土地改良区の管理する農業用施設その他農地の保全又は利用上必要な施設の補強、廃止、変更及び災害復旧を行う。
 - (2) 小牧市医師会
 - ア 会員による医療・救護班を編成し、医療及び助産の業務を行う。
 - イ 会員が開設する医療施設を臨時救護所、委託医療機関又は委託助産施設として協力する。
 - ウ 防疫その他保健衛生活動に協力する。
 - (3) 小牧市歯科医師会
 - ア 歯科保健医療活動に協力する。
 - イ 身元確認活動に協力する。
 - (4) 小牧市薬剤師会
 - ア 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。
 - イ 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。
 - (5) 小牧市社会福祉協議会
 - ア ボランティア活動の体制づくりに協力する。
 - イ 災害時要援護者の救援活動に協力する。
 - (6) 産業経済団体
 - ア 尾張中央農業協同組合、小牧商工会議所、小牧市管工事業協同組合等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんについて協力する。
 - (7) 区・自治会等
 - ア 関係区域内の被害調査及び救援物資の配布等に協力する。
 - (8) 自主防災会・婦人消防クラブ
 - ア 地域内の被害調査等応急対策の協力をする。
 - (9) 文化・厚生・社会団体
 - ア 日赤奉仕団・女性の会・青年団・体育関係団体等は、被災者の救助活動及び義援金品の募集等について協力する。
 - (10) 企業等
 - ア 企業(地下街等の管理者及び毒劇物等化学薬品類を貯蔵し、又は取扱う者並びに

航空会社を含む。)は、災害防止について第一次的責任を有する点にかんがみ、防災上必要な施設の管理者として、消防計画等の災害防止計画書を作成し、計画に従って自主点検の強化、保安教育の徹底、防災資器材の整備等に努め、また、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定に努める等、平素から防災体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施し、市の防災関係機関の防災活動に積極的に協力する。

(11) 危険物施設、その他重要な施設の管理者

ア 危険物施設その他重要な施設の管理者は、当該施設について防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

7 自衛隊

自衛隊は、災害派遣要請者(県知事、第四管区海上保安本部長、大阪航空局中部空港事務所長)からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する防災活動を例示すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握を行う。
- (2) 避難の援助を行う。
- (3) 遭難者等の搜索救助を行う。
- (4) 水防活動を行う。
- (5) 消防活動を行う。
- (6) 道路又は水路の啓開を行う。
- (7) 応急医療、救護及び防疫を行う。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- (9) 炊飯及び給水を行う。
- (10) 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。
- (11) 危険物の保安及び除去を行う。
- (12) その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

基本方針

自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。また、県、市、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

大規模災害が発生した場合は、交通機関等の途絶により防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されるおそれが予想されるが、このような事態において、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するためには、平素から住民による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。このため、市は、地域住民、施設及び事業所等による自主防災組織の設置を推進し、その育成に努めるものとする。

行政、市民、自主防災組織等が対応困難な大規模な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、さまざまな分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーターを確保した受入れ体制の整備とボランティアの相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）が不可欠である。このため、県及び市は、社会福祉協議会、日本赤十字社等のボランティア関係団体と連携し、災害時にボランティアの受入れが円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、相互の協力・連絡体制を推進するものとする。

企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）の策定に取り組む等、予防対策を進める必要がある。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 防災協働社会の形成推進	市	1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み 1 (3) 業務継続計画の策定
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	自主防災組織	2 地域の実情に応じた防災活動の実施
	市	3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進

区分	機関名	主な措置
第3節 企業防災の促進	企業	1(1) 生命の安全確保 1(2) 二次災害の防止 1(3) 事業の継続 1(4) 地域貢献・地域との共生
	県、市、商工団体等	2(1) 事業継続計画(BCP)の策定促進 2(2) 相談体制の整備

第1節 防災協働社会の形成推進

1 市における措置

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

(3) 業務継続計画の策定

市は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。

また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。

2 市民等の基本的責務

(1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

(2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する市民運動を展開しなければならない。

(3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者・災害時要援護者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力する等、防災への寄与に努めなければならない。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

実施担当	消防総務課、予防課、福祉課、危機管理課
------	---------------------

1 市における措置

市は、自主防災組織が消防団、婦人消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体、市等防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組む等必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。

(1) 自主防災組織の推進

ア 自主防災組織の育成

自主防災組織は、災害に対する地域連帯の強化や実践的な消火活動及び定期的な訓練を行う等、地域の防災活動の推進にかなりの効果をあげている。そのため、本市は、今後とも県と協力して、自主防災組織の整備を図り、その育成強化により一層努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

イ 自主防災組織等のネットワーク化の推進

いざという時には、日ごろから地域の防災関係者の連携が重要なため、自主防災組織、防災関係団体等のネットワーク化の推進にも努めるものとする。

(2) 防災ボランティア活動の支援

ア ボランティアコーディネーターの確保

行政、市民、自主防災組織等に対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

市は、社会福祉協議会、日本赤十字社等のボランティア関係団体と連携し、災害時にボランティアの受入れが円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）を推進するものとする。

2 自主防災組織等における措置

自主防災会及び婦人消防クラブは、地域の実情に応じた自主防災計画に基づき、平常時、災害発生時において効果的な防火・防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時活動

ア 情報の収集伝達体制の確立

イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施

ウ 火気使用設備器具等の点検

エ 防災用資機材の備蓄及び管理

(2) 災害発生時の活動

ア 出火防止及び初期消火の実施

イ 地域内の被害状況等の情報の収集

ウ 救出・救護の実施及び協力

エ 住民に対する避難勧告等の伝達

オ 集団避難の実施

カ 炊き出しや救助物資の配分に対する協力

附属資料	自主防災組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第6	2
------	----------------------------------	---

3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

市は、防災リーダーを養成するとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進することにより、地域防災力の強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

(1) 防災リーダーの養成

地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える、災害に対する知識や防

防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーを養成に努めるものとする。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、県及び市は防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県は啓発用資機材を整備し、市は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

4 ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進

災害時の具体的な受入れ体制の確立に関しては、「職員初動体制マニュアル」によるものとするが、以下の点に留意しつつ災害時に備えるものとする。

(1) ボランティアの受入れ体制の整備

ア 小牧市社会福祉協議会にボランティア受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保し、災害ボランティア支援センターを設置する。

イ 市は、ボランティア・コーディネーターを派遣することを協力するボランティア団体（協力団体）へボランティア・コーディネーターの派遣を要請する。

ウ 災害ボランティア支援センターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。

エ あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。

オ 防災訓練等においてボランティア関係団体の協力を得て、災害ボランティア支援センターの立ち上げ訓練を行う。

(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催

市は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市のボランティアコーディネーター養成講座を終了したボランティアコーディネーターのうち適任者を愛知県の主催するフォローアップ研修に派遣し、コーディネートの知識、技術の向上を図る。

また、市においては、引き続きボランティアコーディネーター養成講座の開催に努めるものとする。

(3) ボランティア関係団体との連携

災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、地域での連絡会の設置・協定の締結等により、ボランティア関係団体との連携に努める。

(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、広報・啓発活動を行うように努めるものとする。

5 愛知県防災ボランティアグループ登録制度の活用

愛知県の実施する「愛知県防災ボランティアグループ登録制度」の普及・啓発に努め、体制の充実に努める。

第3節 企業防災の促進

実施担当	商工観光課
------	-------

1 企業における措置

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施する等の防災活動の推進に努めるものとする。

（1）生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、まず顧客の安全、次に企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保するものとする。

（2）二次災害の防止

製造業等において、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止等、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。

（3）事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続計画（BCP）を策定し、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段等を取り決めておくものとする。

（4）地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、市民、行政、取引先企業等と連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供等が一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動等企業の特色を活かした活動が望まれる。

また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

2 県、市及び商工団体等における措置

県、市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備等の支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

（1）事業継続計画（BCP）の策定促進

ア 普及啓発活動

県、市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

（2）相談体制の整備

県、市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよ

う、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておくものとする。

第2章 水害予防対策

基本方針

山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全、形成を図るため、山地治山、保安林整備及び地すべり防止等の治山対策を推進する。なお、推進を図る上で、自力避難が困難な災害時要援護者の人命保護が重要である。

荒廃した山地、溪流からの集中豪雨等による土石流・土砂流出、同じく急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため、国及び県と連携をとりながら砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進する。また、人命保護の立場から、土砂災害危険箇所の周知、土砂災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の確立、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。

洪水による災害を防止するため、平常から河川を巡視して河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、河川施設の状況の把握の徹底等 維持管理の強化と併せ、水系一貫した河川改修を推進する。

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、合わせて市域の保全を図る。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 総合的治山対策	中部森林管理局、県	1 (1) 山地治山事業 1 (2) 保安林整備事業 1 (3) 地すべり防止事業
第2節 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策	県、市	1 (1) 施設管理者等に対する情報の提供 1 (2) 施設管理者等に対する防災知識の普及
	市 災害時要援護者関連施設	2 施設管理者に対する連絡体制の確立 3 社会福祉施設等における対策
第3節 砂防対策	中部地方整備局、県、市	1 (1) 砂防事業 1 (2) 急傾斜地崩壊対策事業 1 (3) 地すべり対策事業 1 (4) 総合土砂災害対策
第4節 河川防災対策	中部地方整備局、県、市	1 (1) 河川維持修繕 1 (2) 河川改修 1 (3) 総合治水対策
第5節 農地防災対策	東海農政局、県、市、土地改良区	1 (1) たん水防除事業 1 (2) 老朽ため池等整備事業 1 (3) 用排水施設整備事業

第1節 総合的治山対策

実施担当	農政課、河川課
------	---------

1 中部森林管理局及び県における措置

(1) 山地治山事業

荒廃地の復旧整備及び荒廃危険地の整備をし、山地に起因する災害の未然防止を図る。

(2) 保安林整備事業

地味劣悪、被災等により、機能の低下した保安林及び生活環境を保全すべき保安林を整備して、水源かん養及び土砂流出、崩壊等防災機能の高度発揮を図る。

(3) 地すべり防止事業

地すべりによる被害を防止、軽減するため、地すべり防止区域内の地すべりを防止する。

附属資料	山地災害危険地区……………第4	4
------	-----------------	---

第2節 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策

実施担当	河川課、福祉課
------	---------

1 県及び市における措置

(1) 施設管理者等に対する情報の提供

山地災害危険地区等土砂災害の危険箇所にある、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者（以下「災害時要援護者」という。）関連施設の調査結果に基づき、山地災害危険地区等土砂災害の危険区域にある施設の管理者、防災責任者に対し、県と協力してその旨を周知する。

また、施設の名称、場所等を市地域防災計画に登載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図る。

(2) 施設管理者等に対する防災知識の普及

施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図る。

また、個別の危険箇所、避難場所及び災害の前兆現象等を記載した「土砂災害危険箇所・危険区域図」を作成し、市町村及び施設管理者に配布して防災知識の普及を図る。

2 市における措置

市は施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供する等連絡体制の確立に努める。

3 災害時要援護者関連施設における措置

第2編第8章第6節(2)「社会福祉施設等における対策」による。

第3節 砂防対策

実施担当	河川課
------	-----

1 中部地方整備局、県及び市における措置

(1) 砂防事業

荒廃した林野及び山地の植林を行うほか、土砂流出防止のための砂防えん堤の築造及び侵食による土砂流出防止のための流路工の整備を行い、災害の未然防止を図る。また、丘陵地の開発に伴う砂防指定地域内の行為に対する規制及び管理を強化する。

(2) 急傾斜地崩壊防止事業

集中豪雨等によるがけ崩れ災害に対処するため、がけ崩れのおそれのある箇所を把握し、人家5戸以上、こう配30度以上、がけの高さ5m以上の危険な箇所は「急傾斜地崩壊危険区域」に早期に指定されるよう県に対し働きかける。指定された急傾斜地崩壊危険区域には、標識等を設置して地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に防災パトロール等を実施する。なお、崩壊防止工事については、土地所有者等が施工することが困難又は不適當と認められ、かつ、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られるものから順次崩壊防止工事として施工するほか、県に対しても工事施工等について積極的な働きかけを行う。

(3) 地すべり対策事業

第三紀層、破碎帯等特殊な地質のところ、土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こしその面積が5ヘクタール、市街化区域にあっては2ヘクタール以上の地区で、かつ多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所、又は、鉄道、道路もしくは10戸以上の人家、又は公共施設等に被害のおそれがある箇所について、「地すべり防止区域」に早期に指定されるよう県に働きかけ、地下水の排水施設、擁壁等それぞれの地域に対応した防止施設の整備を実施する。

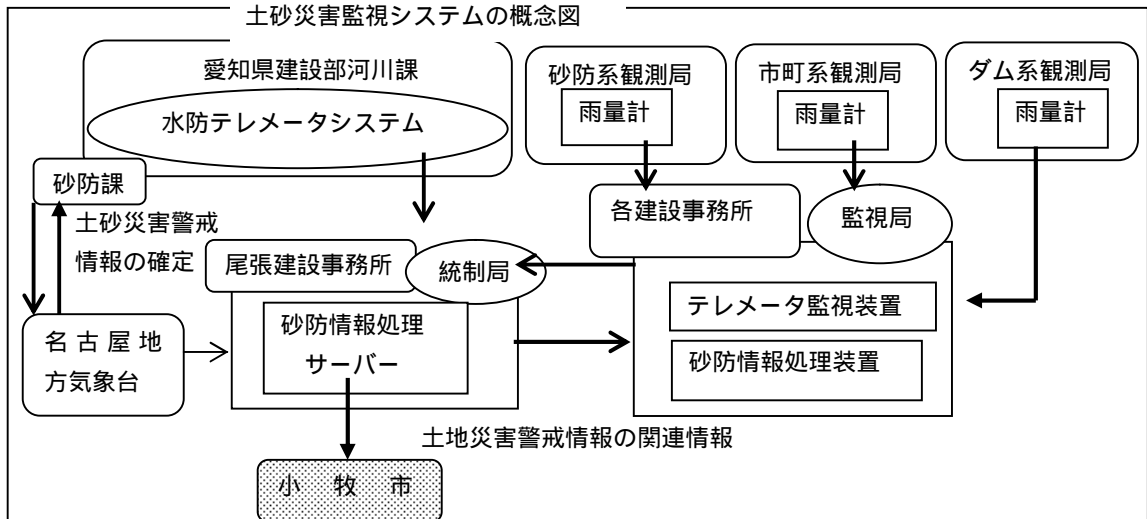
(4) 総合土砂災害対策

近年の、土石流、崖崩れ災害等の頻発に鑑み、人命保護の立場から、上記の防災施設を整備するほか、土砂災害危険箇所の周知、警戒避難体制の確立、土地利用の誘導、情報の収集・伝達、防災意識の普及等を含めた総合的な土砂災害対策を実施する。

なかでも、的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう警戒避難体制を確立することは必要不可欠である。このため、県と名古屋地方気象台が連携して提供する土砂災害警戒情報やこれに関連した情報により、迅速かつ適切な防災体制を推進していく。

また、市民の生命、身体の保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進する。

大規模な土砂災害が急迫した場合は、中部地方整備局及び県は緊急調査を実施し、その結果を土砂災害緊急情報として市へ通知することにより、市の警戒避難体制を支援する。



附属資料	土石流注意箇所……………	第4	1
	急傾斜地崩壊危険箇所……………	第4	2
	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域……………	第4	3

第4節 河川防災対策

実施担当	河川課
------	-----

1 中部地方整備局、県及び市における措置

(1) 河川維持修繕

平常から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、必要に応じ対策を実施するとともに、洪水に際して被害を最小限に止めるよう堤防の維持・補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を進める。

(2) 河川改修

市内の一級河川、準用河川及び普通河川について緊急度に応じて堤防の維持、狭さく部の拡幅、護岸、しゅんせつ、根固工の修繕、堆積土砂の除去等の改修整備を促進する。

(3) 総合治水対策

近年における都市化の進展とこれに伴う流域内の開発等に伴う、治水安全度の低下の著しい河川について、地域の持つ保水、遊水機能の確保及び災害の発生のおそれのある地域での安全な土地利用の誘導等の措置と併せて、治水施設の整備を積極的に推進することにより災害の防止と軽減を図るため、特に対策の急がれる河川を対象にした総合的な治水対策の推進を図るものである。

(4) 河川情報の提供

水害による被害を最小限に食い止めるため、河川改修によるハード対策とともに、ソフト対策として、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位のデータや河川監視カメラの画像を市水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、インターネット配信を行う。また、市が公表する洪水ハザードマップの作成を支援するための想定浸水情報の提供を実施し、さらに地域防災力の強化、防災意識の高い人材の育成を目指した地域協働型の新しいソフト対策「みずから守るプログラム(手づくりハザードマップ作成支援、大雨行動訓練実施支援など)をNPOと連携を図り実施する。

附属資料	河川……………	第1	1
------	---------	----	---

第5節 農地防災対策

実施担当	農政課
------	-----

1 東海農政局、県、市及び土地改良区における措置

(1) たん水防除事業

流域の開発等立地条件の変化によりたん水被害のおそれのある地域においてこれを防止するため、排水機、ひ門、排水路、配水管理施設等の新設、又は改修を行う。

(2) 老朽ため池整備事業

老朽化等による決壊を防止するため、早急に整備を要する農業用ため池の改修及び風水害等によって、土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するために行う擁壁、水路等の新設又は改修を行う。

(3) 用排水施設整備事業

自然的社会的状況の変化、施設の脆弱化等により農地、河川堤防、公共施設等に被害が生じるのを防ぐため、頭首工、ひ門、水路等の改修を行う。

附属資料	ため池注意箇所……………第4 5
------	------------------

第3章 事故・火災等予防対策

基本方針

関係機関において、事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害（以下「大規模航空災害」という。）について定めるものとする。

鉄道の被災等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策について定めるものとする。

トンネル、橋りょう等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策について定めるものとする。

石油類、薬品、高圧ガス等の危険物の爆発、火災又はこれに伴う有毒ガスの発生は、地域住民の身体、生命及び財産に多大の危害を及ぼすおそれがあるので、これら危険物の製造、貯蔵取扱い及び運搬に関し危険物の保安確保、自主保安体制の確立等の指導を行うとともに、災害防止のための査察を強化し、また危険物取扱者に対する保安教育を実施する。

林野火災の発生を未然に防止するため、予防思想の普及、啓発、林野巡視の強化及び防火施設の整備を推進する。

百貨店等不特定多数の者が出入りする防火対象物の地階における災害の発生及び拡大を未然に防止するための対策を定める。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 航空災害対策	市（消防機関）	1 (1) 愛知県名古屋飛行場
第2節 鉄道災害対策	県、警察、市（消防機関）	1 救急救助用資機材の整備
	中部運輸局、 県、警察、市（消防機関）	2 (1) 情報通信手段の確保及び運用・管理 2 (2) 防災体制の強化
第3節 道路災害対策	道路管理者	1 (1) 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検 1 (2) 道路の防災対策
	道路管理者、 県、警察、市（消防機関）	2 (1) 実践的な訓練の実施 2 (2) 情報通信手段の確保及び運用・管理
	県、警察、市（消防機関）	3 (1) 救急救助用資機材の整備
第4節 放射性物質及び原子力災害 予防対策	予防対策実施機関（事業者、市、警察、県、愛知労働局、中部運輸局、名古屋	放射線測定器、放射線防護服等防護資機材の整備

区分	機関名	主な措置
	屋地方気象台)	
	県	2 (1) 原子力事業者との通報・連絡体制の整備 2 (2) 平常時における環境放射線モニタリングの実施 2 (3) 国との連絡調整
	愛知労働局、 県、市	放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等防災対策資料の把握
第5節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策	県、市	1 (1) 立入検査の強化及び屋外タンク等の実態把握調査 1 (2) 危険物取扱者、保安監督者等に対する保安指導の強化
	市	2 化学消防車等の整備
	危険物等施設の所有者・管理者・占有者	3 (1) 事業所の自主点検体制の確立 3 (2) 必要資機材の備蓄
	危険物等施設の所有者・管理者・占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部、 県、市	4 災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発
第6節 高圧ガス保安対策	高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部、 県、市	1 災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発
第7節 林野火災対策	中部森林管理局、 県、市、森林組合	1 (1) 林野火災予防思想の普及、啓発 1 (2) 林野パトロール 1 (3) 防火用水の整備 1 (4) 予防機材等の整備
	県、市	2 林野所有（管理）者に対する指導
第8節 地階等の保安対策	地階等の所有者・管理者・占有者、ガス事業者、中部近畿産業保安監督部、 県、警察、市	1 地階等の実態調査の実施
	地階等の所有者・管理者・占有者	2 (1) 防火避難施設の点検整備 2 (2) 防火・防災管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備 2 (3) 非常用通信設備の整備充実 2 (4) 利用者に対する責務
	消防機関（市）	3 (1) 査察の強化 3 (2) ガス事業者との連携強化 3 (3) 消防施設の整備充実
	警察	4 (1) 情報収集・連絡体制等の整備 4 (2) 保安施設の整備指導 4 (3) 救急救助資機材の整備

区分	機関名	主な措置
	ガス事業会社	5 安全型器機・遮断装置等の安全設備の普及促進

第1節 航空災害対策

実施担当	消防総務課、消防署
------	-----------

1 市（消防機関）における措置

（1）愛知県名古屋飛行場

「愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定」に基づき、関係機関（西春日井広域事務組合、小牧市、春日井市及び名古屋市）は、消防活動の用に供する施設等の整備に努めるとともに、県（名古屋空港事務所）と連携し、定期的に消火救難訓練を実施する。

第2節 鉄道災害対策

実施担当	消防署、小牧警察署
------	-----------

1 県、警察及び市（消防機関）における措置

大規模鉄道災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

2 中部運輸局、県、警察及び市（消防機関）における措置

（1）情報通信手段の確保及び運用・管理

大規模鉄道災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

（2）防災体制の強化

大規模鉄道災害を想定し、鉄道事業者と連携して防災体制の強化を図る。

第3節 道路災害対策

実施担当	道路課、消防署、小牧警察署
------	---------------

1 道路管理者における措置

（1）道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検

市は、道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。

（2）道路の防災対策

道路管理者は、道路の防災対策について、第2編第4章第1節「交通・ライフライン関係施設対策」により実施する。

2 道路管理者、警察及び市（消防機関）における措置

(1) 実践的な訓練の実施
市は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携した、より実践的な訓練を実施するように努め、防災体制の強化を図る。

(2) 情報通信手段の確保及び運用・管理
市は、大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用、管理及び整備に努める。

3 県、警察及び市（消防機関）における措置

(1) 実践的な訓練の実施
救急救助用資機材の整備
県、小牧警察署及び市は、大規模道路災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

第4節 放射性物質及び原子力災害予防対策

実施担当	予防課、消防署、関係事業者
------	---------------

1 予防対策実施機関（事業者、市、警察、県、愛知労働局、中部運輸局及び名古屋地方気象台）における措置

必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）放射線防護服等防護資機材の整備を図るものとする。

2 県における措置

(1) 原子力事業者との通報・連絡体制の整備
近隣県における原子力事業者との通報・連絡体制の整備に努めるものとする。

(2) 平常時における環境放射線モニタリングの実施
平常時の環境放射線量等のデータの収集に努め、緊急時における対策のための基礎データとするものとする。

(3) 国との連絡調整
緊急時の放射線影響予測にあたり、国の予測データが活用できるようあらかじめ国と調整を行うものとする。

3 愛知労働局、県及び市における措置

放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等防災対策資料の把握に努めるものとする。

4 放射線被ばく者診断医療機関（専門医）の確保

放射線被ばく者の措置については、放射線に関する専門医の診断が必要とされるので、事業者等は、あらかじめ専門医を置く医療機関の把握に努めるものとする。

5 災害に関する知識の習得及び訓練等

放射性物質や原子力災害に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。

県は、中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下、「4原子力事業者」という。）と連携して、他の防

災関係機関に適宜情報提供を行う。

(1) アドバイザーの設置

県は、原子力防災に関するアドバイザーを設置し、専門的、技術的な立場から助言を求める体制を整備する。

(2) 県と4原子力事業者との情報交換等の実施

県と4原子力事業者は、情報連絡体制に係る各合意内容に基づき、情報交換等を適宜実施し、相互の連携強化を図るものとする。

(3) 情報伝達訓練の実施

県は、4原子力事業者が行う原子力発電所又は原子炉施設の異常時における情報伝達訓練と連携して、関係機関への情報伝達訓練を実施するものとする。

第5節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策

実施担当	予防課、関係事業者
------	-----------

1 県及び市における措置

(1) 立入検査の強化及び屋外タンク等の実態把握調査

危険物による災害を未然に防止するため、危険物製造所、貯蔵所及び取扱所に立ち入り、これらの位置、構造及び設備並びに管理状況が、法令に定めるところにより適切に維持管理されているかどうかを定期又は随時に予防査察を行い、立入検査の強化を図るとともに屋外タンク等の実態把握調査の実施を図る。

(2) 危険物取扱者、保安監督者等に対する保安指導の強化

危険物取扱者、保安監督者等を対象に、講習会、研究会等を開催し、防災活動が完全に遂行されるよう保安に必要な教育を行うほか、危険物安全協会を通じ、資料の配布、懇談会等の開催により危険物取扱者の資質の向上を図る。

2 市における措置

市は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

3 危険物等施設の所有者・管理者・占有者における措置

(1) 事業所の自主点検体制の確立

ア 日常の点検事項、点検方法等あらかじめ具体的に定めておくものとする。

イ 自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

ウ 隣接する石油類等事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

(2) 必要資材の備蓄

事業所は、化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄に努める。

4 危険物等施設の所有者・管理者・占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県及び市における措置

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ又は共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

5 消防相互応援体制の確立

災害が発生した場合の消防活動応急措置又は災害復旧につき自ら実施することが困難な場合に市町村に応援を要請し、又は応援の要請に応じるため、消防組織法（昭和22

年法律第226号)に基づき、消防相互応援協定を締結し、応急対策の円滑な実施を図る。

附属資料	石油類等大量保有事業所……………第5	1
	消防相互応援協定……………第6	1 1

第6節 高圧ガス保安対策

実施担当	予防課、関係事業者
------	-----------

- 1 高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県及び市における措置
 防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。
 高圧ガス等の製造所、貯蔵所及び取扱所に対しては、石油類、薬品等の危険物施設に準じて予防査察及び従業員の保安教育を行う。

- 2 消防相互応援体制の確立
 災害が発生した場合の消防活動応急措置又は災害復旧につき自ら実施することが困難な場合に市町村に応援を要請し、又は応援の要請に応じるため、消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づき、消防相互応援協定を締結し、応急対策の円滑な実施を図る。

附属資料	消防活動阻害物質（圧縮アセチレンガス等取扱・貯蔵事業所：1 t以上）……………第5	4
	消防相互応援協定……………第6	1 1

第7節 林野火災対策

実施担当	農政課、予防課
------	---------

- 1 中部森林管理局、県、市及び森林組合における措置
 - (1) 林野火災予防思想の普及、啓発
 市民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努める。特に林野火災の危険性の高い地域には注意心を喚起する標識等により市民の注意を喚起するとともに、喫煙所、吸いがら入れを設置する。なお、林野火災の多発する時期には、横断幕、立看板、広報、ポスター等を利用して市民に対し強く防災思想の普及、啓蒙を行い、林野巡視を強化する。
 - (2) 林野パトロール
 林野火災の未然防止を図るため、林野火災の多発時期にはパトロール及び啓発活動の強化等を関係者に依頼する。
 - (3) 防火用水の整備
 各種事業の工作物と自然水を防火用として活用できるよう整備を図る。
 - (4) 予防機材等の整備
 林野火災の発生の危険性が高い地域に予防機材、初期消火機材等の配備を図る。
- 2 県及び市における措置
 林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等

林野火災防止に努めるよう指導する。また、火入れに際しては、森林法に基づいて実施し、消防機関及び隣地所有者との連絡を十分にとり、安全を期するよう指導する。

第8節 地階等の保安対策

実施担当	予防課、消防署、小牧警察署、ガス事業者
------	---------------------

1 地階等の所有者・管理者・占有者、ガス事業者、中部近畿産業保安監督部、県、警察及び市における措置

万一、地階等（地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるため、諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施する。

地階等における災害を想定し、管理者、消防機関、警察等の協力を得て地階ごとに防災訓練を実施する。

2 地階等の所有者・管理者・占有者における措置

- (1) 防火避難施設の点検整備
- (2) 防火・防災管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備
- (3) 非常用通信設備の整備充実
- (4) 利用者に対する広報と従業員に対する消防計画の周知徹底

3 消防機関（市）における措置

- (1) 査察の強化
消防法に基づく査察を強化し、災害予防に万全を期する。
- (2) ガス事業者との連携強化
ガス事業者との連絡通報体制、出勤体制及び現場における連携体制等を申合せ平常時から実施する。
- (3) 消防施設の整備充実
地階等の災害に対処するため消防用設備等の整備、充実に努めるものとする。

4 小牧警察署

- (1) 査察の強化
消防機関等関係機関と連携し、情報の収集、連絡体制等防災体制の整備を図る。
- (2) 保安施設の整備指導
消防機関と連携して、保安施設の整備について指導を行う。
- (3) 救急救助資機材の整備
大規模地下災害に対処できるように救急救助資機材の整備に努める。

5 ガス事業者における措置

安全型器機・遮断装置等の安全設備の普及促進を図る。

第4章 建築物等の安全化

基本方針

災害時における施設の防災構造化に努めるとともに、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずるものとする。

文化財の保護のため市民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立と防災施設の整備促進を図る。

建築物の不燃化を図り、安全な都市環境の実現を期する。

主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 交通・ライフ ライン関係施 設対策	施設管理者等	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第2節 文化財保護対 策	市	1 (1) 防災思想の普及 1 (2) 管理者に対する指導・助言 1 (3) 連絡・協力体制の確立 1 (4) 適切な修理の実施 1 (5) 防火・消防施設等の設置 1 (6) 文化財及び周辺環境の整備
第3節 防災建造物整 備対策	県、市、独立行 政法人都市再 生機構、地方住 宅供給公社	1 (1) 公共建築物の不燃化 1 (2) 優良建築物等整備事業の推進
	独立行政法人 住宅金融支援 機構、日本政策 投資銀行	2 耐火建築物建設資金の融資
	県、市	3 (1) 防災上重要な施設の耐水性能の確保 3 (2) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保
	県、市、私立各 学校等管理者	4 (1) 文教施設の耐震・耐火性能の保持 4 (2) 文教施設・設備等の点検及び整備 4 (3) 危険物の災害予防

第1節 交通・ライフライン関係施設対策

実施担当	関係各課、関係機関
------	-----------

1 施設管理者における措置

災害時における交通の確保と安全を図るため、陸・空における各交通施設の防災構造化に努めるとともに、各種施設の整備を推進し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

2 道路

市は、次の対策を実施又は推進する。

(1) 山間道路の土砂崩れ等災害防止対策

山間道路は、豪雨や台風によって土砂崩れや落石等の災害が発生する可能性があるため、法面処理工、落石履工等の対策を実施する。

(2) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導

浸水時のマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等、転落防止の安全性の向上を図るとともに、占用者に対して必要な指導を実施する。

3 鉄道

名古屋鉄道(株)は、次の対策を実施又は推進する。

(1) 施設の防災構造化

大雨による浸水あるいは盛土箇所への崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土、法面改良等を実施する。

(2) 安全施設等の整備

列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。

4 空港

県(名古屋空港事務所)は、航空機事故等による災害を防止するため、管制塔及び空港保安施設の整備を推進する。

5 電力施設

電気事業者は、次の対策を実施する。

(1) 発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の強度・設置場所・防水性等を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

(2) 送電設備

送電設備は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がされているが、飛来物による被害が考えられることから、破損・飛散しやすい工事中防護ネット、ビニールハウス等の補強又は一時撤去について施設者への協力依頼に努める。

(3) 配電設備

配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているが、集中豪雨等による対策として、建設ルートの選定に当たっては土砂の流出、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けて、う回するよう慎重な配慮をしている。

(4) 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

(5) 資機材等の確保

災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

ア 応急復旧用資機材及び車両

イ 食糧その他の物資

(6) 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

6 ガス施設

ガス事業者は、次の対策を実施する。

(1) 風水害対策

ア ガス製造設備

(ア) 浸水のおそれがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の嵩上げによる流失防止等必要な措置を講ずる。

(イ) 風水害の影響を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要なものは除去する。

(ウ) 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

イ ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋りょう架管及び浸水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(2) ガス事故対策

ア ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取り締まり等の実施により火災防止を図る。

イ ガス供給設備

(ア) 大規模なガス漏洩等のガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。

(イ) 供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。

(3) 防災業務設備の整備

ア 検知・警報設備等

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に検知・警報設備等を設置し遠隔監視をする。

イ 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高・中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯そう、大型の油貯そう、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

ウ 防消火設備

液化ガス貯そう、油貯そう、ガス発生設備等には、必要に応じて防消火設備を整備する。

エ 漏洩拡大防止設備

液化ガス等の流失拡大防止を図るため液化ガス貯そう、油貯そうについては、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。

オ 緊急放散設備

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

カ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

キ 自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(4) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア 災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。

また、資機材リストの整備に努めるとともに調達先等をあらかじめ調査しておく。

イ 車両の確保

非常事態における迅速な出勤及び資機材の輸送手段の確保を図るため、重要なガス施設においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。

ウ 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

(5) 協力体制の確立

一般社団法人日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。

7 通信施設

通信事業者は、次の対策を実施する。

(1) 施設の防災構造化

災害のおそれのある地域の電気通信設備等の耐水機能を高める等防災構造化を進める。

(2) 重要地域・施設等への伝送経路の分散化及び二重化

主要区間、主要地域及び市民の生活上、福祉上重要な施設、設備等の防災化、伝送経路の分散化、重要設備等の二重化等防災対策を実施する。

(3) 施設・設備の構造改善

災害が発生した場合に、迅速に復旧できるよう施設、設備の設置基準を設けるとともに、構造の改善を進める。

(4) 定期点検・整備の実施

定期的に施設、設備等の点検、整備を実施する。

(5) 応急対策計画及び設備・資機材の整備

災害が発生した場合に備えてあらかじめ応急対策計画を定めるとともに、代替機能設備応急対策用資機材を整備する。

8 水道

水道（用水供給）事業者は、次の対策を実施する。

(1) 主要施設の強風に対する安全構造化

主要な水道施設については、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。

(2) 河川区域内施設の洪水に対する安全構造化

取水施設等の河川区域内施設については、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。

(3) 浸水被害のおそれのある施設に対する浸水防止措置

浸水による被害のおそれのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造としたり、嵩上げする等、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。

(4) 緊急遮断弁の設置

災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、必要に応じ緊急遮断弁を設

置する。

(5) 洪水汚染の防止措置

洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講じる。

第2節 文化財保護対策

実施担当	文化振興課
------	-------

1 市における措置

(1) 防災思想の普及

文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。

(3) 連絡・協力体制の確立

災害が発生した場合に備え管理者等は、市及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

(4) 適切な修理の実施

適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。

(5) 防火・消防施設等の設置

自動火災報知設備、貯水そう、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。

(6) 文化財及び周辺環境整備

文化財及び周辺環境整備を常に実施する。

附属資料	指定文化財……………第4	9
------	--------------	---

2 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸等の二次災害防止につとめる。

3 災害時の対応

(1) 被害状況の把握と報告

(2) 事後措置の指示・伝達

第3節 防災建造物整備対策

実施担当	建築課、関係各課
------	----------

1 県、市、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社における措置

(1) 公共建築物の不燃化

市営住宅、病院等の公共建築物の不燃化を推進する。

(2) 優良建築物等整備事業の推進

市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。

- 2 独立行政法人住宅金融支援機構及び日本政策投資銀行における措置
中高層耐火建築物を建設する中小企業者の組織及び市街地再開発事業を施工する組合に対して耐火建築物の建設を促進する。
- 3 県及び市における措置
 - (1) 防災上重要な施設の耐水性能の確保
防災拠点等防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に対して浸水対策設計・施工を講じる等必要な浸水対策等を推進する。
 - (2) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保
河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を推進する。
- 4 県、市及び私立各学校等管理者における措置
 - (1) 文教施設の耐震・耐火性能の保持
文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の耐震性能・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講じる。
 - (2) 文教施設・設備等の点検及び整備
文教施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。
災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。
 - (3) 危険物の災害予防
化学薬品及びその他の危険物を取扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取扱うとともに、災害の発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

第5章 都市の防災性の向上

基本方針

都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や安全市街地形成土地区画整理事業等の面的整備事業を促進する。

都市の災害防止、土地の合理的利用及び環境の整備を図るため、都市部における防火地域等指定、災害危険区域の指定、宅地造成等の規制及び市街地再開発事業や安全市街地形成土地区画整理事業等の推進により、都市の防災街区を積極的に整備する。

市街地の浸水排除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、都市下水道事業及び公共下水事業等の排水施設整備事業を推進する。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 マスタープラン等の策定	市	(1) 都市計画のマスタープランの策定 (2) 防災街区整備方針の策定
第2節 防災上重要な都市施設の整備	市	(1) 都市における道路の整備 (2) 都市における公園等の整備
第3節 建築物の不燃化の促進	市	(1) 防火・準防火地域の指定 (2) 建築物の不燃対策
第4節 市街地の面的な整備・改善	市	(1) 市街地開発事業等の推進 (2) 災害対策等に関する土地利用規制
第5節 都市排水対策	市	1 (1) 公共下水道事業 1 (2) 都市下水道事業
第6節 地階等の浸水対策	地階等の所有者・管理者・占有者、市	1 (1) 地階等の実態調査の実施 1 (2) 地階等での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発
	市	2 (1) 浸水被害実績の公表 2 (2) 浸水予測区域の公表 2 (3) 浸水想定区域内の施設等の公表 2 (4) 洪水時の地下空間の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達
	地階等の管理者、市	3 (1) 避難体制の確立 3 (2) 計画の報告 3 (3) 計画の公表 3 (4) 訓練の実施
	県、市	4 (1) 浸水防止施設設置の促進 4 (2) 浸水対策事業の集中的実施

第1節 マスタープラン等の策定

実施担当	都市政策課
------	-------

1 市における措置

(1) 都市計画のマスタープランの策定

都市計画区域マスタープラン及び小牧市都市計画マスタープランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。

(2) 防災街区整備方針の策定

地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を策定し、防災再開発促進地区等を定める。

第2節 防災上重要な都市施設の整備

実施担当	建築課、都市政策課、みどり公園課、区画整理課
------	------------------------

1 市における措置

(1) 都市における道路の整備

都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、地震等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

(2) 都市における公園等の整備

都市における大震火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間(オープンスペース)を整備することが必要である。

市は、県広域緑地計画及び緑の基本計画に基づき、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定、都市公園の整備を積極的に進めていく。

都市公園は、過去の例が示すように震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

今後は、震災時の避難場所、避難路、防災活動拠点として機能するよう、都市公園(防災公園)の整備を積極的に推進していく。

また、都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然環境を有する緑地は、特別緑地保全地区等に指定し、積極的に保全していく。

附属資料	都市計画用途地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第4	6
	防火地域及び準防火地域・・・・・・・・・・・・・・・・第4	8

第3節 建築物の不燃化の促進

実施担当	建築課
------	-----

1 市における措置

(1) 防火・準防火地域の指定

市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

(2) 建築物の不燃対策

市は、市街地の延焼防止を図るため、防火地域又は準防火地域以外の区域においても、建築物の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全域を指定している。その区域内における木造建築物等については屋根を不燃材料で葺く等の防火対策をするとともに、外壁のうち延焼のおそれのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。

また、市は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上、避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。

(建築基準法の防火規制)

ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等は、階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、また、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上・消火上支障がないようにする。

ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

第4節 市街地の面的な整備・改善

実施担当	河川課、都市政策課、区画整理課
------	-----------------

1 市における措置

(1) 市街地開発事業等の推進

土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

特に老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地区画整理事業などの面的整備事業を促進する。

(2) 災害対策等に関する土地利用規制

ア 災害危険区域の指定

地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居住を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。

イ 宅地造成等の規制

宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生じる災害のおそれがある区域を知事が指定し、必要な規制を行う。

第5節 都市排水対策

実施担当	河川課
------	-----

1 市における措置

(1) 公共下水道事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管きよの新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止する。

また、必要に応じて調整池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修に当たっては、はん濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

(2) 都市下水路事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の新設又は改修を行い被害を未然に防止する。

また、必要に応じて調整池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修に当たっては、はん濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

第6節 地階等の浸水対策

実施担当	建築課、河川課
------	---------

1 地階等の所有者・管理者・占有者、市における措置

(1) 地階等の実態調査の実施

地階等の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるため、諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施する。

(2) 地階等での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発

市、地階等の所有者等は、豪雨及び洪水時における地下空間への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、周知、啓発を図る。

2 市における措置

(1) 浸水被害実績の公表

市は、地階等の浸水被害の実績について、被害の内容、浸水範囲、浸水深、降雨状況、地形等の情報について公表・周知を図る。

- (2) 浸水予測区域の公表
市は、地階等の管理者及び利用者が当該地階等の危険性を認識できるように、浸水予測地域、はん濫シミュレーション等の公表・周知を進める。
 - (3) 浸水想定区域内の施設等の公表
市は、浸水想定区域内に地階等で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設名称及び所在地について市地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。
 - (4) 洪水時の地階等の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達
市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内の地階等で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。
- 3 地階等の管理者及び市における措置
- (1) 避難体制の確立
地階等の管理者は、円滑な避難誘導ができるよう避難誘導の計画等の整備に努める。
 - (2) 計画の報告
市においては、市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた地階等の所有者又は管理者から、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画について、報告を求めるものとする。
 - (3) 計画の公表
市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた地階等の所有者又は管理者においては、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを公表する。
 - (4) 訓練の実施
市と地階等の管理者等が共同して、浸水災害の発生を想定した訓練の実施に努める。
- 4 県及び市における措置
- (1) 浸水防止施設設置の促進
県、市は、地階等の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等、必要な情報を地階等の浸水防止施設の設置する民間事業者等に提供する。
 - (2) 浸水対策事業の集中的実施
県、市は、地階等の利用が高度に発展し、災害が発生するおそれのある地区においては、雨水対策下水道事業及び河川事業を連携して重点的な対策に努める。

第6章 地盤災害の予防

基本方針

降雨により発生する地すべり・がけ崩れ・山崩れ等種々の地盤災害の予防に万全を期すものとし、土地利用の適正な規制、指導を行う。

市は、県から提供される土砂災害危険箇所や地盤沈下地域を的確に把握し、市地域防災計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させる等県との連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 土地利用の適正誘導	市	1 適正かつ安全な土地利用への誘導規制
第2節 宅地造成の規制誘導	市	1 (1) 宅地造成工事規制区域 1 (2) 造成宅地防災区域 1 (3) 宅地危険箇所の防災パトロール
第3節 土砂災害の防止	市	1 (1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 1 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備
第4節 被災宅地危険度判定の体制整備	市	1 (1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 1 (2) 相互支援体制の整備

第1節 土地利用の適正誘導

実施担当	市政戦略課、道路課、河川課、都市政策課、農政課
------	-------------------------

1 市における措置

地盤災害の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第2節 宅地造成の規制誘導

実施担当	建築課
------	-----

1 市における措置

(1) 宅地造成工事規制区域

市は、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）を指定し、宅地造

成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。

(2) 造成宅地防災区域

市は県に協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、降雨に起因する滑动崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。

(3) 宅地危険箇所の防災パトロール

市は、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

第3節 土砂災害の防止

実施担当	河川課、農政課
------	---------

1 市における措置

(1) 土砂災害危険箇所等に関する措置

適正な土地利用が図られるよう、あらかじめ土砂災害危険箇所についての情報提供を行うものとする。

(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備

土石流発生基準雨量等の設定、土砂災害に対する予報又は警報の発令及び伝達、避難、その他警戒避難体制の確立に関する必要な指導・助言を県から受け、土砂災害を防止するため、土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域が指定されていない箇所については土砂災害危険箇所）の住民への周知体制の整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行う。

(3) 愛知県の実施する防災対策への協力

愛知県の土砂災害の防止における対策等に対して、協力を行うものとする。

2 愛知県における対策

【急傾斜地崩壊危険区域】

降雨等が原因となって急傾斜地の崩壊が発生し、人家等に被害が及ぶ危険性がより高い急傾斜地崩壊危険箇所については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づき、「急傾斜地崩壊危険区域」に順次指定し、災害を防止するために必要な対策を進める。

この指定がなされた区域内の主な対策は、次のとおり。

がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制

標識等による住民への周知

防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導

必要に応じた防災措置の勧告や改善命令

住民自身が施工することが困難又は不適当な箇所の崩壊防止工事の実施

なお、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所については、市及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、指定するものとする。

【土石流危険渓流】

降雨等により山腹崩壊が生じた場合に、崩壊土砂がそのまま渓流を流下したり、渓床に一旦堆積した崩壊土砂がその後の降雨によって一気に流下して土石流が発生し、下流の人家等が被害を受ける危険性が高い土石流危険渓流について、下流の人家等への被害を防止するため、必要な対策を講じる。

土石流危険渓流の主な対策は、次のとおり。

標識等による住民への周知

砂防工事による砂防えん堤の設置

【山地災害危険地区】

山崩れ又はこれらによって発生した崩壊土砂により、人家・公共施設等に被害を与えるおそれのある山地災害危険地区について調査点検し、保安林又は保安施設地区に指定して、治山事業を積極的に推進する。

【土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域】

土砂災害から、市民の生命、身体の保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進し、必要な対策を進める。

土砂災害警戒区域の指定がなされた区域内では、土砂災害警戒区域に関する資料を関係市町村に提供し、市地域防災計画において土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進を図る。

また、土砂災害特別警戒区域の指定がなされた区域内の主な対策は、次のとおり。

開発行為の制限

建築物の安全性の向上

建築物に対する移転等の勧告

なお、未指定の箇所については、市及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、指定するものとする。

第4節 被災宅地危険度判定の体制整備

実施担当	建築課
------	-----

1 市における措置

(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

市は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された被災宅地危険度判定推進部会により、県と協力して土木・建築技術者を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

(2) 相互支援体制の整備

市は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第7章 防災施設等の整備

基本方針

風水害等災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材を事前に整備しておくとともに、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させる必要がある。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
防災施設・設備及び災害用資機材の整備	市、防災関係機関	1 (1) 防災施設等の整備 1 (2) 防災用拠点施設の整備促進 1 (3) 防災中枢機能の充実 1 (4) 浸水対策用資器材の整備強化 1 (5) 防災用拠点施設の屋上番号標示
	消防機関(市)	2 消防施設・設備の整備改善及び性能調査
	水防機関(市)	3 水防倉庫の整備改善及び点検
	名古屋地方気象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社、県	4 気象等観測施設・設備の整備及び観測情報等の関係機関への提供

実施担当	関係各課
------	------

1 市、防災関係機関における措置

(1) 防災施設等の整備

風水害等災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。併せて、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるよう努めるものとする。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

市は、所管する施設・設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(3) 防災中枢機能の充実

保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

(4) 浸水対策用資器材の整備強化

注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な、くい、土のう、スコップ、掛矢等の防災資器材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

(5) 防災用拠点施設屋上における番号表示

災害発生時にヘリコプター等航空機による空からの情報収集活動が、効率的に進められるよう市役所、市民病院等の屋上について、県計画により番号表示を行う。

2 消防機関（市）における措置

消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水そう等の消防用水利、火災通報施設及びその他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル）に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

附属資料	消防施設・設備等……………	第2	2
------	---------------	----	---

3 水防機関（市）における措置

重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な、くい、土のう、スコップ、掛矢等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備、改善並びに点検する。

附属資料	水防施設・設備等……………	第2	4
------	---------------	----	---

4 名古屋地方气象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社及び県における措置

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象等観測施設、設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供する。

（注）気象業務法では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象の観測を行う場合は検定に合格した観測機器を使用するとともに、観測施設を設置した場合はこれを気象庁へ届けることを義務づけている。

附属資料	気象等観測施設……………	第2	1
------	--------------	----	---

5 通信施設・設備等

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、集落、市、県、関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに主要都市間の市外通話施設、有線放送施設、無線施設、放送施設等を防災構造化する等の整備改善に努め、万一これらの施設に被害が生じた場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。

なお、県、市及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報等をリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。

附属資料	通信施設・設備等……………	第2	3
------	---------------	----	---

6 救助施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材及び乾パン等の救助用食料、生活必需品等の物資について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備、改善並びに点検する。

附属資料	救助施設・設備等……………	第2	5
	防災上必要な物資の備蓄……………		第3

7 その他施設・設備等

災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要ブルドーザー、ダンプカー、

トラック等の土木機械等を整備、改善及び点検するとともに、道路が冠水して、一般的な車両では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車両の導入や舟艇を配備する。また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を、定期的を実施するとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を検討する。

附属資料	避難施設等……………	第 8	1
	その他施設・設備等……………	第 2	6

第8章 避難者・災害時要援護者対策

基本方針

市長等は、あらかじめ避難場所や避難所の選定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。

県、市及び災害時要援護者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」(平成6年愛知県条例第33号)の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、災害時要援護者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動等に努める。

市は、災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図るものとする。その際には、災害時要援護者の避難対策に関する検討会(内閣府・消防庁・厚生労働省・国土交通省)作成の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、県が作成している「市町村災害時要援護者支援体制マニュアル」を活用するものとする。

市は、災害発生時には、災害時要援護者への特別な配慮、支援が重要であり、市及び災害時要援護者を入所させる社会福祉施設等の管理者(以下「施設等管理者」という。)は、風水害等から災害時要援護者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。特に、災害時要援護者の支援については、「小牧市災害時要援護者支援体制マニュアル」に沿って、平常時からその所在情報の把握・管理及び安否確認・避難誘導體制の整備等に努めるものとする。

主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 避難場所の確保	市	1(2) 広域避難場所の選定 1(3) 避難場所標識の設置等 1(4) 一時避難場所の選定
第2節 避難所の整備	市	1(1) 避難所等収容施設の整備 1(2) 避難所・避難場所の事前指定 1(3) 避難所が備えるべき設備の整備 1(4) 避難所の運営体制の整備
第3節 避難道路の確保と交通規制対策	市、警察、避難措置の実施者	1(1) 避難道路の通行確保 1(2) 避難道路の選定
第4節 避難に関する広報	市	1(1) 避難場所等の広報 1(2) 避難のための知識の普及
第5節 市等の避難計画	市、防災上重要施設の管理者	1 避難計画の作成
第6節	市、社会福祉施	1(2) 社会福祉施設等における対策

区分	機関名	主な措置
災害時要援護者の安全対策	設等管理者	1 (3) 在宅者対策 1 (4) 外国人等に対する対策 1 (5) 浸水想定区域内の施設等の公表 1 (6) 洪水時の災害時要援護者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

第1節 避難場所の確保

実施担当	みどり公園課、危機管理課
------	--------------

1 市における措置

(1) 避難場所とは

避難場所には、広域避難場所、一時避難場所等いくつかの形態があり、その主旨を整理する。

ア 広域避難場所

広域避難場所とは、大地震時に周辺地区からの避難者を収容し、地震後発生する市街地火災から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地等をいう。

イ 一時避難場所

一時避難場所とは、広域避難場所へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所、又は集団を形成する場所とし、集合した人々の安全がある程度確保されるスペースをもち、また、ボランティア等の活動拠点となる公園、緑地、学校のグラウンド、団地の広場等をいう。

ウ 避難道路

避難道路とは、広域避難場所へ通じる道路又は緑道であって、避難圏域内の市民を当該広域避難場所に迅速かつ安全に避難させるため、あらかじめ指定した、又は整備する道路等をいう。

エ 避難所

避難所とは地震等の災害における家屋の倒壊、焼失等現に被害を受けた者又は、被害を受けるおそれのある者を一時的に学校、公民館等既存建築物等に収容し、保護するものをいう。

(2) 広域避難場所の選定

市長は住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保しておくものとする。

ア 広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド（校庭を含む。）公共空地等が適当と考えられる。

イ 広域避難場所における避難民1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。

ウ 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。

エ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。

オ 広域避難場所は、大規模なげ崩れや浸水等の危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。

カ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。

キ 地区分けをする場合においては、区単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

附属資料	避難所・避難場所……………第8	1	1
------	-----------------	---	---

(3) 避難場所標識の設置等

平素から関係住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておくものとする。

(4) 一時避難場所の選定

一時避難場所の選定に当たっては以下の基準により選定し、確保しておくものとする。

ア 学校のグラウンド、公園、緑地等で、集合する避難者の安全がある程度確保されるスペースを有すること。

イ 地域単位に臨時応急的に集団を形成することとなるので、市民の生活圏を考慮した場所とすること。

ウ 避難民1人当たりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

第2節 避難所の整備

実施担当	みどり公園課、危機管理課
------	--------------

1 市における措置

(1) 避難所等収容施設の整備

市は、人口の10%を目安とした避難者数を想定し、さらに隣接市町相互の応援協力体制によるバックアップのもとに、避難所等収容施設の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

(2) 避難所・避難場所の事前指定

ア 市は、指定に際しては、住民にとって身近な施設にするとともに、二次災害等のおそれがないこと、立地条件や建物の構造等を考慮し、安全性が十分確保されていること、主要道路等との災害時緊急搬出入用災害アクセスが確保されていること及び環境衛生上問題のないこと等を検討しておくものとする。

イ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、災害時要援護者等に対応できるスペースを確保するものとする。

ウ 一人当たりの必要占有面積は以下のとおりとする。

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積

介護が必要な災害時要援護者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。

また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

エ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要援護高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられる等、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。

オ 指定に当たっては、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点等の災害対策に必要な施設は、避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

(3) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所にテント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

ア 情報受信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ等

イ 運営事務機能整備：コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備の整備：投光器、自家発電設備等

(4) 避難所の運営体制の整備

市は、県が平成9年度（平成18年12月改訂）に作成した「愛知県避難所運営マニュアル」等を活用し、各地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとする。

第3節 避難道路の確保と交通規制対策

実施担当	交通防犯課、道路課、危機管理課、協働推進課、市政戦略課
------	-----------------------------

1 市、警察及びその他避難措置の実施者における措置

(1) 避難道路の通行確保

市職員、警察官、消防職員その他避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の通行確保に努めるものとする。また、災害の発生に備え、交通規制計画を定めるものとする。

(2) 避難道路の選定

広域避難場所を指定した場合は、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定し確保しておくものとする。

ア 避難道路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。

ウ 避難道路は、相互に交差しないものとする。

エ 浸水等の危険のない道路であること。

オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第4節 避難に関する広報

実施担当	秘書広報課、河川課、危機管理課
------	-----------------

1 市における措置

市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所・避難所・災害

危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙等を活用して平素から広報活動を実施するものとする。

(1) 避難場所等の広報

指定した避難場所、避難所について、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- ア 避難場所、避難所の名称
- イ 避難場所、避難所の所在位置
- ウ 避難地区分け
- エ 避難場所、避難所への経路
- オ その他必要な事項

(2) 避難のための知識の普及

必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における知識
- ウ 避難収容後の心得

(3) 広報の方法

防災担当者は、これらの広報活動に当たって、広報誌、防災マップ、地域防災カルテによる広報、相談窓口での対応、講習会、防災訓練等を実施するものとする。

第5節 市等の避難計画

実施担当	関係各課
------	------

1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成しておくものとする。

(1) 市の避難計画

市の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

- ア 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- イ 避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ウ 避難場所、避難所への経路及び誘導方法
- エ 避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (ア) 給水措置
 - (イ) 給食措置
 - (ウ) 毛布、寝具等の支給
 - (エ) 衣料、日用必需品の支給
 - (オ) 負傷者に対する応急救護
- オ 避難場所、避難所の管理に関する事項
 - (ア) 避難収容中の秩序保持
 - (イ) 避難民に対する災害情報の伝達
 - (ウ) 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (エ) 避難民に対する各種相談業務
- カ 災害時における広報

- (ア) 広報車による周知
- (イ) 避難誘導員による現地広報
- (ウ) 市民組織を通じたの広報
- (2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項
 - 学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。
 - ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。
 - イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難場所等の選定、収容施設の確保及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。
 - ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合に、収容施設の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

第6節 災害時要援護者の安全対策

実施担当	災害時要援護者対策は、以下の区分による。 障がい者：福祉課 高齢者：長寿介護課 外国人：生活交流課
------	--

1 市及び社会福祉施設等管理者における措置

(1) 対象者の把握

災害時要援護者に関しては、対象者ごと、地区ごとの緻密な把握が、震災時の救援につながるものと考えられるため、対象者の把握方法等に関する詳細は、次の部署で検討を進めるものとする。

- ア 障がい者：福祉課
- イ 介護及び救護を要する高齢者：長寿介護課
- ウ 外国人：生活交流課

さらに、事業者及び地域における取り組みを進めるものとする。

(2) 社会福祉施設等における対策

ア 組織体制の整備

施設管理者は、風水害等災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

イ 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、風水害等災害に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、災害時要援護者が自らの対応能力を高めるため、個々の災害時要援護者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

- エ 防災備品の整備
施設管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。
- (3) 在宅者対策
 - ア 災害時要援護者等の状況把握
あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者等と連携して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。
 - イ 緊急警報システム等の整備
災害時要援護者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。
 - ウ 応援協力体制の整備
被災時の災害時要援護者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。
 - エ 防災教育・防災訓練の実施
災害時要援護者が自らの対応能力を高めるため、個々の災害弱者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。
- (4) 外国人等に対する防災対策
市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。
 - ア 広域避難所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
 - イ 地域全体で災害時要援護者への支援システムや救助体制の整備に努めるものとする。
 - ウ 多言語による防災知識の普及活動を推進する。
 - エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。
- (5) 浸水想定区域内の施設等の公表
市は、浸水想定区域内に主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。
- (6) 洪水時の災害時要援護者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達
市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

第9章 広域応援体制の整備

基本方針

市等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結する等、広域的な応援体制の整備を図るものとする。なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 資料の整備	市	資料の整備
第2節 広域応援体制 の整備	市	1 (1) 相互応援協定の締結 1 (2) 防災活動拠点の確保
	防災関係機関	2 要請手続等の整備
第3節 救援隊等による 協力体制の 整備	市	1 (1) 緊急消防援助隊 1 (2) 広域航空消防応援 1 (3) 愛知県内広域消防相互応援協定

第1節 資料の整備

実施担当	危機管理課、消防総務課
------	-------------

1 市における措置

市長は、災害応急対策に必要な職員の派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておく。

第2節 広域応援体制の整備

実施担当	危機管理課、消防総務課、関係各課
------	------------------

1 市における措置

(1) 相互応援協定の締結

市は、市域に係る災害について適切な応援措置を実施するため災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村との間で災害に関し、物資等の提供、あっせん及び人員の派遣等について応援協定を締結するよう努める。

また、既に締結されている応援協定のほか、愛知県を通じて県外の消防機関に対して応援を求めることができるようにしている。

(2) 防災活動拠点の確保

市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警

察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関と調整の上、確保に努めるものとする。

附属資料	協定等……………	第6	1
------	----------	----	---

2 防災関係機関における措置

防災関係機関相互における応援要請又は応急措置の要請については、あらかじめ手続等を定めておく。

第3節 救援隊等による協力体制の整備

実施担当	消防総務課、危機管理課
------	-------------

1 市における措置

(1) 緊急消防援助隊

市は、大規模災害の発生時に消防庁長官の判断に基づき、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上に努めるものとする。

(2) 広域航空消防応援

市は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

(3) 愛知県内広域消防相互応援協定

市は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努めるものとする。

第10章 防災訓練及び防災意識の向上

基本方針

災害を最小限に食い止めるには、市をはじめとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日頃から、各種災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、市は、防災訓練、教育、広報、市民相談等を通じて防災意識の向上を図る。

防災訓練、教育等の実施に当たっては、災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 防災訓練の実施	県、市等	1(1) 基礎訓練 1(2) 総合訓練 1(3) 防災訓練に伴う交通規制 1(4) 訓練の検証 1(5) 図上訓練等
	市、私立各学校等管理者	2(1) 計画の策定及び周知徹底 2(2) 訓練の実施 2(3) 訓練の反省
第2節 防災のための意識啓発・広報	市	1(1) 防災意識の啓発 1(2) 防災に関する広報 1(3) 家庭内備蓄等の推進
第3節 防災のための教育	市、私立各学校等管理者	1(1) 児童生徒等に対する安全教育 1(2) 関係職員の専門的知識のかん養及び技能の向上 1(3) 防災思想の普及 1(4) 登下校(登降園)の安全確保
	市	2(1) 職員に対する防災教育

第1節 防災訓練の実施

実施担当	危機管理課、消防総務課、予防課、消防署
------	---------------------

1 県及び市等における措置

防災思想の高揚は、訓練を実施することによって一層の成果をあげるものである。従って防災関係機関が中心となって公共的団体、民間協力団体、学校及び地域住民等あらゆる機会をとらえて科学的かつ計画的な図上又は実働訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の練磨を図る。

訓練の実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

(1) 基礎訓練

ア 水防訓練

市は、水防活動の円滑な遂行を図るため、地域の河川状況を勘案した水防訓練を実施する。また、必要に応じ広域洪水等を想定し、防災関係機関が合同して実施するものとする。

(ア) 実施時期

出水期を前に最も訓練の効果がある時期に実施する。

(イ) 実施地域

河川の危険地域等洪水のおそれがある地域で実施する。

イ 消防訓練

市は、消防計画に基づく消防活動を円滑に実施するため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ大火災を想定し、市町村及び県等が合同して実施するものとする。

ウ 避難、救助訓練

市及び防災関係機関は、関係の計画に基づく避難、その他救助の円滑な遂行を図るため水防、消防等の災害防護活動と合わせ、又は単独で訓練を実施するものとする。

また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、百貨店、高層建築物等においては、収容者等の人命保護のため、特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を実施するものとする。

なお、都市型水害対策訓練、地階等からの避難訓練についても実施に努めるものとする。

特に自主防災組織、地域住民等の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底して行う。

エ 通信訓練

市及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て各種災害を想定し、通信訓練を実施する。

オ 非常招集訓練

市及び防災関係機関は、各種災害を想定し、勤務時間外における職員、消防団等円滑な参集、非常配備体制の万全を期するため、必要に応じて実施する。

(2) 総合訓練

上記各種の基礎訓練を有機的に組み合わせ、防災関係機関が合同して、同一想定に基づき総合的な訓練を実施する。

ア 実施時期

災害発生が予想される前の訓練効果のある時期を選んで実施する。

イ 実施場所

災害のおそれのある地域又は訓練効果のある適当な場所において実施する。

ウ 実施の方法

県、市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地元住民・事業所等が一体となって、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。

また、災害応援に関する協定に基づき、他市町村との訓練の相互参加に努める。さらに、ボランティア団体に対しても、総合訓練への参加を求める。

(3) 防災訓練に伴う交通規制

公安委員会は、災害対策基本法又は大規模地震対策特別措置法の定めるところにより防災訓練を効果的に実施するために、必要な限度で区域又は道路の区間を指定して通行禁止等の交通規制を実施する。

- (4) 訓練の検証
県及び市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。
 - (5) 図上訓練等
県及び市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び支部において応急対策活動に従事する本部要員及び支部要員に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施するものとする。
- 2 市及び私立各学校等管理者における措置
- 児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。
- (1) 計画の策定及び周知徹底
災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設・設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、市防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。
 - (2) 訓練の実施
学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相俟って、十分な効果をあげるよう努める。
 - (3) 訓練の反省
訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

第2節 防災のための意識啓発・広報

実施担当	秘書広報課、総務課、教育総務課、学校教育課、危機管理課、消防総務課
------	-----------------------------------

- 1 市における措置
- (1) 防災意識の啓発
市は、災害発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。
また、県の提供する災害に関するビデオ等により、防災教育の推進を図る。
 - ア 災害に関する基礎知識
 - イ 正確な情報の入手
 - ウ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - エ 地域の避難場所、避難路に関する知識
 - オ 避難生活に関する知識
 - カ 家庭における防災についての話し合い
 - キ 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容
 - (2) 防災に関する広報
防災関係機関は市民に対し、その時期に応じて広報に関係記事を掲載する。また、災害の原因、予防応急対策その他に関するパンフレットを作成配布し、防災心得の高揚に努める。
 - (3) 家庭内備蓄等の推進
市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活

必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、3日分程度の家庭内備蓄を推進する。

第3節 防災のための教育

実施担当	子育て支援課、教育総務課、学校教育課、危機管理課
------	--------------------------

1 市及び私立各学校等管理者における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限に留めるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全を最優先する。

(1) 児童生徒等に対する安全教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連をもたせながら、効果的に行うよう配慮する。

(2) 関係職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び保護者への徹底を図る。

ア 通学路の設定

(ア) 通学路については、警察署、建設事務所、消防本部等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内のさまざまな状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

(イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定する等しておく。

(ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。

(エ) 児童生徒等の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携を取り確認しておく。

(オ) 幼児の登下校については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。

(カ) 高等学校及び特別支援学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに(ア)から(エ)に定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検確認しておく。

イ 登下校の安全指導

(ア) 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。

(イ) 通学路における危険場所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

(ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

2 市における措置

(1) 職員に対する防災教育

職員の災害時における適切な判断力を養成し、又は職場内における防災体制を確立するため、防災訓練、研修会、見学会、現地調査等を行い、職員に対する防災教育の徹底を図る。

(2) 学校教育における防災教育

災害の種類、原因についての科学的知識の普及並びに災害予防措置及び避難の方法等、自主防災思想の醸成を図るため、学校教育の全体を通じて防災教育の徹底を図る。

(3) 社会教育における防災教育

社会学級等において、その学習内容に防災教育を組み入れ、この徹底を図る。

(4) 地域住民に対する防災教育

防災に関する展覧会、映写会等の行事、図書の配布等により、水防、土砂災害防止等の災害時における心得等の知識の普及に努めるとともに、地域コミュニティにおける多様な主体のかかわりの中で防災に関する教育の普及推進を図り、地域住民の防災に関する認識を高揚する。

(5) 企業防災の促進

企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

第11章 防災に関する調査研究の推進

基本方針

災害は広範な分野にわたる複雑な現象で、かつその実態は地域的特性を有するので、防災に関する研究は、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連繫を図るとともに、各地域の特性に応じた総合的かつ一体的研究体制を確立し、その効率的推進を図る。

主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
防災に関する調査研究の推進	県、市	1 (1) 危険地域の把握 1 (2) 危険地区の被害想定
	市	2 (1) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備 2 (2) 地籍調査

実施担当	河川課、危機管理課
------	-----------

1 県及び市における措置

重点を置くべき調査研究事項は、次のとおりとする。

(1) 危険地域の把握

法により災害危険地域の指定を受けた地域の現況調査を行うとともに、これだけに留まらず、水害危険地域、地すべり等危険地域、火災危険地域について、広範囲にあらゆる角度から調査し、その実態を把握する。

(2) 危険地区の被害想定

災害時において迅速的確な災害対策が実施できるように社会的要請が強く、かつ、調査の促進が必要とされている上記の危険地域について関係機関、学識経験者等と共同して実態調査を行い、この調査結果及び過去に受けた災害状況等から被害想定をする。

2 市における措置

(1) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

本市における危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実情に即して、的確に把握するための防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティレベルでのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。

(2) 地籍調査

防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

3 調査研究成果の活用

調査研究の成果を将来の具体的防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収録して、広く関係者に配布し、一般防災意識の高揚を図る。

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

基本方針

市長は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、風水害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急対策の推進を図るため、災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。

これらに伴う災害の発生を防御し、又は応急対策等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。なお、職員の初動体制は、「職員初動体制マニュアル」に定める。

大規模な風水害が発生した場合においては、被害の拡大を防御し、又は応急的救助等を行うため市及び防災関係機関は、応急対策の万全を期するものとする。

主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
市	市災害対策本部の設置 災害対策要員の確保	県又は他市町村職員の派遣要請	
防災関係機関		所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備	

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 災害対策本部 の設置・運営	市	1 (1) 災害対策本部 1 (2) 本部員会議
	防災関係機関	2 所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備
第2節 職員の派遣要 請等	市	1 (1) 国の職員の派遣要請 1 (2) 他市町村の職員の派遣要請 1 (3) 職員派遣のあっせん要求

第1節 災害対策本部の設置・運営

実施担当	危機管理課、総務課、契約検査課、人事課、消防総務課、予防課、消防署、関係機関
------	--

1 市における措置

(1) 災害対策本部

ア 設置

本部の設置は、災害対策基本法第23条第1項及び小牧市災害対策本部条例の規定により、市長が市役所に設置するものである。なお、設置の基準は次のとおりである。

(ア) 小牧市に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく、大雨、洪水、

暴風の各警報の1以上が発表され、市長が必要と認めるとき。

(イ) 小牧市に気象業務法に基づく大雨、洪水の各注意報の1以上が発表され、市長が必要と認めるとき。

(ウ) 市内に大規模な地震、火災、爆発その他重大な人為的災害が発生し、市長が必要と認めるとき。

(注) 災害の規模、程度により本部を設置するに至らない場合は、平常時の組織をもって対処する。なお、災害対策本部の運営方法、非常配備体制、勤務時間外等における職員の動員方法等については、防災活動に即応できるよう定める。

附属資料	小牧市災害対策本部条例……………参考第3
------	----------------------

イ 本部設置の公表

本部を設置したときは、直ちにその旨を伝達担任区分により伝達及び公表するとともに本部の標識を市役所に掲示するものとする。

附属資料	伝達担任区分……………第1 9
------	-----------------

ウ 本部の廃止

市長は、災害が発生するおそれが解消したと認められた場合、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められた場合は、本部を廃止する。なお、廃止した場合の公表等については設置の場合に準ずる。

エ 非常連絡

災害応急対策を円滑に実施するため平常時においても体制を確立しておき、非常の際はこれに基づき速やかに行動するものとする。市の災害対策本部における各課職員（班員）の動員要領は次のとおりとする。

(ア) 配備の編成

各班の班長（課長等）は、小牧市非常配備基準に基づき、あらかじめその配備につく職員を定め、職員にその旨を徹底するとともに、非常配備につく職員の氏名を市長公室長に報告するものとする。

(イ) 各課に職員動員命令伝達責任者（以下「伝達責任者」という。）を正副2名設ける。伝達責任者は、勤務時間外、休日等における、その属する課職員に対する動員命令等の非常連絡に当たる。

(ウ) 非常連絡及び動員

消防署の通信担当職員は、県より非常配備に該当する情報等を受領したときは、直ちに消防長及び必要と認める上司に報告し、その指示を受けなければならない。

担当職員は、消防長及び必要と認める上司から報告に対する指示を受けたとき、又は当該指示を受ける以前であっても状況により自ら必要と判断したときは、速やかに各課伝達責任者に対し電話連絡を依頼する等必要な措置をとるものとする。

非常配備職員は、連絡を受けた場合、直ちに登庁して所定の配備体制に就くものとする。

各部課長は、あらかじめ職員に非常連絡系統、配備等必要な事項を周知徹底しておかななければならない。

各班の班長は、非常体制下にあつては特に部下を掌握し、その動員を最も効率的に活動させるとともに、本部長の命令のもとに、他部との相互応援を行うものとする。また、臨機の任務にも率先して積極的に活動しなければならない。

(エ) 職員の非常参集

市の職員は、勤務時間外、休日等において大規模な風水害が発生したときは、以後の状況の推移に注意し、あるいは自らの判断で市役所又は勤務場所に登庁し、所要の配備につかなければならない。

（オ）職員の動員要請

各部長は、災害対策活動を実施するに当たり、職員が不足し、他部の応援を必要とするときは、応援職員動員要請書により市長公室長に通報するものとする。

（カ）動員状態の把握及び通報

各部長は第3非常配備体制に入った場合は、常に各班の職員の動員状態を把握するとともに、適時その状態を職員動員状況通報により市長公室長に通報するものとする。

（キ）待機職員

災害にかかわる活動について特定の任務を与えられていない職員、又は与えられた任務を終了した職員はそれぞれの所属する課に待機し、上司から出勤命令のあったときは直ちに出勤できるよう体制を整えておくものとする。

附属資料	小牧市災害対策本部組織図	第1	6	1
	小牧市災害対策本部の所掌事務	第1	6	2
	非常連絡系統図	第1	7	
	非常配備基準	第1	8	
	応援職員動員要請書	様式第1号		
	職員動員状況通報	様式第2号		

（2）本部員会議

本部員会議は本部長、副本部長及び本部員で組織し、災害対策の基本事項について協議し、又は本部長の指示を受ける。

ア 本部員会議の協議（指示）事項

- （ア）本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。
- （イ）災害情報及び被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- （ウ）被災調査の方法及び基準に関すること。
- （エ）救護物資等給与の基準に関すること。
- （オ）避難の指示勧告に関すること。
- （カ）自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- （キ）国・県の機関、公共機関、他市町村又はその他の機関、団体等に関する応援の要請に関すること。
- （ク）災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- （ケ）その他災害対策に関する重要な事項

イ 本部員会議の開催

- （ア）本部長は必要に応じて本部員会議を招集する。
- （イ）本部員会議は特別の指示がない限り市役所で開催する。
- （ウ）本部員は、それぞれの所管事項において会議に必要な資料を提出しなければならない。
- （エ）本部員は必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。
- （オ）本部員は会議の招集を必要と認めるときは、市長公室長その旨を申し出るものとする。
- （カ）本部員が会議に出席できないときは、代理の職員を出席させなければならない。

ウ 決定又は指示事項の周知

会議の決定又は指示事項のうち職員に周知を要する事項については、各部長は速やかにその徹底を図るものとする。

エ 本部連絡員

本部連絡員は各部庶務担当が当たり、本部員会議との連絡及び部相互間の連絡調整に当たる。

2 防災関係機関における措置

(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、市の地域に風水害による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、防災業務計画その他の計画により防災組織を整備して自ら活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務について協力する。

(2) 公共的団体及び重要な施設の管理者等

公共的団体及び重要な施設の管理者等は、指定公共機関及び指定地方公共機関に準じた活動を行う。

第2節 職員の派遣要請等

実施担当	危機管理課、総務課、消防総務課、消防署、関係機関
------	--------------------------

1 市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

ア 市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

イ 市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「災害時における相互応援に関する協定」（尾張北部広域行政圏）に基づいて春日井市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町及び扶桑町に対して、応援を求めることができる。

ウ 市長は、「愛知県内広域消防相互応援協定書」に基づいて県内の消防機関に応援を求めることができる。

エ 市長は、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」では、愛知県を通して県外の消防機関に応援を求めることができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

ア 市長は、知事に対して災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

イ 市長は、知事に対して地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

(4) 県広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用

市内の医療資源ではあきらかに不足、又は不足が予想される場合は、通信指令室に設置してある端末より、愛知県広域災害救急医療情報システム（EMIS）入力を行い、非常事態を都道府県及び災害拠点病院へ情報発信する。

附属資料	協定等.....	第6	1
------	----------	----	---

第2章 通信の運用

基本方針

<p>県、市及び防災関係機関は、災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達重要通信の疎通を確保する。</p> <p>迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行い、県、市及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。</p> <p>災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定めるものとする。</p>
--

主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
市・防災関係機関		通信手段の確保 専用通信施設の応急措置	
市		放送事業者に対する放送依頼	
NTT西日本		重要通信の確保及び通信の途絶の解消	
放送事業者		放送事業の継続	→
郵便事業者		郵便事業の継続	→

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 通信手段の確保	市、防災関係機関	通信手段の確保
第2節 放送の依頼	市	放送事業者に対する放送依頼 (市長は、知事を通して依頼)
第3節 通信施設の応急措置	西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社	1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消
	市、防災関係機関	3 専用通信施設の応急措置
	放送事業者	4 放送事業の継続
第4節 郵便業務の応急措置	郵便事業(株)、郵便局(株)	郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持

第1節 通信手段の確保

実施責任者	各機関
実施担当	危機管理課、総務課、消防署、関係各課、関係機関、各事業所

1 市及び防災関係機関における措置

(1) 通信連絡系統の整備

各機関は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡系統を整備しておくものとする。

(2) 専用通信の使用

防災関係機関は、情報連絡手段として、無線を利用した専用通信を使用することとする。県が設置する防災行政無線網は、防災行政事務遂行の中核施設として、災害情報の収集伝達のためこれを使用する。

なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要する場合は、所定の手続を経て、これを他人に利用させることができる。

(3) 防災相互通信用無線局の使用

市は、県、他市町村及び防災関係機関と防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。

(4) 衛星通信施設の使用

県、市及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークの一環である衛星通信施設を活用し、映像を含む情報の受伝達に努める。

(5) 同報無線の整備

市は、災害情報や応急対策の実施状況等について、住民に周知するため、同報無線を整備し、迅速な情報の伝達を図る。

(6) 移動系無線局の使用

各防災関係機関は、地震に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

(7) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方もしくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないこととなっている。ただし、災害時等において、有線通信を利用することができない場合又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

(ア) 人命救助に関するもの

(イ) 災害予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害状況に関するもの

(ウ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの

(エ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの

(オ) 遭難者救援に関するもの（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。）

(カ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの

(キ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必

要なもの

- (ク) 県・市防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に関する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (ケ) 電力設備の修理復旧に関するもの

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

なお、放送中継者に非常通信の依頼を行う場合は、災害時の放送業務の重要性を考慮して、厳重な制限があるので、依頼された非常通信を取扱うか否かは、当該放送中継局において決定する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常無線通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

エ 利用者の心得

非常通信を利用する場合は、依頼者は被依頼者側において、その通信の取扱いが便宜であるよう次の事項を守るよう心掛けなければならない。

- (ア) 依頼する通報の内容は、真に非常通信の内容にふさわしいものであり、かつ、速報の作成に当たってはできる限り次の要領によるものとする。

電報形式又は文書形式とすること。

通報は何通でも依頼できるが、1通の電報文はなるべく本文200字以内とすること。

あて先は、住所、氏名及び分かれば電話番号をはっきり記載すること。

本文の末尾に発信人名を記載すること。

用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号をも記載すること。

- (イ) 通報の配達については、無線局の免許人、着信を予想せられる者、その他関係者が配達に協力し、その配達上適宜の措置を講じなければならないため、利用者はあらかじめ通報のあて先を想定し、関係者と協議しておくことが望ましい。

- (ウ) 非常通信はなるべく無料として取扱うようになっているが、通信系路が途中西日本電信電話株式会社回線を媒介するとき、その他通報の取扱いに関し実費額の補償を必要とするときは、その費用を補償しなければならないこともあるから、利用する無線局とあらかじめ協議しておく必要がある。

(8) 孤立防止用無線電話の使用

災害時においては、交通手段、通信手段の途絶により、孤立するおそれのある地域については、西日本電信電話(株)において孤立防止用無線電話(TZ-60型移動無線電話機)が設置されており、この無線電話を活用し、災害情報の報告等通信確保に努めるものとする。

(9) 電話、電報施設の優先利用

各機関は、災害時の警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話もしくは電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

ア 一般電話及び電報

- (ア) 災害時優先電話の登録

各防災関係機関は、災害時における非常扱いの通話等の運用の迅速性及び電話の輻そう回避のため、あらかじめ発信する電話番号を西日本電信電話(株)

名古屋支店に「災害時優先電話」として登録する。（「災害時優先電話」の登録に当たっては、西日本電信電話（株）において登録機関及び登録回線数を指定しているため、西日本電信電話（株）名古屋支店への相談が必要である。）

（イ）非常扱いの通話

天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められた場合、次に定める事項を内容とする市外通話については、すべての通話に優先して接続される。

気象、水象、地象又は地動の観測の報告、又は警報を内容とする通話であって、気象庁及び出先機関相互に行うもの。

洪水等が発生し、又は発生するおそれがある旨の通報、又はその警戒、予防に関する通話であって水防機関相互に行うもの。

災害の予防又は救援に関する通話であって、消防機関又は災害救助機関相互に行うもの。

鉄道、その他の交通施設の災害の予防、又は復旧その他輸送の確保に関する通話であって、輸送に直接関係ある機関相互に行うもの。

通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関する通話であって、通信の確保に直接関係ある機関相互に行うもの。

電力設備の災害の予防又は復旧、その他電力の供給の確保に関する通話であって、電力の供給に直接関係がある機関相互に行うもの。

秩序の維持に関する通話であって、警察機関相互に行うもの。

災害が発生し、又は発生することを知られた者が、その災害の予防、救援に関して直接関係ある機関（消防機関、水防機関、警察機関、災害救助機関、鉄道機関、以下同じ。）に対し行うもの。

なお、申し込みに当たっては、あらかじめ西日本電信電話（株）名古屋支店の承認を得た災害時優先電話から市外局番なしの「102」番にダイヤルして、次の事項をオペレーターに告げる。

非常扱いの電話申し込みであること

登録された電話番号と機関等の名称

相手の電話番号

通話内容

（ウ）緊急扱いの通話

緊急扱いの通話は、次に掲げる事項を内容とする通話に限り、一般通話より優先して接続される。なお、申し込みに当たっては非常扱いの通話に準ずる。

火災、集団的疾患、交通機関の重大な事故、その他これに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とする通話であって、その事実を知った者が、その予防、救援、復旧等に直接関係ある機関との間又はこれらの機関相互に行うもの。

天変事変その他の災害に際し、新聞社、通信社又は放送事業者の相互間で行う通話であって、その災害状況を報道するもの。

（エ）非常扱いの電報

天災事変、その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、非常扱いの通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取扱われる。ただし、気象業務法に基づく警報の次順位となる。

電報発信に当たって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」（22時以降翌朝8時まででは、0120-000115）にダイヤルして次

の事項をオペレーターに告げる。

- 非常扱いの電報の申込みであること。
- 発信電話番号と機関名
- 電報の宛先の住所と機関名等の名称
- 通信文と発信人名

(オ) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取扱われる。

電報発信に当たっては、非常扱いの電報に準ずる。

気象、水象、地象もしくは地動の観測の報告、又は警報を内容とする電報であって、気象庁及び出先機関相互に行うもの

航空機等の遭難に際し、その救援に必要な緊急事項を内容とする電報であって、遭難の事実を知った者とその救援に直接関係のある機関との間、又はこれらの機関相互間に発受するもの

火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他これらに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その事実を知った者とその予防、救援、復旧等に直接関係ある機関との間、又はこれらの機関相互間に発受するもの

イ 専用電話の利用

災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、航空保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話等があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

(10) 携帯電話の活用

各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の効果的な使用を行う。

(11) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

附属資料	通信施設・設備等……………	第2	3
------	---------------	----	---

第2節 放送の依頼

実施責任者	各機関
実施担当	危機管理課、総務課、関係各課、関係機関

1 市における措置

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送局に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。なお、この場合、知事を通じて行うものとする。

第3節 通信施設の応急措置

実施責任者	各機関
実施担当	危機管理課、総務課、関係各課、関係機関

1 西日本電信電話株式会社における措置

西日本電信電話(株)は、緊急に必要な防災関係機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

- (1) 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。
- (2) 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機を使用し応急復旧を図る。
- (3) 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し復旧を図る。
- (4) 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。

2 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びKDDI株式会社における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

- (1) 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。
- (2) 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。
- (3) 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

3 市及び防災関係機関における措置

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするから、速やかに各機関は応急措置をとる。

4 放送事業者における措置

放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更、あるいは他の番組と切り替え、放送に努める。中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

なお、演奏所からの放送継続が不可能となったときは、仮設演奏所により放送の継続に努める。

第4節 郵便業務の応急措置

実施責任者	各機関
-------	-----

1 郵便事業株式会社の措置

(1) 郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路もしくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送もしくは集配便を減便し、又は運送業務もしくは集配業務を休止するものとする。

(2) 支店の窓口業務の維持

災害時において、被災地における支店の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった支店について、仮社屋急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体に充てた救助用の現金書留郵便等の料金免除を実施するものとする。

2 郵便局株式会社の措置

災害時、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るために、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

第3章 情報の収集・伝達・広報

基本方針

災害応急対策責任者（災対法第50条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。

県、市及び関係機関は、相互に密接な連携のもとに、被害状況等収集・伝達活動を行うものとする。

各防災関係機関は、災害時の混乱した事態に、人心の安定、秩序の回復を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況等を住民に周知するとともに、必要に応じ被災状況等の公聴を実施する等、その広報及び報道の内容を中心に定めるものとする。

各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

気象警報等、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動体制の万全を図るうえにおいて欠くことができないものであるため、情報の迅速かつ的確な収集・伝達の要領等について定めるものとする。

主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
気象台	警報の発表・伝達		
市	伝達された情報等の住民等への周知徹底	被害状況等の情報収集及び県等への通報	
		即報基準に該当する災害の報告	
		住民への災害広報	
		相談窓口等の開設	
報道機関		災害広報の依頼に対する協力	

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 気象警報等の伝達	市	1 必要事項を住民及び所在の官公署へ周知
第2節 被害状況等の収集・伝達	発見者	1 災害の発生が予想される異常な現象の通報
	市	2 (1) 承知した異常現象の名古屋地方気象台その他関係機関への通報
		2 (2) 被害状況、災害応急対策等の情報収集及び県等への通報
		2 (3) 行方不明者の情報収集
		2 (4) 即報基準に該当する火災、災害の報告
	2 (5) 災害応急対策完了後 15 日以内の確定報告	
第3節 広報	防災関係機関	1 (1) 関係機関との連絡を密にした広報活動 1 (2) 相談窓口等の開設
	報道機関	2 災害広報の依頼に対する協力
	各機関	3 (1) 報道機関が行う災害報道のための取材活動への協力

区分	機関名	主な措置
		3(2) 住民への災害広報

第1節 気象情報等の伝達

実施担当	危機管理課、総務課、消防署
------	---------------

1 市における措置

市は、市地域防災計画の定めるところにより、必要事項を住民及び所在の官公署へ周知する。

2 気象予報警報等の伝達系統

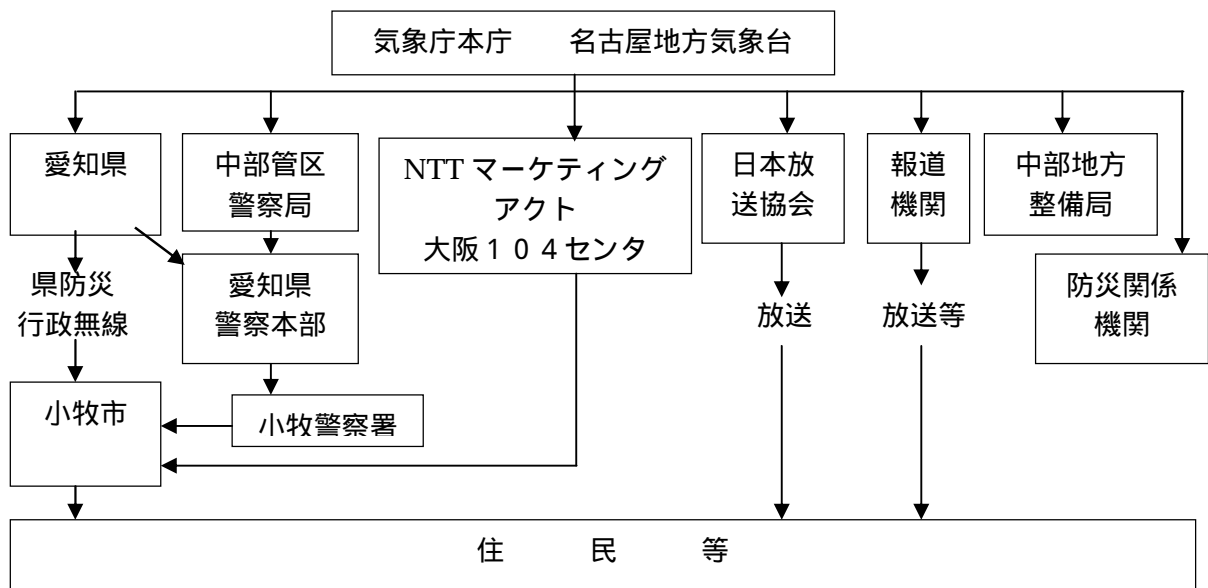
(1) 気象・水象に関する予警報の伝達系統

ア 気象予警報等の伝達は、迅速かつ的確さが要求されるので、具体的にその方法、通報先、担当者を定めておく。

イ 気象予警報等の伝達は、法に基づく系統で行うとともに、周知徹底を期するため申し合わせ等による系統によっても行う。

ウ 気象予警報等の伝達系統は次のとおりである。

(ア) 気象、水象に関する予警報の伝達系統

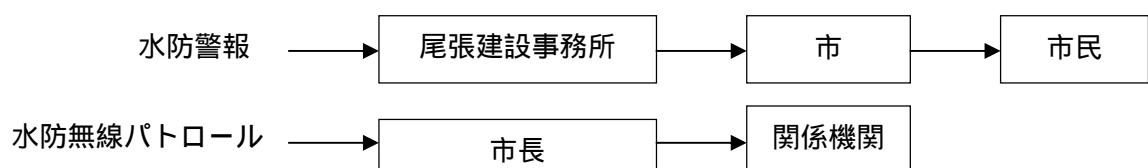


(注) 1 伝達方法

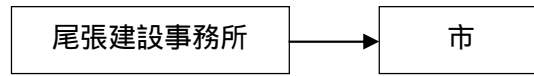
名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。

2 気象庁本庁からNTTマーケティングアクト大阪104センタには、警報についてのみ伝達を行う。

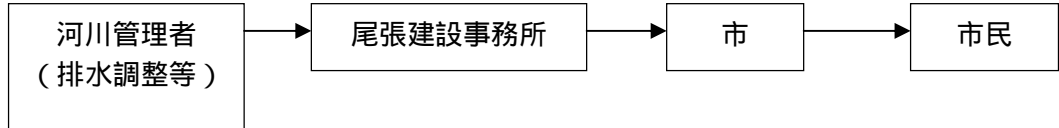
(2) 水防警報の伝達系統



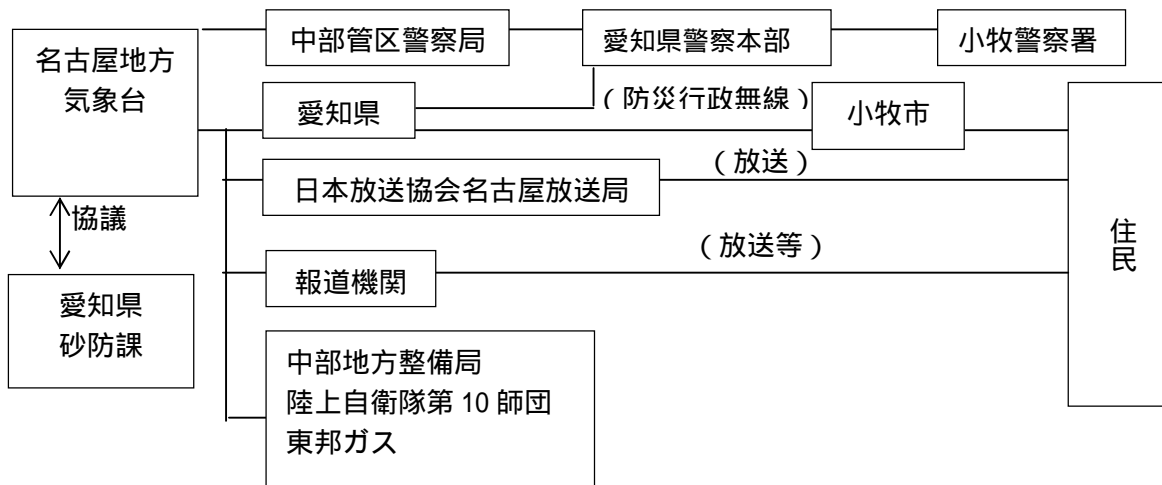
- (3) 水位周知河川（避難判断水位（特別警戒水位）、はん濫危険水位、はん濫発生）
知事が通知する水位周知河川（避難判断水位（特別警戒水位）、はん濫危険水位、はん濫発生）
大山川



- (4) 排水調整の伝達系統（藤島・小木・自才 排水ポンプ）



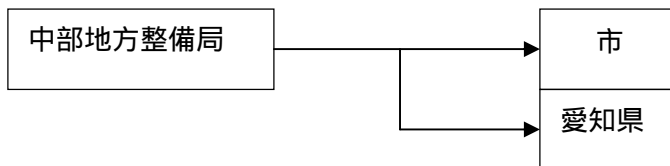
- (5) 土砂災害警戒情報の伝達系統



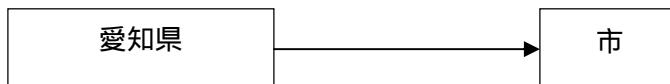
(注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設部砂防課が協議のうえ、名古屋地方気象台が発表する。

- (6) 土砂災害緊急情報の伝達系統

ア 大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水など）

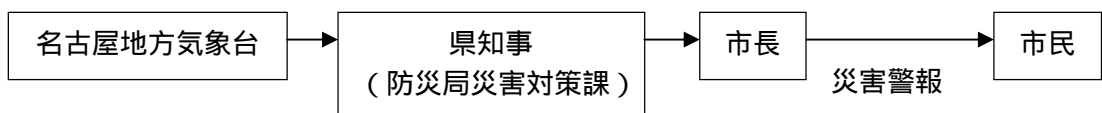


イ 大規模な土砂災害（地すべり）



(注) 土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合に、国・県が実施する緊急調査の結果に基づき、市へ通知される情報で、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報。

- (7) 火災予防のための気象通報



第2節 被害状況等の収集・伝達

実施担当	危機管理課、総務課、消防署 その他の情報の伝達については、各機関
------	-------------------------------------

1 発見者の通報義務

災害の発生が予想される異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報する。

なお、通報を受けた警察官は、直ちに市長に通報する。

2 市の措置

(1) 異常現象を承知した市長は、直ちに名古屋地方気象台その他の関係機関に通報する。

(2) 市長は、被害状況、災害応急対策等の災害に関する情報の収集に努め、遅滞なく県及び関係機関に通報する。

この場合において、市長は、被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。

(3) 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市長は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。

(4) 市長は、即報要領に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第1報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第1報に際し、県に連絡が取れない場合は直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接、消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

(5) 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

(6) 被害調査

災害が発生した場合、被害判定基準に基づき被害調査を行う。この場合区長等は、調査員の依頼があったときは協力するものとする。

(7) 報告責任者

報告は消防長が行う。この報告は災害対策業務上極めて重要なものであるから、その数字等の算出については特別の注意を払うこと。

(8) 取扱要領

ア 調査した被害状況及び災害対策状況を取りまとめる。

イ 取りまとめたものを県知事に報告するとともに、警察及び市防災会議に報告す

る。

(9) 報告要領

報告は、速報と確定報告とする。

ア 速報

無線又は災害用指定電話により道路被害状況及び災害応急対策状況を報告するもので、次の事項に該当したとき、その経過に応じて報告する。

(ア) 小牧市災害対策本部の設置

(イ) 災害救助法適用基準に該当する被害が生じたとき。

(ウ) 災害の状況から判断して報告の必要があると認められるとき。

イ 確定報告

災害に対する応急措置が完了し、被害状況が確定した場合は15日以内に県知事あて文書で行う。

(10) 伝達要領

伝達要領については、附属資料を参照。

ア 人・住家被害等

イ 河川被害

ウ 貯水池・ため池等被害

エ 砂防被害

オ 道路施設被害

カ 水道施設被害

(11) 被害状況等の相互伝達

前各号に掲げる人・住家被害等、河川被害、貯水池・ため池被害、砂防被害、道路施設被害、水道施設被害をはじめ鉄道施設被害、電信電話施設被害、電力施設被害、ガス施設被害等の重要な被害状況については、各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況にかかわる情報を愛知県地域防災計画に定める機関に報告するほか、市内防災関係機関に対し相互に伝達するものとする。

被害の程度及び応急対策状況(経過)要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

ア 人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況

イ 避難の状況

ウ 主要河川、海岸、ため池、砂防設備、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込

エ 主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込

オ 学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況

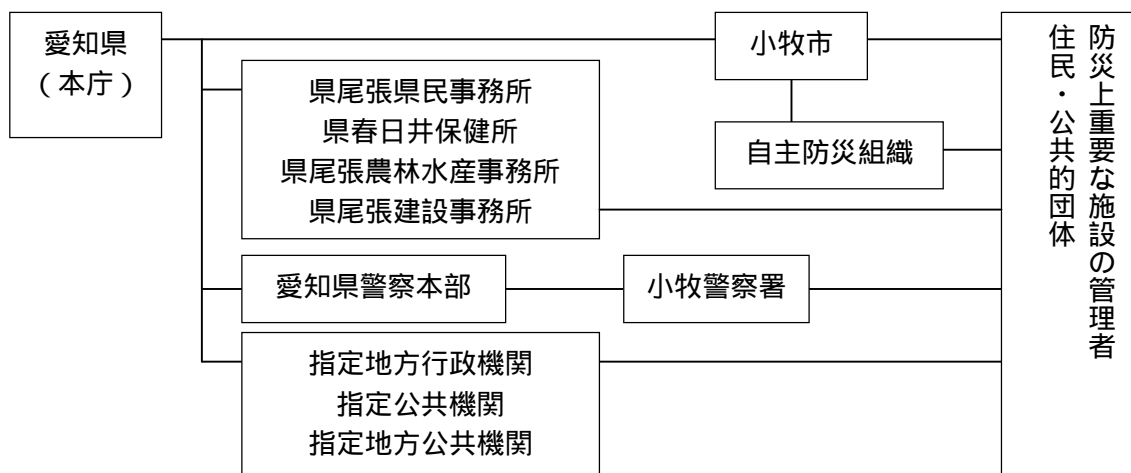
カ 電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込

キ 農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込

ク 応援要請又は職員派遣の状況

3 被害状況等の一般的収集・伝達系統

(1) 被害状況等の一般的収集、伝達系統は次のとおりである。



図：伝達系統図

- (2) 市及び各機関は、自己の所掌する業務に関して、自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達する。
- (3) 情報の収集伝達については、「本編第2章通信の運用」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取扱い、あるいは携帯電話を利用する。
- (4) 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。
- (5) 通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。
- (6) 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。
- (7) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。
- (8) 通報に対する市の措置。
 - ア 警報等を受領した市長公室長は、関係部次長と気象の状況と通報の内容を検討し、必要と認めるものについては市長に報告するとともに、電話・庁内放送により職員に伝達する。
 - イ 排水ポンプ停止等の通知を受領した市長公室長は市長に報告するとともに各機関に伝達する。
 - ウ 市役所の防災行政無線を利用し、県から発表される警報等が遅滞なく受理できるようにする。
 - エ 各次課長は、庁内放送又は市長公室長により警報等の伝達を受けた場合は速やかに、その内容に応じた適切な措置を講じるとともに、必要により市民、市内の官公署、学校、その他関係先へ所要の連絡を行うものとし、方法はおおむね次による。
 - (ア) 電話・ファクシミリによる。（官公署、施設等）
 - (イ) サイレンによる。
 - (ウ) 広報車による。
 - (エ) 区、自主防災組織等を通じる。
 - (オ) 防災情報メ - ル配信サービスによる。

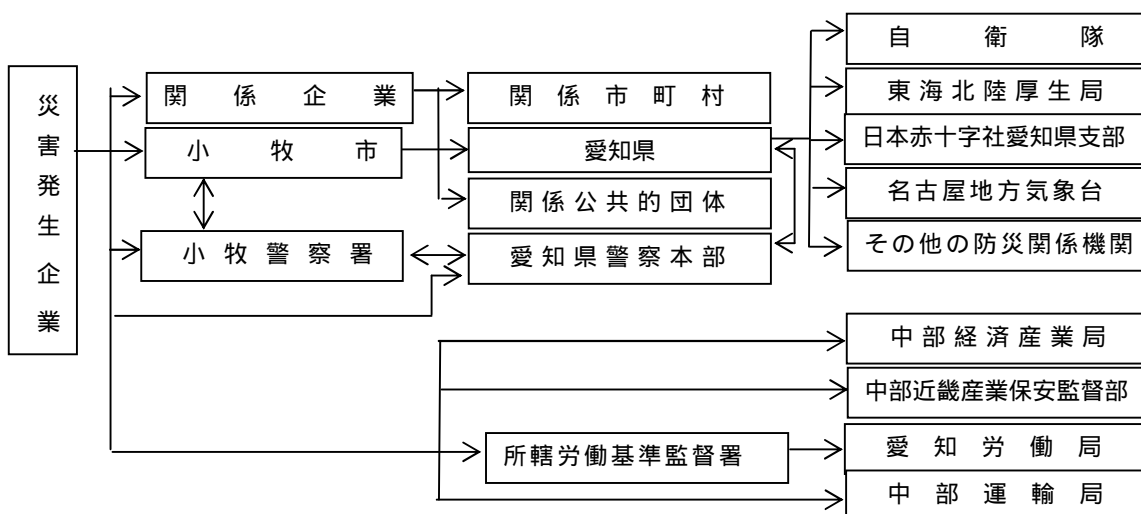
オ 市長公室長は警報等を受理してから、警戒の必要がないことが明らかになるまでの間、県等からの情報により絶えず状況の把握に努めなければならない。

4 重要な災害情報の収集伝達

- (1) 市及び関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は、国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。
- (2) 市、県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

5 特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統

(1) 陸上災害の場合



(2) 航空機災害の場合

「第15章 航空災害対策」による。

6 その他の情報の収集伝達

市及び各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害に係る情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

伝達の対象となる被害		伝達内容
災害発生状況	被害状況、応急対策状況(全般)	附属資料様式第3-1号、3-2号、3-3号によること
人・住家被害状況	人的被害、住家被害	附属資料様式第4号によること
	避難状況、救護所開設状況	附属資料様式第5号によること
公共施設被害	河川被害	附属資料様式第6号によること (確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式による)
	貯水池・ため池被害	
	道路被害	
	水道施設被害	
	その他被害	

7 報告の方法

- (1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線設置機関にあっては、原則として県防災行政無線により報告するものとする。

なお、県防災行政無線未設置機関にあっては、原則、有線電話を使用するものと

する。

また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。

- (2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。
- (3) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして報告するよう努めるものとする。

8 被害状況の照会

- (1) 各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。
- (2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、貯水池、ため池、砂防被害、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。

附属資料	伝達担任区分	第1	9
	排水機の運転調整	第7	1
	被害情報の伝達要領	第8	2 1
	被害判定基準	第8	2 2
	家屋等被害調査基準	第8	2 3
	気象予警報の種類と発表基準	第1	3 4

第3節 広報

実施責任者	各機関
実施担当	秘書広報課、協働推進課、市政戦略課

1 防災関係機関の措置

- (1) 各防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行うものとする。
- (2) 各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

2 報道機関の措置

報道機関は各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

3 各機関の措置

- (1) 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり、資料の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。
- (2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。
 - ア 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供
 - イ ケーブルテレビの放送
 - ウ インターネットホームページ掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供
 - エ 広報紙等の配布
 - オ 広報車の巡回

- カ 掲示板への貼紙
- キ その他広報手段

4 広報内容

- (1) 事前情報の広報
 - ア 気象に関する情報
 - イ 河川の水位の情報
 - ウ 公共交通機関の情報
 - エ その他の情報
- (2) 災害発生直後の広報
 - ア 災害の発生状況
 - イ 地域住民のとるべき措置
 - ウ 避難に関する情報(避難場所、避難勧告、指示等)
 - エ 医療・救護所の開設状況
 - オ 道路情報
 - カ その他必要事項
- (3) 応急復旧時の広報
 - ア 公共交通機関の状況
 - イ ライフライン施設の状況
 - ウ 食料、水、その他生活必需品等の供給状況
 - エ 公共土木施設等の状況
 - オ ボランティアに関する状況
 - カ 義援金、救援物資の受入れに関する情報
 - キ 被災者相談窓口の開設状況
 - ク その他必要事項

5 広報活動の実施方法

- (1) 報道機関への発表
 - ア 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。
 - イ 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。
- (2) 広報車、航空機等
 - 各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。
- (3) その他
 - 各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板やホームページの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。
- (4) 災害報道
 - 報道機関は、次の有効適切な災害関係記事又は番組を編成して報道する。
 - ア 災害関係記事又は番組
 - イ 災害関係の情報
 - ウ 災害対策のための解説、キャンペーン、記事又は番組
 - エ 関係機関の告知事項

第4章 応援協力・派遣要請

基本方針

県、市、各防災関係機関等の各機関は、大規模な災害が発生した場合に、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。

市の地域にかかわる災害の防除及び被災者の救援等について、市の体制では十分に対処することができないときには、市長は、知事に対して自衛隊の派遣を依頼することができる。なお、当該要請ができない場合は、その旨及び市の災害状況を派遣命令者に通知することができる。陸上自衛隊第10師団は、知事等の要請を受け、まず東海地方所在部隊をもって人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続きその他の部隊を集中し、組織的救援活動を行う。また、愛知県内に風水害等による災害が発生した場合は、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、知事の要請を受け又は特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは自主的に部隊を派遣して、人命救助活動等を実施する。航空自衛隊もこれに準じた処置を講ずる。

大災害により大きな被害が発生した場合、平常時よりもはるかに大量かつ広範な各種救援要請が発生し、通常の行政システムや処理能力を質・量ともに越えることが予想される。この際には、公平を原則とする行政と自由で多彩な対応をとることができるボランティアとが、相互に活動原理の相違を認識し、協力関係を築きながら被災者を支援することが不可欠である。そこで、被災後の本市の自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループ等の受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
市		知事・他市町村に対する応援要求 県内広域消防相互応援協定に基づく応援要請 緊急消防援助隊の要請 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼 災害ボランティア支援センターの設置	
自衛隊		災害派遣	→
大阪航空局		自衛隊への災害派遣要請	
防災関係機関		相互の応援要請 資料・調査結果の交換 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼	→

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 応援協力	市	1 (1) 知事等に対する応援要求等 1 (2) 他の市町村長に対する応援要求等
	防災関係機関	2 (1) 防災関係機関相互における応援要求又は応急措置の要請 2 (2) 災害対策上必要な資料又は調査の成果に係る相互交換
第2節 救援隊等による協力	県	1 消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の応援要請
	市	2 愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助及び緊急消防援助隊の要請
第3節 自衛隊の災害派遣	自衛隊	1 災害派遣
	災害派遣要請者	2 自衛隊の派遣要請
	市	3 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼
第4節 ボランティアの受入れ	市	1 災害ボランティア支援センターの設置
第5節 防災活動拠点の確保	市	1 防災活動拠点の確保

第1節 応援協力

実施担当	危機管理課、消防署、関係機関
------	----------------

1 市における措置

(1) 知事等に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

市長は、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする人員、装備、資機材等
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他応援に関し必要な事項

県からの派遣職員（災害応急対策要員）は災害対策本部と調整し、又は災害対策本部の指示を受け、被害状況の現地調査や災害応急対策活動等を行う。

(2) 他の市町村長に対する応援要求等（災害対策基本法第67条）

市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、市の地域にかかる災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、その協定に基づき応援を要請する。なお、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要請する。この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに、必要な応援をするものとする。

2 防災関係機関における措置

(1) 防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要求又は応急措置の要請を行う。

(2) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

3 経費の負担

- (1) 国から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)
- (2) 指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

第2節 救援隊等による協力

実施担当	消防総務課、消防署、関係機関
------	----------------

1 県における措置(緊急消防援助隊等)

県は、県内における大規模災害発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の援助要請を行うものとする。

また、愛知県消防応援活動調整本部を県庁に設置し、緊急消防援助隊及び愛知県内広域消防相互応援協定に基づく消防活動の調整等を実施するとともに、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」による的確な受入れ体制を早期に確立するものとする。

2 市の措置(緊急消防援助隊等)

- (1) 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。
- (2) 市長は、応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。
- (3) 消防総務課及び消防署は、消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

3 応援要員の受入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに当たり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び市長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。

第3節 自衛隊の災害派遣

実施担当	交通防犯課、自衛隊
------	-----------

1 自衛隊における措置

- (1) 陸上自衛隊第10師団長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害派遣要請者から人命財産の保護のための災害派遣の要請を受けた場合には、その内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等派遣の必要の有無を判断し、適切な措置をとる。

(2) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。この際、要請を待たないで部隊等を派遣した後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

(3) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域

災害派遣の要請を受けることができる者	所在地	担任地域	電話番号
航空自衛隊 小牧基地司令	小牧市春日寺 1-1	県下全域	(加入電話) 76-2191 課業時間内: 内線 4032 (防衛部) 課業時間外: 内線 4017 (基地当直) (防災行政無線) 8-8250-31 (作戦室) 32 (当直) (小牧市地域防災無線) 600 (衛星電話) 9-同上
陸上自衛隊 第10師団長	名古屋市守山区守山 3-12-1	県下全域	(加入電話)(052) 791-2191 課業時間内: 内線 4236 (防衛班) 課業時間外: 内線 4301 (当直室) (FAX)(052) 791-4239 (防災行政無線) 8-8230-31 (作戦室) 32 (当直) 33 (防衛班) (衛星電話) 9-同上
陸上自衛隊 第35普通連隊	名古屋市守山区守山 3-12-1	県西部	(加入電話)(052) 791-2191 課業時間内(月~金 8:15~17:00) 内線 4831 (第3科) 課業時間外(土日祝日): 内線 4509 (当直室) (高度情報通信ネットワーク) 8230-34 (第2科)
海上自衛隊 横須賀地方総監	神奈川県横須賀市西逸見町無番地	県下全域	(加入電話) 課業時間内: 046-822-3522 (第3幕僚室) 課業時間外: 046-823-1009 (オペレーション) (衛星電話) 9-012-637-721

ただし、県西部(尾張北東部、尾張西部、名古屋、知多)の連絡調整は第35普通科連隊

(4) 災害派遣の活動範囲

被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索活動	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土嚢作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な防火用具等をもって消防機関に協力して消火に当たるが消火薬剤等は、通常機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路啓開	道路もしくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置をとる

(5) 連絡要員の派遣

自衛隊は、災害派遣要請を受けたときは、必要に応じて、県災害対策本部に連絡要員を派遣する。

- (6) 派遣命令者は、庁舎、営舎その他の防衛省の施設、又はこれらの近傍に火災、その他の災害が発生した場合は、要請の有無にかかわらず、部隊等を派遣することがある。
- (7) 災害派遣命令者は、災害派遣要請者から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなると認める場合には、速やかに部隊等の撤収を命じる。

2 災害派遣要請者

- (1) 知事(市長は自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、知事にその旨を申し出る。)
- (2) 第四管区海上保安本部長
- (3) 名古屋空港事務所長

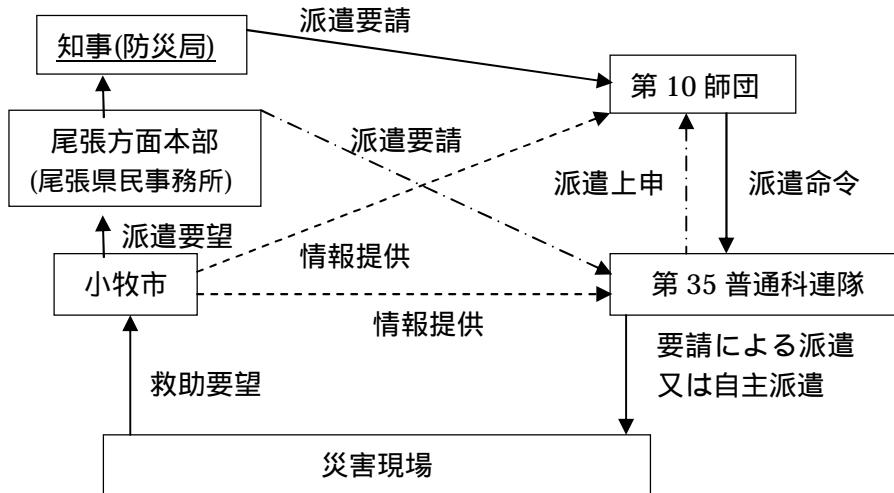
3 市における措置

- (1) 市長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して災害派遣要請依頼書(附属資料:様式第58号)により自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

この場合において、市長は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を関係自衛隊の長に対して必要に応じ通知する。

- (2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信もしくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (3) 市長は、災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。
- (4) 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請依頼書（附属資料：様式第59号）を提出し、撤収要請を依頼する。

4 災害派遣要請等手続系統



（注）時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、尾張方面本部（尾張県民事務所）へも連絡すること。

5 災害派遣部隊の受入れ

市長は、災害派遣部隊を受入れるときは、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めるものとする。

- (1) 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
- (2) 応援を求める内容、所要人員及び資機材用の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- (3) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することのないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- (4) 自衛隊の宿泊施設及び車両等の保管場所の準備をする。
- (5) ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、ヘリポート可能箇所の選定基準に留意し、次の事項を準備する。

ア 事前の準備

- (ア) ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。
- (イ) ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
- (ウ) 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
- (エ) 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの調査・離着陸訓練の実施に対して

協力する。

イ 受入れ時の準備

- (ア) 着陸点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
- (イ) ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- (ウ) 砂塵の舞い上がるときは散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- (エ) ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- (オ) 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- (カ) 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせないようにする。

附属資料	ヘリポート可能箇所の選定基準……………第2 5(4)
------	----------------------------

6 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記を基準とする。
 - ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物の使用料及び借上料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費(自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。)汚物処理料、電話等通信費(電話設備費含む。)及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資材、機材等の調達、借り上げ、その他運搬、修理費
 - エ 県・市が管理する有料道路の通行料
- (2) 負担区分について、疑義が生じた場合あるいはその他必要経費が生じた場合は、そのつど協議して決めるものとする。

第4節 ボランティアの受入れ

実施担当	福祉課、危機管理課
------	-----------

1 市における措置

- (1) 小牧市社会福祉協議会ボランティアセンターは、市と協同でふれあいセンター内に必要な資機材を確保して速やかに災害ボランティア支援センターを設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。なおこの際、愛知県に設置されるボランティア支援本部との情報交換と連携を十分に行いながら取り組む。
- (2) 災害ボランティア支援センターに配置された行政職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行う等の支援を行うものとする。

2 コーディネーターの役割

- (1) 小牧市災害ボランティア支援センターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ(受付、受給調整等)やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。
- (2) 必要に応じ、広報班を通じてボランティアの受入れに関する情報を報道機関に提供する。

- (3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況をふまえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から本市の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。
- (4) ボランティアは、大きく分けて、一般労力提供型ボランティアと専門技術型ボランティアに区分することができ、専門技術型ボランティアについては、それぞれの団体の技能に応じた活動を依頼するものとするが、一般労力提供型ボランティアの活動内容は、主として次のとおりとする。
 - ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達
 - イ 炊き出し、その他の災害救助活動
 - ウ 清掃及び防疫
 - エ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
 - オ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
 - カ 災害応急対策事務の補助

附属資料	災害時におけるボランティア活動に関する協定書……第6	1	30
------	----------------------------	---	----

3 記録等

奉仕団及びボランティア団体等より労務の提供を受けた場合には、記録等を行う。
また、人夫を雇い上げた場合には次の帳簿等を整備し、保存しなければならない。

- (1) 奉仕団等受入記録簿（附属資料：様式第55号）
- (2) 臨時雇い上げ人夫勤務状況表（附属資料：様式第56号）
- (3) 人夫賃支払関係証拠書類

第5節 防災活動拠点の確保

実施担当	危機管理課
------	-------

1 市における措置

- (1) 市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊、警察、消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。
- (2) 市は、県内市町村への応援が必要となる場合の活動拠点としての活用も図るものとする。

2 防災活動拠点の確保

(1) 地区防災活動拠点

市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図るものとする。

3 防災活動拠点の区分と要件等

要件等		1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点	3 広域防災活動拠点	4 中核広域防災活動拠点	5 航空広域防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点
災害想定 の規模		市区域内 ・林野火災 ・局地的な土 砂災害等	複数の市町 村に及ぶ災 害 ・相当規模の 林野火災 ・相当規模の 風水害、土 砂災害等	広域の市町 村に及ぶ災 害 ・大規模な地 震災害 ・大規模な風 水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等		
応援の規模		隣接市町等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等		
役割		被災市町内の 活動拠点	郡単位、広域 圏単位の活 動拠点	広域、全県的 な活動拠点	全県で中心と なる活動拠点	主に空輸され る要員、物資 の集積拠点	海上輸送され る要員、物資 の揚陸・集積 拠点
拠点数		市で1か所程 度	郡又は圏域 単位で1か 所程度	県内に数か 所程度	県内に1か所 程度	県内に1か所 程度	県内に3か所 程度
要件	面積	1ヘクタール 程度以上 できれば中型 ヘリコプター の離着陸が可 能	3ヘクタール 程度以上 中型ヘリコ プターの離 着陸が可能	10ヘクター ル程度以上 中型ヘリコ プターの離 着陸が可能 で、複数機の 駐機が可能	30ヘクター ル程度以上 中型ヘリコ プターの離 着陸が可能 で、相当機の 駐機が可能	中型ヘリコ プターの離 着陸が可能 で、相当機の 駐機が可能	ストックヤード 10ヘクター ル程度以上
	施設 設備	できれば 倉庫等	できれば 倉庫、宿泊施 設等	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 滑走路	耐震岸壁 1万ト級以上 の船舶の係留 施設

附属資料	市防災活動拠点施設……………第8 1 4
------	----------------------

第5章 救出・救助対策

基本方針

市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）、警察は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に収容する。

救出に当たっては、災害時要援護者を優先する。

愛知県では、発災直後に上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災航空隊を設置している。救出・救助活動の実施に当たっては、この防災ヘリコプターの活用を考慮する。

主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
市		救出活動 他市町村又は県への応援要求 広域的な消防隊の応援要請 防災ヘリコプターの応援要請	
警察		救出救助活動 各種情報の収集・伝達	
関係機関		応援要求への協力 避難救出活動への協力	

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 救出・救助活動	市	1 (1) 救出活動 1 (2) 他市町村又は県への応援要求 1 (3) 広域的な消防部隊の応援要請 1 (4) 派遣された緊急消防援助隊の指揮
	関係機関	2 応援要求への協力
第2節 防災ヘリコプターの活用	市	1 防災ヘリコプターの応援要請

第1節 救出・救助活動

実施責任者	市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長） 警察
実施担当	消防総務課、消防署、関係機関

1 市における措置

- (1) 市は、警察と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に収容する。

- (2) 市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (3) 広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「愛知県消防広域応援基本計画」、「災害時における相互応援に関する協定」(尾張北部広域行政圏)及び「愛知県緊急消防援助隊受援計画」の定めるところにより消防相互応援を要請する。
- (4) 緊急消防援助隊の派遣を受けた場合、市長(又は委任を受けた消防長)はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。
- (5) 対象者は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者であって早急に救い出さなければならない次のような場合とする。
 - ア 水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合
 - イ 山津波により生き埋めになったような場合
 - ウ 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - エ その他早急に救出・救助することが必要と認める場合
- (6) 救出の方法
 - ア 浸水地帯における救出

水害に際し、流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合は、救命ボート等により被災者の救出を迅速に行う。また、被害の状況、規模に応じては、さらに防災ヘリコプターの応援を要請する。
 - イ 倒壊家屋等における救出

建物の倒壊、山津波、がけ崩れ等による埋没事故に際しては、救助工作車及び救助用資機材を最大限に活用して迅速に行う。また、被害の状況、規模に応じて重機を所有する関係機関へ応援を要請する。

2 関係機関における措置

応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

3 災害救助法の適用の場合の経費負担

災害の発生の日から3日以内の救出について、救出に要する機械器具の借上費、修繕費及び燃料費は県の負担による。災害救助法が適用された場合、市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、市で行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

4 救出に関する記録

- (1) 被災者救助状況記録簿(附属資料:様式第17号)
- (2) 被災者救助用機械器具燃料受払簿(附属資料:様式第18号)
- (3) 被災者救助用機械器具修繕簿(附属資料:様式第19号)

附属資料	救助用資機材	第2	5	1
	救急車	第2	5	5
	災害救助法施行細則			参考第4

第2節 防災ヘリコプターの活用

実施担当	消防総務課、消防署
------	-----------

1 市における措置

- (1) 防災ヘリコプターを要請する場合は、次のような特性を踏まえて行うものとする。
 - ア 上空からの被害状況調査等の情報収集活動等
 - イ 救助及び救急資機材等並びに人員等の空輸
 - ウ 上空からの災害情報、警報等の広報・啓発活動
 - エ 上空からの火災防御活動
 - オ 上空からの救急救助活動
- (2) 防災ヘリコプターの応援要請を行う際には、以下の点について愛知県防災局消防保安課防災航空グループあてに電話等により速報を行ったうえで、緊急出動要請書を知事に提出する。
 - ア 災害の種別
 - イ 災害の発生場所
 - ウ 災害発生現場の気象状況
 - エ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
 - オ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
 - カ 応援に要する資機材の品目及び数
 - キ その他必要な事項
- (3) 連絡先は、防災局消防保安課防災航空グループとする。
 - ア 電話 0568-29-3121
 - イ FAX 0568-29-3123
- (4) 要請によって知事が防災ヘリコプターを出動させるのは、次の用件のうちの一つに該当するときである。
 - ア 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがあるとき
 - イ 要請のあった市町村等の消防力によっては防ぎよが著しく困難な場合
 - ウ その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合
- (5) この項に定めるもののほか、防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「愛知県防災ヘリコプター運行管理要綱」及び「愛知県防災ヘリコプター緊急運行要領」の定めるところによる。

附属資料	愛知県防災ヘリコプター支援協定……………第6	1	11
	ヘリポート可能箇所……………第2	5	3

第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策

基本方針

<p>医療救護については、医師会、日赤、災害拠点病院、国立病院機構の病院、県立病院等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>災害により医療・助産機構が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、応急的に医療を施し、また助産に関する処置を必要とするので、その方法について定めるものとする。</p> <p>災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。</p>
--

主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
市		医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 近隣市町・県に対する応援要請	保健活動及び心のケア 防疫組織の編成 防疫活動
地元医師会・災害拠点病院		臨機応急な医療活動 災害拠点病院による重傷患者等の受入れ・広域搬送	
D M A T 指定医療機関		災害派遣医療チーム（DMAT）の活動	
日本赤十字社愛知県支部		医療救護活動の実施	

主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 医療救護	市	1 (1) 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 1 (2) 近隣市町・県に対する応援要請
	地元医師会、災害拠点病院	2 (1) 臨機応急な医療活動 2 (2) 災害拠点病院による重傷患者等の受入れ・広域搬送
第2節 防疫・保健衛生	市	防疫・保健衛生活動の実施

第1節 医療救護

実施責任者	市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から通知された市長）
実施担当	保健センター、市民病院

1 市における措置

- (1) 市は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、医療救護所を設置し、必要に応じて地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるものとする。
- (2) 市は、市内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合、他市町村又は県へこれらの実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援要請する。また応援要請があった場合は協力するものとする。

2 地元医師会、災害拠点病院における措置

- (1) 初期においては、地元医師会及び付近の災害拠点病院が臨機応急な医療活動に努める。
- (2) 災害拠点病院は、地元医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入れ拠点及び広域搬送の拠点となる。

3 その他の医療救護関係機関における措置

要請を受けた医療救護関係機関は、これに積極的に協力する。

4 医療救護班の編成・派遣等

(1) 対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者及び災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者。被災者であると否とを問わず、また経済的能力の如何を問わない。

(2) 医療及び助産の範囲

ア 医療

- (ア) 診療
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
- (エ) 病院又は診療所への収容
- (オ) 看護

イ 助産

- (ア) 分娩の介助
- (イ) 分娩前及び分娩後の処理
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

(3) 医療及び助産の方法

ア 医師、看護婦をもって構成する医療・救護班により医療に当たるものとする。そのいとまのない場合は、最寄りの一般診療機関に入院させる等の処置を講じる。また県等から派遣された医療・救護班については、十分効果のある現地活動ができるよう受入れ措置をとるものとする。

(ア) 医療・救護班の編成

医療・救護班は原則として、医師2人又は3人、看護師2人又は3人とする。

市医師会の医療・救護班の編成数は、原則として3箇班とする。

イ 救護所の設置

医療・救護班は被災者の収容所、又はその他適当な地点に応急救護所を設けるとともに、必要に応じて巡回救護を行うものとする。

ウ 重症患者等で設備、資材等の不足のため医療・救護班では医療ができない場合は、国立及び公立の病院、診療所並びに市内の私立病院及び開業医において入院治療を委託するものとする。

エ 災害の規模及び患者の発生状況によっては、県をはじめ、日本赤十字社、医師会、歯科医師会、薬剤師会、助産師会等へ応援を依頼する。

オ 助産については、医師の方法に準じて行う。

カ 医療救護班において応急手当後、医療機関への収容を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。

キ 医療救護班の医薬品、その他衛生機材は、別に定める医療救護班医薬品・医療資機材一覧表に基づき災害用救急箱を整備しておくことを原則とする。

ク 避難所が設置された場合は、医療救護班による巡回診療を実施し、避難民及び周辺住民の医療の確保を図る。

5 救急搬送の実施

- (1) 患者の搬送は、原則として地元及び応援消防機関の救急車両等及びヘリコプター（防災ヘリコプター・ドクターヘリ）等の航空機により行う。
- (2) 消防の救急車両が手配できない場合は、県、市、災害拠点病院で確保した車両により搬送を実施する。
- (3) 道路や交通機関の不通時等、又は、遠隔地及び広域搬送拠点臨時医療施設（ステージケアユニット：SCU）へ重症患者を搬送する場合にはドクターヘリ等を活用する。

6 医薬品その他衛生材料の確保

- (1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの販売業者等から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は県に調達の要請をする。

7 災害救助法の適用の場合の経費負担

- (1) 災害発生の日から14日以内の医療について、医療に要する次の費用は、県の負担による。
 - ア 医療・救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び医療器具修繕費の実費
 - イ 一般の病院、診療所等の委託医療機関による場合は、国民健康保険の診療報酬の額
 - ウ あん摩、マッサージ指圧師等の施術者による場合は、協定料金の額以内の額
- (2) 災害発生の日から7日以内の助産について助産に要する次の費用は県の負担による。
 - ア 医療・救護班等による場合は、使用した衛生材料の実費
 - イ 助産師による場合は、慣行料金の8割に相当する額
- (3) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

8 記録等

- (1) 県から派遣された医療・救護班に関するもの

- ア 診療記録（附属資料：様式第28号）
- イ 医薬品衛生材料使用簿（附属資料：様式第29号）
- (2) 市に関するもの
 - ア 医療班、医療・救護班の編成及び活動記録（附属資料：様式第30号）
 - イ 医薬品、衛生材料受払簿（附属資料：様式第31号）
 - ウ 病院・診療所医療実施状況（附属資料：様式第32号）
 - エ 診療報酬に関する証拠書類
 - オ 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類
- (3) 助産台帳（附属資料：様式第33号）
- (4) 助産関係支出証拠書類

なお、助産で医療を実施した場合は、助産台帳とは別に診療記録を明らかにしておく。

附属資料	市内医療機関・・・・・・・・・・・・・・・・第8 4 1 災害救助法施行細則・・・・・・・・・・・・参考第4
------	---

第2節 防疫・保健衛生

実施責任者	(1) 防疫 ア 知事 イ 市長 (2) 食品衛生監視、栄養指導 ア 知事
実施担当	福祉課、保健センター、環境対策課、廃棄物対策課、リサイクルプラザ

1 市における措置

市長は知事の指導及び地域住民の協力を得て次のことを実施する。

- (1) 積極的疫学調査及び健康診断

県は、市、地区衛生組織等関係機関の協力を得て、被災者の感染症の発生の状況、動向及び原因の調査に当たる。なお、調査の結果、一類感染症等のまん延を防止するため必要があると認めるときは当該者に対し健康診断を受けるべきことを勧告する。
- (2) 防疫班の編成

積極的疫学調査及び健康診断の結果、一類感染症患者の発生があった際、あるいは、発生するおそれがある場合には、県は保健所に防疫班を編成し、防疫活動を実施する。また、市は県に準じて災害対策本部に防疫班を設ける。
- (3) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒等
 - ア 市は、道路、溝きよ、公園等公共の場所を中心に消毒を実施し清掃を行う。
 - イ 市は、被災の直後に環境保全推進員等の協力を得て、家屋、その他の消毒を実施する。
- (4) ねずみ族、昆虫等の駆除

市は、汚物堆積地帯その他に対し、殺虫、殺そ剤を散布する。
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による生活の用に供される水の供給

第3編第10章第1節「給水」に準じて実施する。
- (6) 患者等に対する措置

県は、被災地域において、一類感染症患者が発生し、まん延を防止するため必要があると認めるときは、患者に対し感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、当該患者の移送を行う。なお、感染症指定医療機関に入院することが困難な場合には、県が適当と認める病院又は診療所に入院すべきことを勧告する。

(7) 臨時予防接種

ア 県は、まん延予防上緊急の必要があると認めるとき、又は国から予防接種を行うよう指示を受けた場合は、臨時に予防接種を行い、又は市町村に行うよう指示する。

イ 市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い的確に実施する。

(8) 広報及び健康指導

県は、市の協力を得て被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に務める。

2 食品衛生指導

県、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市は、炊き出しの施設等における食品の衛生的取扱い等その他について指導する。

3 栄養指導等

県及び市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。

4 健康管理

(1) 県及び市は、必要に応じ避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、市は県と協力して保健師、歯科衛生士等による巡回健康相談を行う。

(2) 災害時要援護者の健康状態には特段の配慮をするとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を実施する。

5 健康支援と心のケア

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施する等、住民の健康状態の把握と対応を行う。

(2) 長期避難者等への健康支援

ア 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともにさまざまな問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレス等心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

イ ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行う等、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

(3) 子供たちへの健康支援活動

ア 学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

イ 児童相談センターでも相談窓口を設置する。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、

定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

6 避難所の生活衛生管理

- (1) 県及び市は、避難者の健康状態を調査するとともに、飲料水についてはとくに滅菌して使用する。
- (2) 避難所の生活環境を確保及び衛生状態の保持のため、し尿処理等の衛生指導を行う。

7 動物の保護

- (1) 県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。
- (2) 獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

8 応援協力関係

- (1) 市は、県の実施する臨時予防接種についての対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援要請する。
- (3) 市は、応援要請があった場合は協力するものとする。

附属資料	防疫用資機材……………	第2	5	10
------	-------------	----	---	----

第7章 地域安全・交通・緊急輸送対策

基本方針

災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、応急措置及び交通規制等の措置を推進する。

災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このため交通の円滑を期するよう道路、鉄軌道、空港等交通施設に対する応急措置、交通規制を中心に定めるものとする。

災害発生時には、別に指定する緊急輸送道路を他の道路に優先して復旧作業等を実施して確保する。

県、市及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社		点検の実施 一般通行者に対する情報提供 関係機関との情報交換 応急復旧対策の実施	→ → → →
市		道路被害情報の収集 緊急輸送道路の機能確保 情報の提供 人員・物資等の輸送手段確保 他市町村・県への調達あっせん要請	→ → → →

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 地域安全対策	警察	予防警戒活動
	市	2 警察の実施する地域安全活動に対する協力
第2節 交通対策	道路管理者、県公安委員会(警察)	1 交通規制等の実施
	警察	2 (1) 路上放置車両等に対する措置 2 (2) 道路管理者、消防機関及び自衛隊等との協力 2 (3) 交通情報の提供
	自衛官、消防吏員	3 警察官がその場にいない場合の交通規制等の実施
第3節 緊急輸送道路の確保	道路管理者	1 (1) 交通混雑・被害状況の把握と連絡体制の確立 1 (2) 災害対策用緊急輸送道路の確保 1 (3) 応急復旧活動
	市	2 (1) 道路被害情報の収集

区分	機関名	主な措置
		2 (2) 緊急輸送道路の機能確保 2 (3) 情報の提供
第4節 緊急輸送手段 の確保	市	1 (1) 人員・物資等の輸送手段確保 1 (2) 他市町村・県への調達あっせん要請

第1節 地域安全対策

実施責任者	警察
-------	----

1 警察における措置

警察が行う災害地又は警備対象の多い地域に対する各種犯罪の予防警戒活動については、愛知県地域防災計画に基づき実施されるものとする。

2 市における措置

市は、警察の実施する防犯活動に対し、積極的に協力する。また、避難場所・避難所においては、市民は、積極的に警察に協力するものとする。

第2節 交通対策

実施責任者	(1) 応急措置 道路管理者、鉄道事業者 (2) 交通対策 道路管理者、県公安委員会（警察）
実施担当	農政課、道路課、区画整理課

1 道路管理者及び県公安委員会（警察）における措置

(1) 道路、橋りょう等の応急措置

ア 被害を受けた道路や冠水による道路状況及び交通状況を速やかに把握するため、道路パトロールカーによる巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、関係機関と密接な情報交換を行う。

イ 被害の状況を把握し、応急復旧計画を作成して、緊急復旧に努める。

(2) 交通規制の実施

ア 道路管理者及び県公安委員会（警察）は、災害により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、交通の安全を確保し、又は災害応急対策を的確かつ円滑に実施する必要があると認められたときは、通行の禁止・制限、う回路の設定及び情報の提供を実施する。なお、積雪や凍結等により著しく交通の安全と円滑に支障が生じた場合においても、前記に準じて必要な措置をとる。

イ 道路管理者及び警察は、通行の禁止・制限の規制を行うに当たっては、相互に連絡協議する。

ウ 道路管理者又は警察は、通行の禁止・制限の規制を行った場合、規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず通行を禁止又は制限したことを明

示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。

また、これら規制を行ったときは、適当な回路を設定し、あるいは交通輻そうを避けるため、代替路線を指定したときは、必要な地点に図示する等によって一般交通ができる限り支障のないよう努める。

(3) 交通規制の方法

災害発生時の交通規制は、災害対策基本法第76条及び道路交通法第4条、第5条及び第6条により行うこととし、災害対策基本法による場合は、同法施行令第32条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。

(4) 交通安全施設及び交通管制機器の確保

緊急交通路の信号機が停電等により滅灯した場合は、信号機電源付加装置により信号機能を保持させ、また、信号柱が倒壊した場合は、可搬式信号機を設置する等の滅灯対策を実施し、路線上の交通を確保する。

(5) 社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、緊急交通路の確保等を円滑に実施するため社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。

(6) 関係機関との緊密な連絡

ア 法第76条の規定による緊急通行車両以外の車両の通行の禁止・制限は、県内のみならず、近隣県において発生した災害についてもなされ、あるいは県内の災害でも近隣県からの輸送車両に対してもなされるので、警察(中部管区警察局、県警察本部)は、その災害地の実態、災害地への道路及び交通の状況あるいは規制措置内容等につき、関係県、関係警察及び関係市町村と相互に緊密な連絡をとることとする。

イ 道路、橋りょう等交通施設の被害状況及び交通の混乱状況を発見し、又はこれらの状況につき通報を受けた警察又は市は、その道路管理者又は警察に速やかに通報する等、道路管理者と警察は緊密な連絡をとり、応急工事、交通規制等の適切な措置がとられるよう配置する。

2 警察における措置

(1) 路上放置車両等に対する措置

ア 災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、同法第76条の3の規定に基づき、次の措置をすることができる。

(ア) その車両の運転者等に対し車両移動等の必要な措置を命じる。

(イ) 運転者等が命じられた措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自らその措置をとる。この場合、やむを得ない限度において車両等を破損する。

イ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。

(2) 道路管理者、消防機関及び自衛隊等との協力

警察は緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関及び自衛隊と協力し、状況に応じて必要な処置をとる。

(3) 交通情報の提供

交通情報板等を活用し、交通規制及び道路の被災状況等に係る情報提供を実施す

る。

3 自衛官及び消防吏員における措置

派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同法第76条の3の規定による措置をすることができる。自衛官及び消防吏員が同法第76条の3の規定による措置をした場合には、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

4 自動車運転手の措置

災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

- (1) 速やかに車を次の場所に移動させること。
 - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、道路の区間以外の場所
 - イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車をできる限り道路の左端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (3) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って、車を移動又は駐車すること。

5 緊急通行車両の確認等

- (1) 緊急通行車両の確認
県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。
- (2) 緊急通行車両の届出
緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認届出書」（附属資料：様式第49号）を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。
- (3) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付
緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」（附属資料：様式第50号）を、標章（附属資料：様式第51号）とともに申請者に交付する。

6 相互協力

- (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。
- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。
- (3) 市は、応急工事の実施が困難な場合、県の要員の確保について応援を要請する。

第3節 緊急輸送道路の確保

実施担当	道路課
------	-----

1 道路管理者における措置

道路の管理者は、道路によりそれぞれ国、県、市等にわかれているが、災害時には各道路管理者及び関係機関が相互に協力して、適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止を図るとともに、緊急度の高い路線から重点的に応急復旧作業を行い避難救出、緊急物資の輸送、警察、消防活動等が円滑に行えるよう道路交通の確保を図る。

なお、緊急輸送道路の指定については、病院、浄水場、空港、広域避難場所等の施設等との有機的な連携を十分考慮し、災害対策活動の円滑化を図るものとする。

さらに、道路の復旧に当たっては、県の定める緊急輸送道路の復旧を支援するとともに、本市の指定する緊急輸送道路の復旧を道路管理者の立場から行うものとする。

(1) 交通混雑・被害状況の把握と連絡体制の確立

交通混雑及び被害状況を迅速かつ的確に把握することはきわめて重要である。関係各機関は組織機能を有効に活用して、道路状況、被害状況を積極的に調査把握し災害対策本部に報告するとともに、関係機関に連絡する。

(2) 災害対策用緊急輸送道路の確保

災害により道路施設が被害を受けた場合、災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため重点的に応急復旧する路線として、次の災害対策用緊急輸送道路の確保を図る。

ア 第1次緊急輸送道路

国の基幹道路である高速自動車国道、一般国道を中心に人口集中地域への重要な基幹輸送道路

イ 第2次緊急輸送道路

市役所、病院等に通ずる導入幹線輸送道路

ウ 第3次緊急輸送道路

救援物資等の備蓄地点、又は集積地点等へ通ずる導入幹線輸送道路

エ 市指定緊急輸送道路

本市の指定する緊急輸送道路

(3) 応急復旧活動

ア 復旧順位

前項の緊急輸送道路の順位で災害の態様と緊急度に応じて各道路管理者の連携のもとに実施する。

イ 復旧資機材等の確保

市内各地域の復旧資材、機械及び作業要員の実態を把握し、応急復旧に対処する供給体制を確立する。

ウ 復旧方法

(ア) 道路の段差、き裂は、砕石及び土砂で路面の応急復旧を行う。

(イ) 瓦礫等の道路上の障害物は、道路の路側に堆積し、交通の確保を図る。

(ウ) 落橋した場合には、応急対策として代替橋を確保するものとし、その他必要に応じH形鋼、覆工板により復旧する。

2 市における措置

(1) 道路被害情報の収集

巡視等の実施により、被害情報を速やかに把握する。

(2) 緊急輸送道路の機能確保

管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。

(3) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者に対して情報提供を行う。

第4節 緊急輸送手段の確保

実施責任者	(1) 輸送力の確保 各機関 (2) 緊急輸送車両の確認 県、県公安委員会(警察)
実施担当	用地課、緊急通行車両確認申請は危機管理課

1 市における措置

(1) 輸送力の確保

輸送力の確保については、市所有の車両等を掌握するとともに、公共的団体による車両と人員の協力を受けて確保に努める。なお、市内運送業者に対しては、あらかじめ災害時の車両借上げについて協議しておくものとする。

(2) 市は、自動車等の確保が不可能で輸送活動の実施が困難な場合は、次の事項を明示して他市町村又は県へ、これらの実施又は自動車等の確保につき応援要請する。また、応援要請があったときは協力するものとする。

- ア 輸送区間及び借上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要事項

(3) 輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、緊急度、現地の交通施設等の状況を勘案し、次により最も適切な方法により実施する。

- ア 自動車による輸送
貨物自動車、乗合自動車等用途、道路事情等に応じた車両により輸送する。
- イ 鉄道等による輸送
道路の被害等により、自動車による輸送が不可能なとき又は他市町村遠隔地において物資を確保したときで、鉄道等によって輸送することが適当なときは、鉄道等による輸送を行う。
- ウ 舟艇等による輸送
浸水地域の避難者の収容その他物資等の輸送は舟艇等による輸送を行う。
- エ 空中輸送
災害の状況により、空中輸送を必要とする場合、市長は知事に自衛隊の出動要請依頼を行い空中輸送を行う。

2 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急(復旧)対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急(復旧)対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急(復旧)対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資、機材

3 緊急通行車両の事前届出及び確認

(1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急通

行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察本部）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察本部）へ緊急通行車両の事前届出を行うこととする。

- (2) 災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、本章第2節7に定めるところによる。

4 輸送の記録

輸送を実施した場合には次の帳簿等を整備保存しておく。

- (1) 輸送記録簿（附属資料：様式第52号）
- (2) 燃料及び消耗品受払簿（附属資料：様式第53号）
- (3) 修繕費支払簿（附属資料：様式第54号）
- (4) 輸送関係支払証拠書類

5 輸送の費用

市内の運送業者とは、事前に協議を行い、定めておくものとする。

附属資料	市有自動車……………第2 6 2
	緊急通行車両等届出書……………様式第49号
	緊急通行車両確認証明書……………様式第50号
	緊急通行車両の標章……………様式第51号

第8章 水害防除対策

基本方針

<p>災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物に対する措置を実施する。</p> <p>洪水による風水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒・防御し、及びこれによる被害を軽減するよう、水防活動を実施する。</p> <p>洪水等による木材の流出から安全を確保するため、流木の防止措置を実施する。</p>

主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
水防管理者等	水防活動		
市		農地等のポンプ排水	農作物等の応急措置
公共貯木場管理者・貯木木材所有者等	木材、筏の混乱	流散の防止 流木の除去	

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 水防	水防管理者、ため池・水門等の管理者、河川管理者	(水防活動) 1 (1) 水防計画 1 (2) 水防活動
	市、土地改良区	(たん水排除) 2 たん水排除の実施
第2節 防災営農	市、土地改良区	(農地及び農業用施設に対する応急措置) 1 (1) ポンプ排水による農地のたん水排除 1 (2) 土依積等による排水機の浸水防止 1 (3) ため池の堤防決壊防止 1 (4) 用排水路の決壊防止 1 (5) 頭首工の保全措置
	市	(農作物に対する応急措置) 2 (1) 災害対策技術の指導 2 (2) 種子粕の確保 2 (3) 病害虫の防除 2 (4) 凍霜害防除
	市、畜産関係団体	(家畜に対する応急措置) 3 (1) 家畜の管理指導 3 (2) 家畜の防疫 3 (3) 飼料の確保
	市、森林組合	(林産物に対する応急措置)

区分	機関名	主な措置
		4(1) 災害対策技術指導 4(2) 風倒木の処理指導 4(3) 森林病虫害等の防除 4(4) 凍霜害防除

第1節 水防

実施責任者	(1) 水防活動 水防管理者、ため池・水門等の管理者、河川管理者、ため池管理者 (2) たん水排除 市、土地改良区
実施担当	農政課、河川課、消防総務課、消防署、消防団

(水防活動)

1 水防管理者、ため池・水門等の管理者、河川管理者における措置

(1) 水防計画

水防管理団体が行う水防が円滑に実施されるための水防に関する計画は、愛知県水防計画を基礎として、各水防管理団体の地域特性に応じて適宜修正したうえ、必要事項を網羅して定める。

(2) 水防活動

ア 消防団の出動

水防管理者(市長)は、水防警報が発表される等水防上、危険が予想される状態にいたったときは、愛知県水防計画及び小牧市消防計画に定める基準により消防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

イ 監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに水防関係者に連絡する。

ウ ため池、水門等の操作

ため池、水門等の管理者(操作責任者を含む。)は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期する。

エ 水防作業

河川、ため池が漏水、がけ崩れ、越水等の状態にあり、放置しておく危険となった場合、水防管理者は、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して主として、積土俵工、月の輪工、釜段工、折返し工、シート張工、木流し工、杭打積土俵工、五徳工等の水防工法を実施する。

オ 水防情報

適切な水防活動を行い避難体制を講じるに当たって、重要となるのが河川の情報であることから、市及び関係機関は、それぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全を期するものとする。

カ 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を県及びはん濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。また、決壊箇所については、できる限りはん濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

(たん水排除)

2 市及び土地改良区における措置

市又は土地改良区は、河川の決壊等によりたん水した場合は、本章第2節「防災営農」の1(1)に定めるたん水排除を実施するほか、市は、排水ポンプにより排水作業を実施し、都市下水道施設が損壊した場合は直ちにこれに応急措置を施す。

3 応援協力関係

(1) 水防活動

ア 水防管理者は、水防作業の実施が困難な場合、他の水防管理者又は市へ水防作業の実施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要請する。

イ 水防管理者は、水防上必要と認めるときは、警察に対して出動を要請する。

ウ 応援要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(2) たん水排除

本章第2節「防災営農」の1(1)を参照のこと。

第2節 防災営農

実施責任者	(1) 農地及び農業用施設に対する応急措置 市、県、土地改良区 (2) 農作物に対する応急措置 市、県、農業協同組合等農業団体 (3) 家畜に対する応急措置 市、県、農業協同組合、畜産関係団体 (4) 林産物に対する応急措置 市、県、森林組合
実施担当	農政課

(農地及び農業用施設に対する応急措置)

1 市、土地改良区における措置

(1) ポンプ排水による農地のたん水排除

河川等のはん濫により農地にたん水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により、たん水排除を図る。なお、ポンプ排水又は堤防切開を行うに当たっては、河川管理者と事前協議を行うものとする。

(2) 土俵積等による排水機の浸水防止

排水機場に浸水のおそれがあるときは、土のう積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ(移動用ポンプ)によりたん水排除に努める。

(3) ため池の堤防決壊防止

ため池が増水し、漏水、越水のおそれがある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水樋管を開放し、下流への影響を考慮の上、水位の低下に努める。

なお、堤防決壊防止のための応急工事の実施に当たっては、水防管理団体と相互に連絡を密にして行う。

(4) 用排水路の決壊防止

取水樋管、立切等の操作又は応急工事を実施することにより、水路の決壊防止に努める。被災した場合は、通常の通水に支障のない程度の応急復旧を行う。

(5) 頭首工の保全措置

頭首工の保全についても必要な措置をとるとともに、決壊するおそれがある場合は、応急工事を行う。

(農作物に対する応急措置)

2 市における措置

市は、県及び農業協同組合等団体の協力を得て、農作物の被害の実態に即応し、次の措置を講じる。

(1) 災害対策技術の指導

被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、県及び農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

(2) 種子初確保

被害の状況に応じ、国又は県に協力を要請するとともに、市内外の農家又は民間種苗商社に依頼し、融通を受け、被災地農業協同組合にこれを割りあて配布する。

(3) 病害虫の防除

病害虫の異常発生、又はまんえんを防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討、県及び農業協同組合等農業団体と一体となって具体的な防除の実施を指示指導、又は農薬を確保する。

(4) 凍霜害防除

有線放送等を活用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する。
なお、注意喚起期間は原則として毎年4月1日から5月10日までとする。

(家畜に対する応急措置)

3 市、畜産関係団体における措置

市は、次に掲げる事項について、県(家畜保健衛生所)、畜産関係団体等に協力をすすめる。

(1) 家畜の管理指導

災害発生に伴う家畜の管理について、地域の実情に応じた指導を行う。

(2) 家畜の防疫

各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合、家畜防疫員の協力を得て、家畜等の消毒を行い、必要があると認めるときは緊急予防注射を実施し、家畜伝染病が発生した場合は、家畜等の移動を制限する等の措置をとる。

(3) 飼料の確保

農業協同組合等において飼料の供給が困難である場合は、県に要請して、飼料工業会等に対し売却するよう依頼する。

(林産物に対する応急措置)

4 市、森林組合における措置

市は、次に掲げる事項について、県等に協力する。

(1) 災害対策技術指導

種苗経営者、森林所有者に対し、被災苗木、林木に対する措置等林産物につき技術指導を行う。

(2) 風倒木の処理指導

風倒木の円滑な搬出等について、森林所有者に対し、必要な指導を行う。

(3) 森林病虫害等の防除

森林病虫害等を防除するため、森林所有者に対し、その防除活動につき技術指導を行う。

(4) 凍霜害防除

4(4)に準ずる。

5 応援協力関係

(1) 農業用施設に対する応急措置

市及び土地改良区は、たん水排除の実施に当たり、必要に応じて、県へ移動用ポンプの貸与を依頼し、県は依頼状況を広域的に勘案の上、貸付を行う。また、市及び土地改良区は単独で排水作業を行うことが困難な場合には県へ応援を要請する。また、ため池、用排水路について応急工事の実施が困難な場合、他市町村、土地改良区へ応急工事実施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要請する。

附属資料	家畜衛生車.....	第8	6	5
------	------------	----	---	---

第9章 避難者対策

基本方針

災害により危険が急迫し、地域住民の生命、身体の保護が必要と認められるときは、防災の第一次的責務者である市長を中心として相互に連携をとり地域住民に対し、避難のための立退きを勧告・指示して、安全な場所へ避難させることが必要であるから、その方法及び避難所について定めるものとする。

市は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時要援護者への支援体制を整備するものとする。

主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
市	立退きの勧告・指示 避難所の開設	他市町村・県への応援要求 要援護者の安否確認・避難誘導	
		避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保	→
		外国人への情報提供	→
		福祉避難所の設置	

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 避難の勧告・指示	市	1 (1) 避難のための準備情報・勧告・指示 1 (2) 報告（災害対策基本法第60条第3項） 1 (3) 他市町村又は県に対する応援要求
	水防管理者	2 (1) 立退きの指示 2 (2) 通知（水防法第29条）
	県（知事又は知事の命を受けた職員）	3 (1) 洪水のための立退きの指示 3 (2) 地すべり等のための立退きの指示 3 (3) 通知（地すべり等防止法第25条） 3 (4) 他市町村に対する応援指示
	警察（警察官）	4 (1) 警察官職務執行法第4条による措置 4 (2) 災害対策基本法第61条による指示 4 (3) 報告・通知等（報告・警察官職務執行法第4条第2項）
	自衛隊（自衛官）	5 (1) 避難等の措置 5 (2) 報告（自衛隊法第94条）
第2節 避難所の開設	市	1 (1) 避難所の開設 1 (2) 多様な避難所の確保 1 (3) 他市町村又は県に対する応援要求
第3節 災害時要援護者支援対策	市	1 (1) 要援護者の安否確認・避難誘導 1 (2) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 1 (3) 福祉避難所の設置 1 (4) 福祉サービスの継続支援 1 (5) 県に対する広域的な応援要請 1 (6) 外国人への情報提供

第1節 避難の勧告・指示

実施責任者	(1) 市長(すべての災害の場合) (2) 知事又は知事の命を受けた職員(水防法、地すべりの場合) (3) 警察官(すべての災害の場合) (4) 自衛官(")
実施担当	関係各課、消防署、自衛隊、警察

1 市における措置

(1) 避難のための準備情報・勧告・指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示又は勧告する。

なお、当該災害の発生により、市長が避難のための立退き勧告等の事務を全部又は大部分実施できないときは、災害対策基本法第60条第5項の規定に基づき、知事が市長に代わってその事務を実施するものとする。

また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備(災害時要援護者避難)情報を伝達する。

(2) 報告(災害対策基本法第60条第3項)

(1)により、立退きを指示又は勧告した場合は、直ちに知事に報告する。



(3) 他市町村又は県に対する応援要求

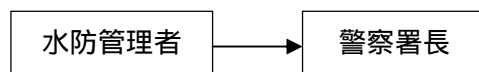
市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2 水防管理者における措置

(1) 立退きの指示

洪水のはん濫により著しい危険が切迫しているとき、立退くことを指示する。

(2) 通知(水防法第29条)



3 県(知事又は知事の命を受けた職員)における措置

(1) 洪水のための立退きの指示

洪水により著しい危険が切迫しているとき、立退くことを指示する。

(2) 地すべり等のための立退きの指示

地すべり等により著しい危険が切迫しているとき、立退きを指示する。

(3) 通知(通知・地すべり等防止法第25条)

地すべり等防止法の規定により立退きを指示した場合は直ちに警察官に連絡する。

(4) 他市町村に対する応援指示

県は、市の実施する避難の誘導及び移送につき、特に必要があると認めるときは、

他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

4 警察（警察官）における措置

(1) 警察官職務執行法第4条による措置

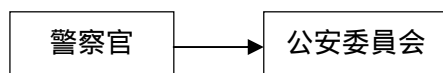
災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

(2) 災害対策基本法第61条による指示

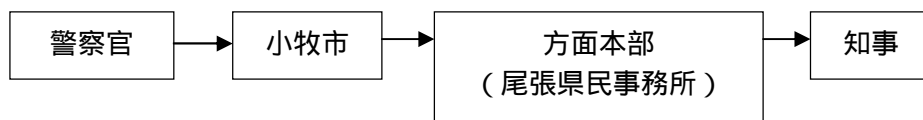
市長による避難指示ができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立ち退きを指示する。

(3) 報告・通知等

(1) の場合（報告・警察官職務執行法第4条第2項）



(2) の場合（通知及び報告・法第61条第2項及び3項）

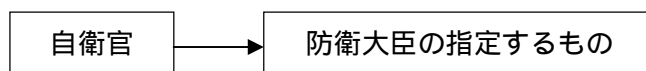


5 自衛隊（自衛官）における措置

(1) 警察官職務執行法第4条による措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、4(2)「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置を執る。

(2) 報告（自衛隊法第94条）



6 避難勧告・指示等の時期

(1) 避難の勧告・指示は、危険が切迫する前に十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるように努める。

(2) また避難勧告や指示等に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。

(3) 避難の勧告、指示を発令する基準について、降水量や河川水位等の数値あるいは防災気象情報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位情報周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令等、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努めるものとする。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らし合わせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

7 避難勧告・指示等の内容

市長は、次の内容を明示して避難の勧告・指示を実施するものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難勧告又は指示の理由
- (5) その他の必要な事項

8 避難の措置と周知

市は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。

(1) 地域住民への伝達

ア 伝達の方法

(ア) ラジオ・テレビ放送による伝達

放送局に対して、勧告、指示を行った者を通知し、関係住民に伝達すべき事項を明示し、放送について協力を依頼する。

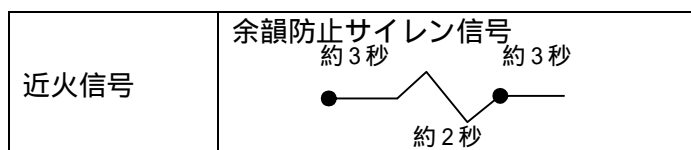
(イ) 広報車による伝達

市の広報車により、関係地区を巡回して伝達する。

(ウ) 信号による伝達

サイレン信号により伝達する。

避難信号



備考：信号継続時間は適宜とする。

(エ) 個別訪問による伝達

避難を勧告、指示したときが夜間であり、停電時で風雨が激しいような場合においては、消防団、自主防災組織等により家庭を個別に訪問し、伝達の周知を図る。

イ 伝達の内容

避難の勧告又は指示を行う場合の伝達内容は、次のとおりとする。

- (ア) 勧告又は指示の実施者
- (イ) 勧告又は指示の理由
- (ウ) 避難所の名称及び所在地
- (エ) 避難経路
- (オ) 火災、盗難の予防、携行品、服装等に関する注意事項

(2) 県及び関係機関への伝達

避難の事前準備及び勧告、指示を発令した場合又は警察官等から勧告、指示を行った旨の通報を受けたときは、発令者、発令の理由、避難の対象区域、日時、避難先等を記録するとともに、直ちに県にその旨を報告し、必要に応じ警察署等の関係機関へ連絡の上、協力を求めるよう措置を講じる。

9 避難の誘導等

(1) 避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の諸点の周知徹底を図るものとする。

- ア 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行う。
- イ 大雨・台風期には災害に備えて、家屋（屋根、雨戸）を補強し、浸水が予想される場合は、家財を高所に移動させる。
- ウ 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処理を講じる。
- エ 避難者は、食料、飲料水（水筒等）、タオル等の日用品、照明器具、救済医薬品等を携行する。
- オ 避難者はできる限り氏名票を準備する。
服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携帯する。
- カ 貴重品以外の荷物はもち出さない。
前記のうち、平素から準備しておける物品等は、「非常持出」の標示した袋に入れて迅速にもち出せるようにする。
なお、病院、保育園、老人ホーム等多数の病人、乳幼児、高齢者を収容している施設にあっては、平常時において避難計画をたて、市役所、消防署、警察署等との連絡を密にするものとする。

（2）避難誘導及び移送

避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては警察官、消防職団員、市役所職員等が誘導を行う。誘導に当たってはできるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとして、災害時要援護者の避難を優先して行う。

また、避難所に誘導する場合は、万一の安全を考えその地域の実情に応じ、避難路を2か所以上選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。避難所が危険等で不適當となった場合は別の避難所に移送する。

なお、避難誘導、安否確認の実施に当たっては、災害時要援護者に十分配慮するように努め、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。

1 0 学校等の避難対策

（1）避難誘導

児童、生徒等を収容する学校、その他の施設の引率者は、施設の長の指示を的確に把握して、あらかじめ定められた避難順序に従って正しく誘導する。

（2）移送の方法

ア 区又は地区別に班を編成して、担当教職員が引率責任者として安全かつ能率的に移送する。

イ 車両、舟艇等による移送を必要とする場合は、市の計画に合流し、市長の指示により移送する。

1 1 病院等の避難対策

（1）避難誘導

病院等の管理者は、あらかじめ担架を必要とする患者と自力で避難できる患者とに分け、自治組織を編成させて、老幼婦女子を優先して誘導する。

（2）移送方法

病院等の管理者は、入院患者を避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師等を引率者として、直ちに移送を行う。

（3）避難所の確保

病院の管理者は、災害時における患者の避難所をあらかじめ定めておくとともに、

移送に要する担架、車両、手押し車等を確保し、保管場所を定めておく。

第2節 避難所の開設

実施責任者	市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から通知された市長）
実施担当	生活交流課、教育総務課、学校教育課、市民センター、関係各課

1 市における措置

(1) 避難所の開設

市は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を、一時的に収容し保護するための避難所を必要に応じて開設するものとする。

(2) 多様な避難所の確保

災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(3) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

(4) 避難所設置の周知

市は、避難所を設置したときは、被災者に対し、区、町内会及び自治会を通じ、又は広報車によってその場所を周知させ、収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

(5) 避難経路の表示

市は、避難所及びその位置を住民に徹底させるため、広報伝達するとともに所要の箇所に表示・標識を立てておくものとする。

(6) 強制使用

避難所として使用すべき土地・建物の所有者から承諾を得られず、かつ、どうしてもその土地・建物を使用しなければならないときは、知事に申請し、公用令書によって強制的に使用することができる。

(7) 避難所開設の報告

市長は、避難所を開設した場合は、直ちに次の事項について知事に報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 開設箇所及び収容人数

ウ 開設期間の見込み

附属資料	避難施設等……………第8 1
------	----------------

2 避難所の指定

市は、次の事項を勘案して、あらかじめ避難所を選定し、当該避難所の所有者又は管理者の承諾を得た上で、指定するものとする。

(1) 被害者に対する救援・救護活動を実施することが可能な地域で、耐震・耐火の建築物があるか、又は仮設住宅、幕舎等を設置することが可能な規模を有するものとする。

(2) 周囲にがけ崩れのおそれのあるがけ、石垣等がないものとする。

(3) 地割れ、崩落等が予想されない地盤地質地域にあるものとする。

(4) 周囲に多量の可燃物資の貯蔵施設がないところとする。

- (5) 洪水、高潮等による被害がないと見込まれる地域にあるものとする。
- (6) 避難場所との距離が比較的短く、その経路が安全と認められるところとする。
- (7) その他、被災者が生活する上で、市が適すると認める場所であるものとする。

3 避難所の運営

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には職員を常駐させ、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 必要な物資等の数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。
- (2) 各避難所に収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。
- (3) 避難所が万一危険になった場合再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。
- (4) 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。
- (5) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (6) 常に災害対策本部と情報連絡を行い、避難者に対する災害情報の伝達、応急対策実施状況の周知徹底を行い、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。
- (7) 避難所内に災害時要援護者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、地域奉仕団、ボランティア等の協力を得て、収容された被災者に対し、必要に応じて次の救援を行う。なお、必要に応じて福祉施設への入所、避難者に対する各種相談業務、負傷者に対する応急医療、保健師、ホームヘルパー等による支援を行うこと。
- (8) 給水・給食・毛布・衣料・日用必需品、その他当面必要とされる物質の支給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。
- (9) 災害が収まって、家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった在宅被災者に対して、避難所において生活支援を行うこと。
- (10) 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めること。
- (11) 避難者が避難所へペットをつれてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。
- (12) 自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活にかかわる情報を避難所にも提供するように努めること。
- (13) 事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を計画的に進めるとともに、災害時には、「市避難所運営マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図るものとする。

4 災害救助法の適用の場合の経費負担

災害発生の日から7日以内の避難所の開設について、設置、維持及び管理に対する人夫賃、消耗機材費、建物及び器物の使用謝金、燃料費、仮設炊事場及び仮設トイレ等の設置費並びに輸送費は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める範囲内で、県の負担による。

5 応援協力関係

市は、自ら、災害の様相が深刻で市内に避難所を設置することができない場合は、知事及び隣接市町長と協議して、本市民の収容を委託し、又は隣接の市町の建物もしくは土地を借り上げて避難所を設置する。なお、他市町村から応援の要請を受けた場合には、積極的に協力する。

6 記録等

各避難所には、維持・管理のため、責任者を定め、また設置に関する次の書類を整備保存しなければならない。

- (1) 避難所収容台帳（附属資料：様式第13号）
- (2) 避難所用物品受払簿（附属資料：様式第14号）
- (3) 避難所設置及び収容状況（附属資料：様式第15号）
- (4) 避難命令（勧告）記録簿（附属資料：様式第16号）
- (5) 避難所設置に要した支払及び物品受払証拠書類

第3節 災害時要援護者支援対策

実施担当	災害時要援護者対策は、以下の区分による。 障がい者：福祉課 高齢者：長寿介護課 外国人：生活交流課
------	--

1 市における措置

- (1) 要援護者の安否確認・避難誘導
地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、要援護者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。
- (2) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保
市は被災した要援護者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。
- (3) 福祉避難所の設置等
自宅や福祉施設が被災した要援護者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。
- (4) 福祉サービスの継続支援
福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。
- (5) 県に対する広域的な応援要請
保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。
- (6) 外国人への情報提供
市国際交流協会、各種ボランティア団体や外国人集住都市会議と連携し、通訳ボランティアを避難所等に派遣するとともに、災害情報や支援情報等の外国語による情報提供を図るものとする。

第10章 水・食品・生活必需品等の供給

基本方針

<p>被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。</p> <p>被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。</p> <p>被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。</p>
--

主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
市		水・食料・生活必需品等の供給 他市町村・県への応援要求	→ →

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 給水	市	1 (1) 被災者等に対する飲料水、生活用水等の供給 1 (2) 断水が生じた場合の措置 1 (3) 応急給水に係る医療施設等への優先的配慮
第2節 食品の供給	市	1 (1) 炊き出し等による食品給与の実施 1 (2) 他市町村又は県への応援要求
第3節 生活必需物資 の供給	市	1 (1) 生活必需物資の備蓄 1 (2) 生活必需品の供給 1 (3) 他市町村又は県に対する応援要請

第1節 給水

実施責任者	市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長）
実施担当	上下水道部

1 市における措置

- (1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。
- (4) 取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保に努める。

2 応急給水

- (1) 実施主体は、市長であり、県はこれを応援する。
- (2) 市は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておくものとする。
- (3) 非常用水源
次の水源等を利用して飲料水の確保を図り、給水を行う。

- ア 飲料水兼用耐震性貯水そうの利用
飲料水兼用耐震性防火水そうにより応急給水する。
- イ 受水そうの利用
公共施設の受水そうを利用して応急給水する。

(4) 給水量

応急給水量は、必要最小限の飲料水として1人1日当たり約3ℓとするが、補給水源の水量、給水能力及び水道施設の復旧状況に応じ給水量を増加する。

(5) 給水の方法

給水の方法は、非常用水源からの「拠点給水」又は給水車等で輸送する「搬送給水」を原則として、その選定は、災害の程度、内容等により臨機に対応する。同時に給水は、すべての被災者に対して平等に配給されなければならないが、なかでも人命救助を担う病院、診療所、助産施設への給水については優先的にするよう配慮する。

3 応援体制

- (1) 市は、給水に必要な機械器具及び給水車の不足、又は飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県、応援可能な県内水道事業者等へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要請する。応援要請があった場合は協力するものとする。
- (2) 市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。

4 災害救助法の適用の場合の経費負担

災害発生の日から7日以内の給水について、1人1日当たり3ℓで計算した範囲内のろ水機その他給水に必要な機械器具の借上料、修繕費、燃料費及び浄水用薬品等の資材費で地域内における通常の実費は、県の負担による。

災害救助法が適用された場合、市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、市で行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

5 記録等

飲料水の供給を行うときは、その責任者を定め、次の帳簿等を整備保管しなければならない。

- (1) 飲料水供給記録簿（附属資料：様式第23号）
- (2) 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿（附属資料：様式第24号）
- (3) 給水用機械器具修繕簿（附属資料：様式第25号）
- (4) 飲料水供給のための支払証拠書類

附属資料	耐震性防火水そう……………	第 2 5 6
	取水基地及び取水量……………	第 2 5 7
	災害救助法施行細則……………	参考第 4

第2節 食品の供給

実施責任者	(1) 応急配給 市長又は知事 (2) 炊き出しその他による食品の給与 市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長）
実施担当	収税課、収納対策室、福祉課、農政課

1 市における措置

- (1) 市は、自ら炊き出し、その他による食品の給与を実施するものとする。
- (2) 給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

2 主食等の備蓄

- (1) 乾パン、乾燥米飯を始めとして、食料備蓄が進められつつあるが、今後も実情に即しつつ、一層拡充強化に努める必要がある。
- (2) 広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において3日分程度の食料を備蓄しておくとともに、市においても食料を備蓄しておくことが必要である。

3 炊き出しその他による食品の給与

市は、おおむね次のとおり食品を供給する。

(1) 給与の方法

- ア 応急的措置として乾パン、飲缶等の備蓄食料をもって行い、給与期間及び被災者の実態を勘案して、生パン又は米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊き出しを行う。
- イ 炊き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選んで、町内会、女性の会等の地域奉仕団の協力を得て実施するが、適当な場所がないとき又は困難なときは、米飯登録者等に依頼して実施する。
- ウ 炊き出しによる食品の給与は、原則として包装食によることとし、可能な限り保存性のある副食物を添えるものとする。

(2) 応急配給

- ア 応急配給を行う場合
 - (ア) 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合。
 - (イ) 被災により卸売、小売販売業者が通常の販売を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合。
 - (ウ) 災害地における救助作業、急迫した災害防止作業及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食又は配給を行う必要がある場合。

イ 応急配給品目

原則として米穀とするが、状況により乾パン又は麦製品とする（乳幼児に対してはミルクとする）

(3) 実施方法

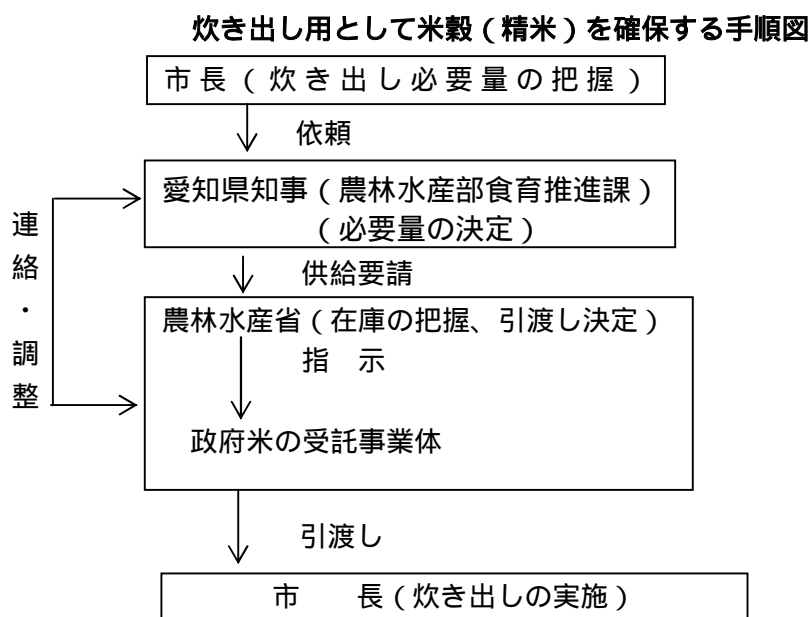
ア 対象者

- (ア) 避難所に収容された者
- (イ) 住家の被害が全壊焼、流失、半壊焼又は床上浸水等であって炊事のできない者であること。
- (ウ) 旅行者、一般家庭への来訪者であって、食料品を喪失し持ち合わせのない者

(工) 被害を受け一時縁故先等へ避難する者

4 米穀の原料調達

- (1) 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料(玄米)調達に当たっては、「愛知県応急米穀取扱要領」に基づき実施する。
- (2) 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料(玄米)調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の取扱要領」により調達を図る。
- (3) 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶等の場合には、農林水産省に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。



5 災害救助法の適用の場合の経費負担

災害発生の日から7日以内の炊き出しその他食品の給与について、給与に要する主食費、副食費、燃料費、器物等の使用謝金、消耗機材費及び雑費は、県施行細則の定める限度額の範囲内で、県の負担(本節 3(2)ア(ウ)を除く。)による。

災害救助法が適用された場合、市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、市で行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

6 実施責任者の指定等

炊き出し等を実施する場合は、市長は、その責任者を指定するとともに各現場にもそれぞれ責任者を定める。

各責任者は、次の帳簿を整理し、正確に記入して保管しておかなければならない。

- (1) 炊き出し給与簿(附属資料:様式第20号)
- (2) 炊き出しその他により食品給与物品受払簿(附属資料:様式第21号)
- (3) 炊き出し用物品借用簿(附属資料:様式第22号)
- (4) 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等及び物品受払証拠書類

附属資料	食品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 第3 1 災害救助法施行細則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 参考第4
------	---

第3節 生活必需物資の供給

実施責任者	市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長）
実施担当	福祉課

1 市における措置

- (1) 市は、災害に備え、生活必需物資の備蓄を図るよう努力するものとする。
なお、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。
- (2) 市は、自ら生活必需品の供給を行うこととする。
- (3) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

2 生活必需物資の供給

被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給与又は貸与する。

(1) 対象者

災害のため、住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。ただし、下記の者は対象としない。

- ア 床下浸水及び非住家の損害については対象とならない。
- イ 被害を受けた者であっても、あらかじめ家財を疎開させており、日常生活に支障をきたさない者については支給しない。
- ウ 重大な被害を受け生活必需品を喪失した者であっても他からこれを支給されたり寄贈を受け、日常生活に支障をきたさない者については支給しない。

(2) 給与又は貸与の方法

ア 給与又は貸与の基準

被害状況及び世帯構成人員に応じて一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等をあらかじめ定めた救援物資購入（配分）計画表により行うものとする。（附属資料参照）

イ 品目（附属資料）

ウ 物品の調達

給与又は貸与する生活必需品等の調達は、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄するほか、関係業者との密接な連絡により調達する。なお、市域内での調達が困難な場合は、他市町村又は県に応援を要請する。

3 災害救助法の適用の場合の経費負担

災害発生の日から10日以内の給与又は貸与したものに要した費用は、県施行細則に定める限度額の範囲内で、県の負担による。

災害救助法が適用された場合、市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、市で行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

4 記録等

救助物資は、配給段階ごとに必ず受払の記録及び受領書を徴しておかなければならないが送付書、受領書のほか整備しなければならないものは次のとおりである。

- (1) 物資受払簿（附属資料：様式第26号）
- (2) 物資給与及び受領簿（附属資料：様式第27号）

附属資料	災害救助法施行細則……………参考第4
------	--------------------

第11章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策

基本方針

<p>市は、被災後、県等関係機関と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める。</p> <p>当該事故が発生している場合には、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため県等関係機関への情報提供、事業所への指導等を行う。</p> <p>被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する。</p> <p>(放射性物質及び原子力災害については、「第18章放射性物質及び原子力災害応急対策」で対応する。)</p> <p>市及び県は、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。(放射性物質及び原子力災害については、「第18章放射性物質及び原子力災害応急対策」で対応する。</p> <p>災害地から排出されたし尿及びごみを迅速に収集、処分して環境衛生の保全を図ることについて定めるものとする。</p>

主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
市	水害廃棄物処理計画の策定 処理体制の確立	→	し尿・ごみの収集・運搬、処分 → 応援要請(廃棄物処理)

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 環境汚染防止 計画	市	1 人員、機材等の応援依頼
第2節 廃棄物処理計 画	市	1 (1) 災害廃棄物処理計画の策定 1 (2) 処理体制の確立 1 (3) し尿・ごみの収集・運搬、処分 2 周辺市町村及び県への応援要請

第1節 環境汚染防止計画

実施担当	環境対策課、廃棄物対策課、リサイクルプラザ
------	-----------------------

1 市における措置

被災状況を勘案し、大気汚染防止法第17条第3項、水質汚濁防止法第14条の2等の規定に基づき事業者に事故時の措置を命ずる等、汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を県に依頼する。

第2節 廃棄物処理計画

実施責任者	市長
実施担当	廃棄物対策課、リサイクルプラザ

1 市における措置

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく「環境省防災業務計画」により、災害廃棄物等の広域的な処理計画を作成する等、廃棄物処理に係る災害時における応急体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針（平成17年6月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）を参考に、被害状況を調査し、水害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理計画を策定して、迅速に処理を進める。

(2) 処理体制の確立

廃棄物の処理を円滑に推進するため、収集運搬器材、仮置場及び処理、処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立する。特に、浸水した畳、家具、家電の処理については、選別・保管のできる仮置き場の十分な確保を図るとともに、大量の浸水した畳、家具、家電の最終処分までの処理体制を確立する。

なお、解体現場において分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、分別・リサイクルに努めるとともに、フロン使用機器の廃棄処理に当たっては、適切なフロン回収を行う。

(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分

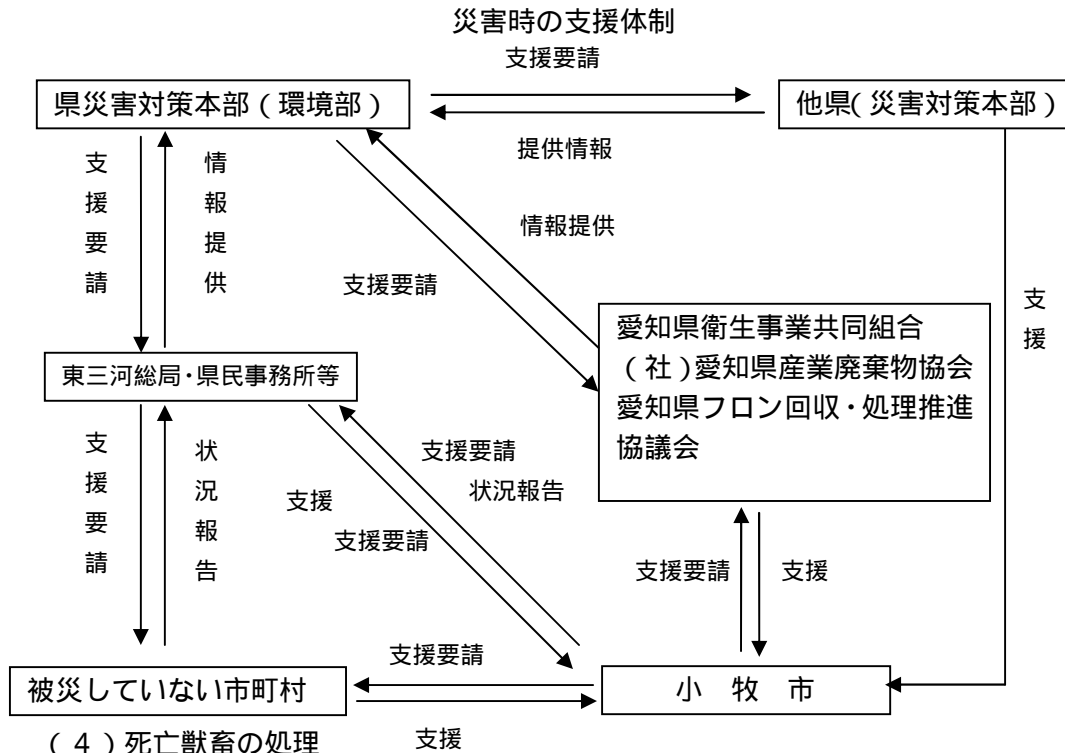
ア し尿・ごみの収集・運搬は被災地の状況を考慮し、緊急を要する地域から実施する。

イ 運搬車によることができないたん水地域については舟艇等にドラムカン、樽等を積んで収集するものとする。

ウ 一過性の浸水であって、その地域が処理能力に比し、広範にわたっている場合には、早急に各戸の便所の使用を可能にするため、応急措置として便池内量の1/4～1/5程度の汲み取りを、その地域の全戸について実施するものとする。

エ 収集・運搬したし尿は積換所を経て通常業務の要領により処理する。この収集及び処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。

オ 収集・運搬したごみ等は焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものは埋め立て処分をするものとする。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。なお、フロン使用機器の廃棄処理に当たっては、適切なフロン回収を行う。



死亡獣畜は原則として小牧市犬猫処理施設又は、死亡獣畜処理施設で処理する。

2 応援協力関係

市は、自ら廃棄物処理が困難な場合、他市町村又は関係団体や県へ廃棄物処理又はこれに要する資機材につき応援を要請する。また、これらについて応援要請があった場合は協力するものとする。

3 記録

清掃計画の実施については実施した内容について記録を残しておくものとする。

附属資料	ごみ処理施設	第8	6	1
	ごみ運搬車	第8	6	2
	し尿処理施設	第8	6	3
	し尿運搬車	第8	6	4
	死亡獣畜処理施設	第8	6	6

第12章 遺体の取扱い

基本方針

<p>周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに搜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬(以下「埋火葬」という。)するものとする。</p>
--

主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
市			遺体の搜索・収容 → 医師への医学的検査の依頼 遺体の処理及び一時保存 → 遺体の埋火葬 → 他市町村又は県への応援要請
警察			検視(見分)の実施 → 県歯科医師会への応援要請

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 遺体の搜索	市	1(1) 遺体の搜索 1(2) 検視(見分) 1(3) 応援要求
第2節 遺体の処置	市	1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視(見分)及び検案 1(3) 遺体の洗浄等 1(4) 遺体の身元確認及び引き渡し 1(5) 応援要求
	警察	2(1) 検視(見分)の実施 2(2) 歯科医師会への応援要請
第3節 遺体の埋火葬	市	1(1) 死亡届書の受理、火葬(埋葬)許可証の交付 1(2) 遺体の搬送 1(3) 埋火葬 1(4) 棺、骨つぼ等の支給 1(5) 埋火葬相談窓口の設置 1(6) 応援要求

第1節 遺体の搜索・収容

実施責任者	市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察
実施担当	市民課、消防署、関係機関

1 市における措置

(1) 遺体の搜索

警察と緊密に連絡をとりながら遺体の搜索を実施する。

(2) 検視(見分)

遺体を発見したときは、その現場で警察官の検視(見分)を得る。現場での検視(見分)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

(3) 応援要求

市は、自ら遺体の搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へこれらの実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 災害救助法適用の場合の経費負担

災害発生の日から10日以内に搜索のために支出する費用は県施行細則に定める限度額で、県の負担とする。

災害救助法が適用された場合、市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、市で行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

3 記録等

- (1) 遺体搜索状況記録簿(附属資料:様式第34号)
- (2) 遺体搜索用機械、器具、燃料受払簿(附属資料:様式第35号)
- (3) 遺体搜索用機械、器具修繕簿(附属資料:様式第36号)
- (4) 遺体搜索用関係支払証拠書類

附属資料	災害救助法施行細則……………参考第4
------	--------------------

第2節 遺体の処理

実施責任者	市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察
実施担当	市民課、小牧警察署、関係機関

1 市における措置

(1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所(寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設)を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

(2) 遺体の検視(見分)及び検案

警察官の遺体の検視(見分)を得るとともに、医療救護班等の医師に依頼して遺体(医師の診療中に死亡した者を除く)の検案(死亡の確認及び死因その他の医学的検査)を実施する。

(3) 遺体の洗浄等

検視(見分)及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。
身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(5) 応援要求

市は、自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 警察における措置

(1) 警察は、収容した遺体について検視(見分)を実施する。

(2) 警察は、身元識別のため必要があるときは、歯科医師会に応援を要請する。

3 災害救助法適用の場合の経費負担

災害発生の日から10日以内(これによりがたい場合は厚生労働大臣の承認を要する。)に遺体処理のために支出する費用は県施行細則に定める限度額で、県負担とする。

災害救助法が適用された場合、市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、市で行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

4 記録等

(1) 遺体処理台帳(附属資料:様式第37号)

(2) 遺体処理費支出関係証拠書類

附属資料	災害救助法施行細則……………参考第4
------	--------------------

第3節 遺体の埋火葬

実施責任者	市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察
実施担当	市民課

1 市における措置

災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合に、遺体の応急的な埋火葬を行う。

(1) 死亡診断書の受理、火葬(埋葬)許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬(埋葬)許可証を交付する。

(2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 埋火葬

火葬(埋葬)許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

(4) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つば等を現物で遺族に支給する。

(5) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

(6) 応援要求

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。また、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」によるものとする。さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

2 災害救助法適用の場合の経費負担

災害発生の日から10日以内（これによりがたい場合は厚生大臣の承認を要する。）に遺体処理のために支出する費用は県施行細則に定める限度額で、県負担とする。

災害救助法が適用された場合、市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、市で行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

3 記録等

(1) 埋火葬台帳（附属資料：様式第38号）

(2) 埋火葬費支出関係証拠書類

附属資料	火葬場…………… 第8 5 災害救助法施行細則…………… 参考第4
------	--------------------------------------

第13章 交通施設の応急対策

基本方針

災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、空港等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。

主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
市		応援要求	
道路管理者		緊急復旧 応援要求	→
鉄道事業者		列車の避難・停止 応急工事 応援要求	→
空港管理者		施設の使用停止 応急工事	→

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 道路施設対策	道路管理者	1 (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報交換 1 (2) 道路、橋りょう等の緊急復旧
	市	2 県に対する応援要求
第2節 鉄道施設対策	鉄道事業者	1 (1) 列車の避難並びに停止 1 (2) 鉄道新設改良工事現場における被害防止措置 1 (3) 仮線路、仮橋の架設等の応急工事 1 (4) 他の鉄道事業者に対する要員・資器材確保の応援要求 1 (5) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請
第3節 空港施設対策	屋飛 愛知 行場 県 名 古 務 所 自 衛 隊	1 施設の使用停止及び応急工事
		2 航空交通の安全確保及び混乱の回避

第1節 道路施設対策

実施担当	道路課
------	-----

1 道路管理者における措置

(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報交換

被害を受けた道路や冠水による道路状況及び交通状況を速やかに把握するため、道路パトロールカーによる巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、道路情報

システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 道路、橋りょう等の緊急復旧

道路、橋りょう等の被害の状況を把握し、応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

2 市における措置

市は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

第2節 鉄道施設対策

実施責任者	鉄道事業者
-------	-------

1 鉄道事業者における措置

(1) 列車の避難並びに停止

鉄道事業者は、災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難並びに停止を行う。

(2) 鉄道新設改良工事現場における被害防止措置

鉄道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置をとる。

(3) 仮線路、仮橋の架設等の応急工事

線路、橋りょう等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、とりあえずの交通を確保する。

(4) 他の鉄道事業者に対する要員・資器材確保の応援要求

鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資器材の確保につき、応援を要求する。

(5) 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請

鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保につき応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の実施につき応援を要請する。

第3節 空港施設対策

実施担当	愛知県名古屋空港事務所
------	-------------

1 愛知県名古屋空港事務所における措置

愛知県名古屋空港事務所は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置をとるとともに、応急工事を実施する。

なお、必要があると認めたときは、自衛隊はこれに協力する。

2 自衛隊における措置

自衛隊は、名古屋空港事務所が施設の使用を一時停止する措置を講じた場合、航空(乗組員)に対し、必要な情報を提供する等により航空交通の安全確保及び混乱の回避に努める。

第14章 ライフライン施設の応急対策

基本方針

被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を、円滑に供給するため、発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。

ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発等二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保する。

下水管きょ、ポンプ場、処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。

主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生	事後
市		応急復旧活動の実施（上水道、工業用水、下水道） 応援の要請 応援・受援体制の確立	→
中部電力		非常災害対策本部の設置 情報の収集と伝達 危険防止措置の実施 応急復旧活動の実施 要員、資機材等の確保 広報活動の実施	→
LPガス協会 東邦瓦斯		災害対策本部の設置 情報の収集 緊急対応措置の実施 応援の要請 応急復旧活動の実施 広報活動の実施	→

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 電力施設対策	中部電力	1 (1) 非常災害対策本部の設置 1 (2) 情報の収集と伝達 1 (3) 危険防止措置の実施 1 (4) 応急復旧活動の実施 1 (5) 要員及び資機材等の確保 1 (6) 広報活動の実施 1 (7) 広域運営による応援

区分	機関名	主な措置
第2節 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社、LPガス協会	1(1)・2(1) 災害対策本部の設置 1(2)・2(2) 情報の収集 1(3)・2(3) 緊急対応措置の実施 1(4)・2(4) 応援要請 1(5)・2(5) 応急復旧作業の実施 1(6)・2(6) 広報活動
第3節 上水道施設対策	水道事業者	1(2) 応急復旧活動の実施 1(3) 応援の要請 1(4) 応援・受援体制の確立
第4節 下水道施設対策	下水道管理者	1(1) 応急復旧活動の実施

第1節 電力施設対策

実施担当	電力事業者
------	-------

1 中部電力株式会社における措置

(1) 非常災害対策本部の設置

災害が発生した場合には電力会社は非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

(2) 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は、通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話、NTT加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。

(3) 危険防止措置の実施

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 応急復旧活動の実施

ア 優先的に復旧する施設及び設備

(ア) 電力会社側

火力設備

超高圧系統に関連する送変電設備

(イ) 利用者側

人命にかかわる病院

災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信等の機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

イ 復旧方法

(ア) 発電設備

発電所は供給力確保を重点に地震発生後の受給状況、被害状況等を勘案し、また、変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

(イ) 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被災状況等を勘案し、保安上支障のない限り、仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

(5) 要員及び資機材等の確保

- ア 要員の確保
発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。
 - イ 資機材の確保
発災後、復旧資機材が不足する場合は他電力会社へ融通を依頼する。
- (6) 広報活動の実施
- ア 利用者に対する広報
 - (ア) 災害時におけるPR
災害時において、電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを、広報車及びテレビ、ラジオ、ホームページ等の広報機関その他を通じてPRする。
 - (イ) 臨時電気相談窓口の設置
被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。
 - イ 地域防災機関との協調
地域復旧体制への強力と被害状況の把握のため、地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。
- (7) 広域運営による応援
- 「非常災害時における復旧応援要綱」(中央電力協議会)及び「資材及び役務の相互融通に関する規定」(中地域電力協議会)に基づき、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

第2節 ガス施設対策

実施担当	ガス事業者
------	-------

- 1 東邦瓦斯株式会社における措置
- (1) 災害対策本部の設置
災害発生後、速やかに災害対策本部等を設置する。
緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。
 - (2) 情報の収集
供給区域内の導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。
 - (3) 緊急対応措置の実施
導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。また、火災発生等により被害が集中して発生した地域にあっては、低圧ブロック単位等での供給停止を行う。
また、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。
 - (4) 応援要請
被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。
 - (5) 応急復旧作業の実施

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

- ア 需要家の閉栓の確認
- イ 導管の被害箇所の調査及び修理
- ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理
- エ 需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

(6) 広報活動

ガス施設の被害状況に応じ、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

2 社団法人愛知県エルピーガス協会における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合、速やかに社団法人愛知県エルピーガス協会内に災害対策本部を設置する。

必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

(2) 情報収集

県内5支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、地震の規模、被害程度を推察するとともに被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

(3) 緊急対応措置

愛知県LPガス対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

(4) 応援の要請

被害の状況により、特定の地域に集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。

必要に応じ、社団法人エルピーガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受け入れ体制を整備する。

(5) 応急復旧作業の実施

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

(6) 広報活動

地震後のエルピーガスによる二次災害防止の措置、使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

第3節 上水道施設対策

実施責任者	各機関事業者
実施担当	上下水道部水道課

1 水道事業者における措置

被害施設を短期間に復旧するため、取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

(1) 要員の確保

災害対策活動に必要な要員を速やかに確保するため、平素から非常配備における人員編成計画を作成し、動員体制について確立しておく。

(2) 応急復旧活動の実施

ア 配管設備破損の場合

(ア) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

(イ) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

(ウ) 県(企業庁)の施設に大きな被害が発生し、受水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。

(3) 応援の要請

水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、指定工事店あるいは県へ応援を要請する。(復旧応援体制)

応急復旧を実施するため材料置場及びポンプ場に必要最小限の資機材を確保しておくほか、必要によっては指定工事店の所有する資機材を調達依頼する。

(4) 応援・受援体制の確立

施設復旧の支援が円滑に行えるように、市外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整える。

また、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。

附属資料	水道災害相互応援に関する覚書……………第6 1(14)
------	-----------------------------

第4節 下水道施設対策

実施責任者	各機関事業者
実施担当	下水道課

1 下水道管理者における措置

(1) 応急復旧活動の実施

ア 下水管きよ

下水管きよ被害については、汚水のそ通に支障のないよう応急措置を講じるとともに、本復旧の方針をたてる。

イ ポンプ場、処理場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電のためポンプ施設の機能が停止した場合、自家電源により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置を講じる。

なお、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管きょ等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

また、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈澱池や塩素消毒池に転用する等により、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に高度処理機能の回復に努める。

ウ 五条川左岸センター

巾下川の水位上昇に伴う放流中止措置が行われた場合は、尾張建設事務所から連絡がされるため、排水機能に影響が出た場合、その地区に仮設ポンプ施設や仮管きょ等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

エ 復旧体制

資材、工器具、移動式ポンプ等資機材の必要量の保有に努め、災害の規模、程度により必要な場合は、土木業者等に対してポンプの借用、人員の応援を求め、また、必要資機材の緊急調査を行う。

第15章 航空災害対策

基本方針

航空機の墜落炎上による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防ぎ、被害の軽減を図る。

主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生	事後
空港事務所 愛知県名古屋		航空機事故発生の通報 消火救難、救急医療活動等 空港利用者の避難誘導 愛知県医師会等への医療救護班派遣要請 救護所・遺体安置所の設置 滑走路等の使用の一時停止措置	
	市	航空機事故発生の通報 警戒区域の設定 一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 救助及び消防活動 医療班の派遣及び医療機関への搬送等 応援要請	

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 愛知県名古屋 飛行場	市	2(1) 航空機事故発生の通報 2(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 2(3) 救助及び消防活動 2(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 2(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 2(6) 他の市町村に対する応援要請 2(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

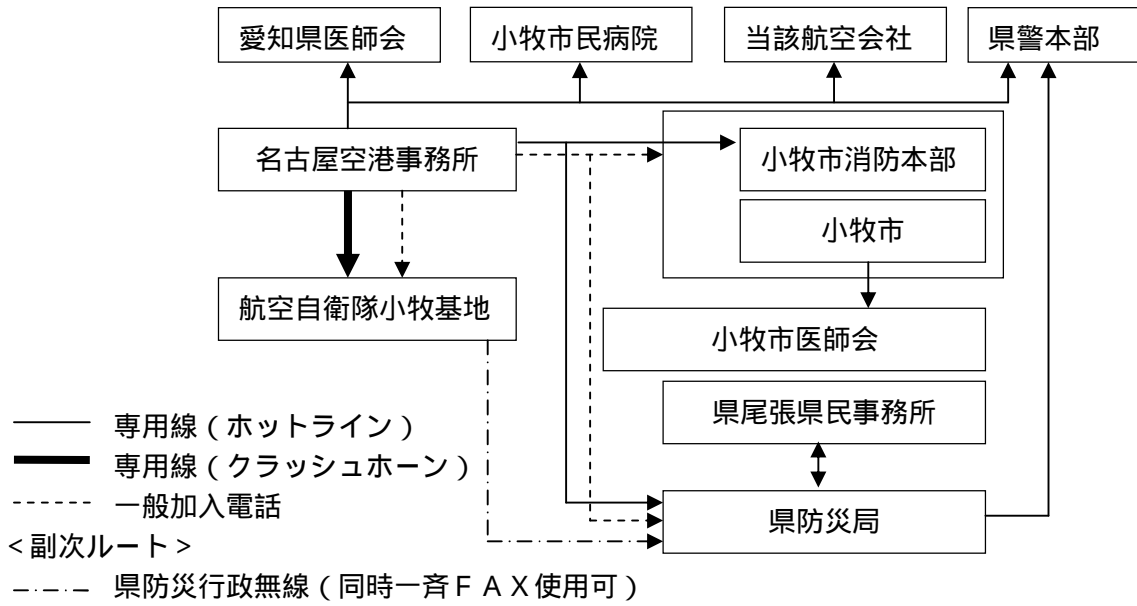
第1節 愛知県名古屋飛行場

実施責任者	市、県（名古屋空港事務所）、警察、自衛隊、関係機関
実施担当	消防総務課、消防署

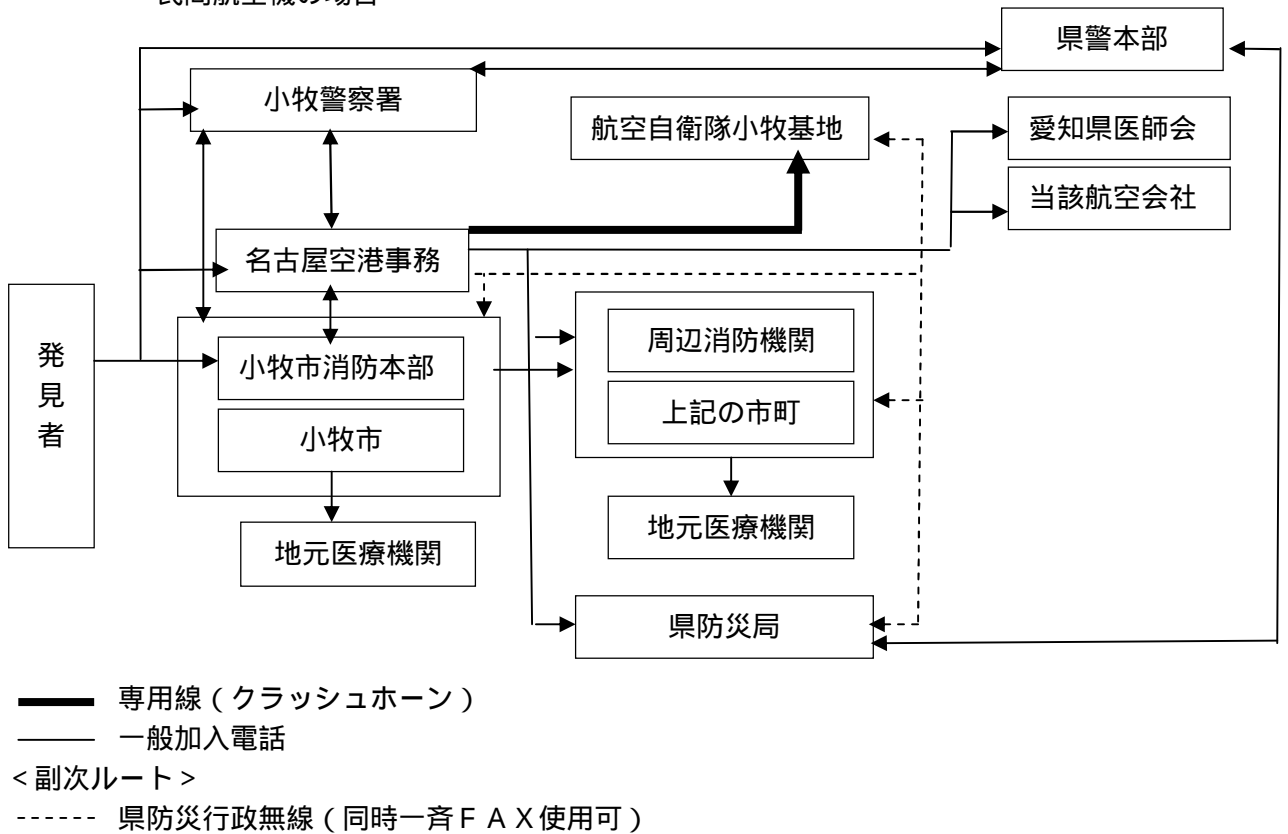
1 伝達系統

空港内、外周辺地域において、災害が発生した場合の通報連絡は、次のとおりとする。

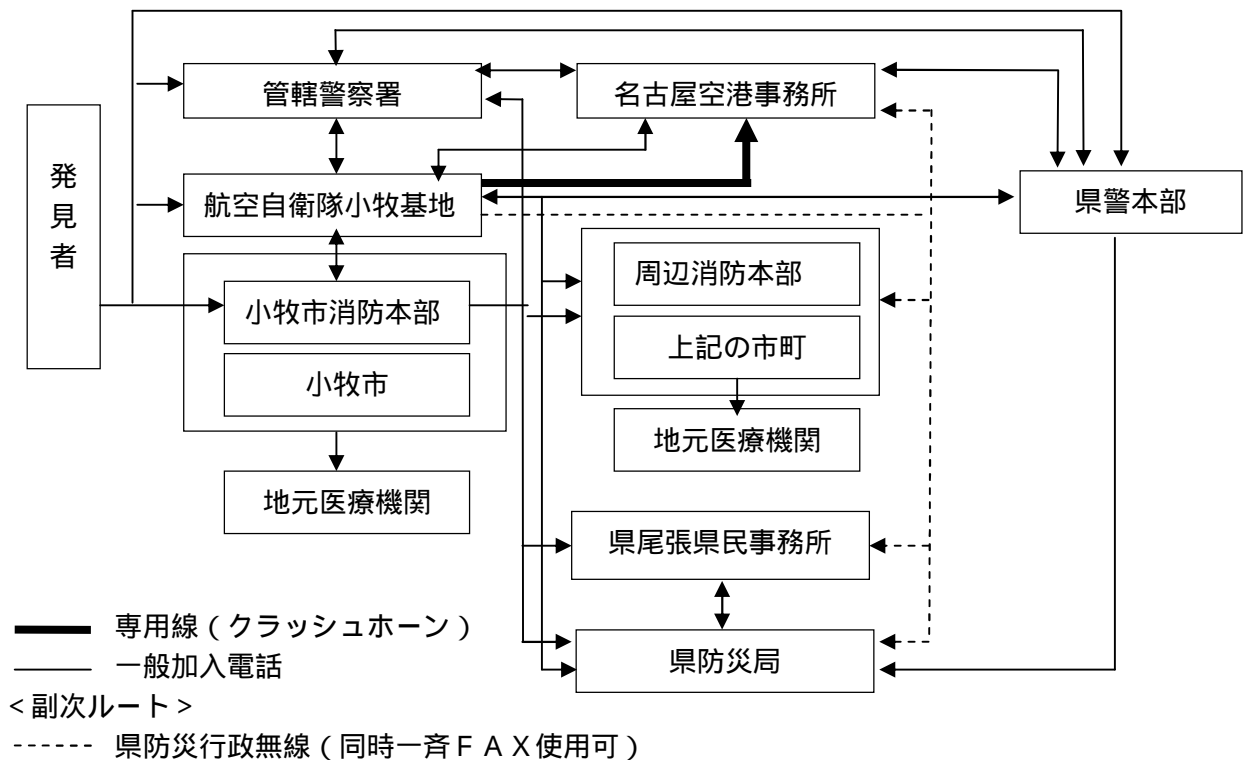
- (1) 飛行場内で事故が発生した場合（関係分）
愛知県名古屋飛行場



(2) 飛行場周辺で民間機の事故が発生した場合 (関係分)
民間航空機の場合



飛行場周辺で自衛隊機の事故が発生した場合



2 市における措置

(1) 航空機事故発生時の通報

航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、1「伝達系統」により県及び関係機関に通報する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

空港事務所と協力し危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。

(3) 救助及び消防活動

必要に応じ関係防災関係機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣要請及び医療機関への搬送等

多数の負傷者が発生した場合は、地元医療機関で組織された医療班を現地に派遣要請し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

災害規模が大きくなり、自己の消防力では対処できない場合は、消防相互応援協定に基づき他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市町村（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援

協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

さらに被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

3 応援協力関係

その他防災関係機関は、地元市町村、県、空港事務所等から応援の要請を受けたときは、積極的に協力して救助活動及び消防活動を実施する。

附属資料	愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定……………第6 1 5
------	--

第16章 鉄道災害対策

基本方針

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者が発生するといった鉄道災害(以下「大規模鉄道災害」という。)に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。

主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生	事後
鉄道事業者		中部運輸局又は国土交通省への連絡 関係列車の非常停止及び乗客の避難 救助・救急活動及び消防活動 → 代替交通手段の確保 鉄道施設の応急措置 → 他の鉄道事業者への応援要請	
市		県への連絡 警戒区域の設定及び一般住民等への立入制限・退去等の命令 救助・救急活動及び消防活動 → 医療班の派遣及び医療機関への搬送 応援要請	

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
鉄道災害対策	鉄軌道事業者	1 (1) 県、中部運輸局又は国土交通省への連絡 1 (2) 関係列車の非常停止及び乗客の避難 1 (3) 救助・救急活動及び消防活動 1 (4) 代替交通手段の確保 1 (5) 鉄道施設の応急措置 1 (6) 他の鉄道事業者への応援要請
	市	2 (1) 県への連絡 2 (2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 2 (3) 救助・救急活動及び消防活動 2 (4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 2 (5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 2 (6) 他の市町村に対する応援要請 2 (7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

実施担当	消防署、名古屋鉄道(株)
------	--------------

1 鉄軌道事業者における措置

(1) 県、中部運輸局又は国土交通省への連絡

大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、速やかに県、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。

(2) 関係列車の非常停止及び乗客の避難

大規模鉄道災害が発生した場合は、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止及び避難の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

大規模鉄道災害発生直後は、負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める(第5章「救出・救助対策」参照)。

(4) 代替交通手段の確保

大規模鉄道災害が発生した場合は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

(5) 鉄道施設の応急措置

鉄道施設の応急措置については、第13章「交通施設の応急対策」により実施する。

(6) 他の鉄道事業者への応援要請

応急工事の実施が困難な場合、他の鉄軌道事業者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

2 市における措置

(1) 県への連絡

鉄軌道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

必要に応じ、関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消火活動を実施する。

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣要請及び医療機関への搬送等

多数の負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で組織した医療班のほか、県に対して日赤医療救護班、愛知県内災害派遣医療チーム(DMAT)を要請し、現地に医師を多数投入する。現地における医師等の処置後は、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて応急救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

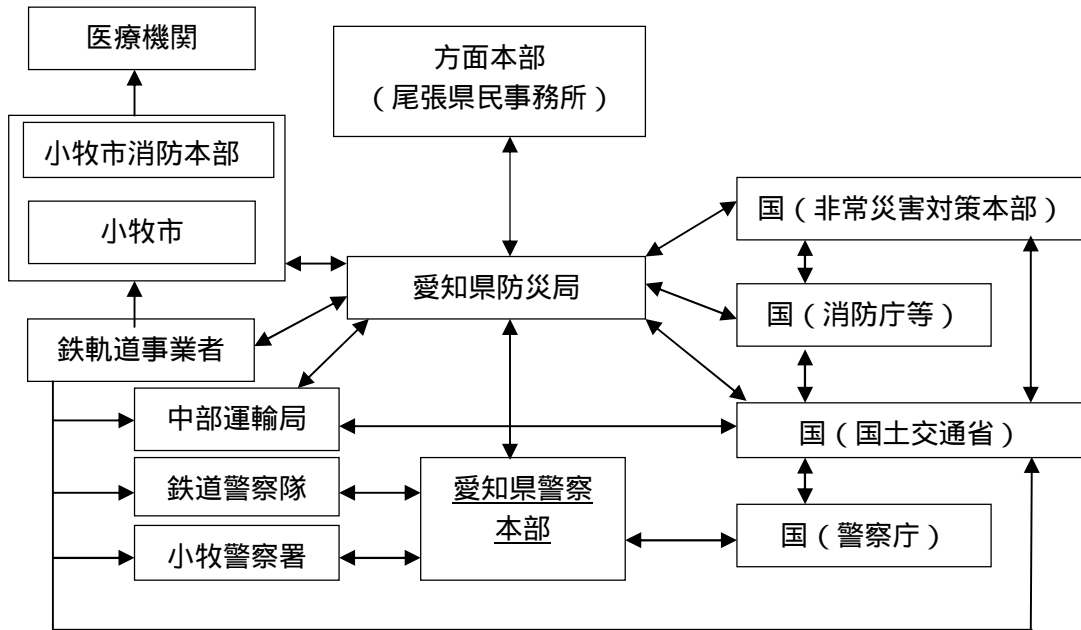
市で対応できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めるものとする。なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

3 情報の伝達系統

大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



4 応援協力関係

- (1) 鉄軌道事業者は、応急工事、救助活動等の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力をする。
- (3) 市内の医療資源ではあきらかに不足、もしくは不足が予想される場合は、通信指令室に設置してある端末より、愛知県広域災害救急医療情報システム（EMIS）入力を行い、非常事態を都道府県及び災害拠点病院へ情報発信する。

第17章 道路災害対策

基本方針

トンネル、橋りょう等の道路建造物の被災等による多数の死傷者が発生するといった道路災害（以下「大規模道路災害」という。）に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。なお、タンクローリーの横転等による事故災害については、第19章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」による。

主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生	事後
道路管理者		道路パトロールカーによる巡視及び国土交通省への連絡 交通規制 初期の救助 危険物の防除活動及び避難誘導活動 他の道路管理者への応援要請	
市		県、国土交通省等関係機関への連絡 警戒区域の設定及び一般住民等への立入制限、 救助・救急活動及び消防活動 医療班の派遣及び医療機関への搬送等 応援要請	退去命令

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
道路災害対策	市	1 (1) 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡 1 (2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令 1 (3) 救助・救急活動及び消防活動 1 (4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 1 (5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 1 (6) 他の市町村に対する応援要請 1 (7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

実施担当	道路課、消防署
------	---------

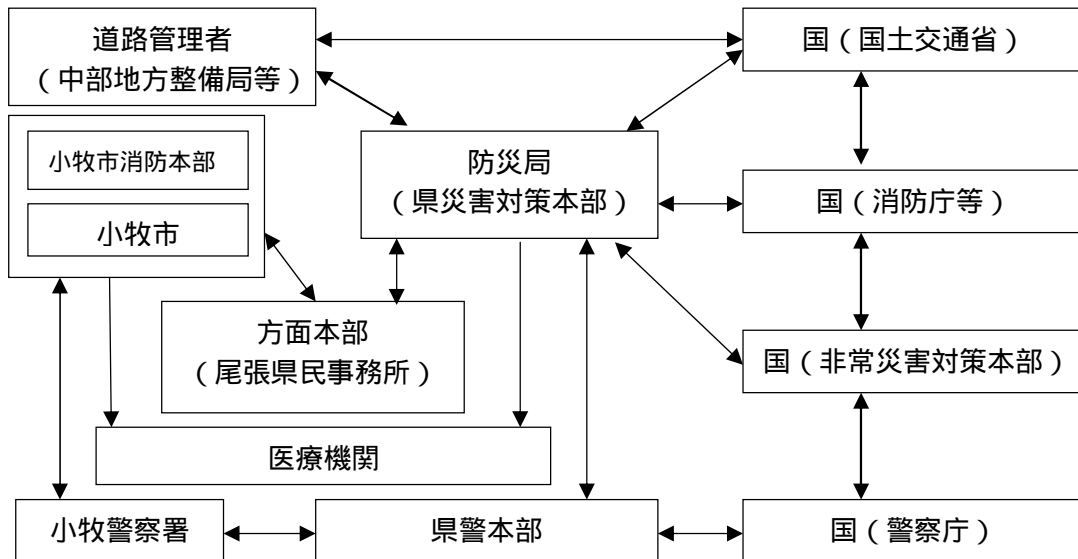
1 市における措置

- (1) 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡
大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。
- (2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令
必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (3) 救助・救急活動及び消防活動
必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。

- (4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣要請及び医療機関への搬送等
多数の負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で組織した医療班を現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の配置又は手配を行う。大規模道路災害が発生した場合は、地元医療機関等の医療班のほか、県に対して日赤医療救護班、愛知県内災害派遣医療チーム（DMAT）を要請し、現地に医師を多数投入する。現地における医師等の処置後は、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて応急救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。
なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保
必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。
また、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (6) 他の市町村に対する応援要請
市で対応できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- (7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等
被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

2 情報の伝達系統

大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



3 応援協力関係

- (1) 市は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。
- (3) 市内の医療資源ではあきらかに不足、もしくは不足が予想される場合は、通信指令室に設置してある端末より、愛知県広域災害救急医療情報システム（EMIS）入力を行い、非常事態を都道府県及び災害拠点病院へ情報発信する。

第18章 放射性物質及び原子力災害応急対策

基本方針

放射性物質に係る事故等が発生した場合又は、原子力緊急事態が発生した場合は、地域住民等を放射線から守るため、第一次的責任者である事業者のほか、防災関係機関も放射性物質災害対策及び緊急事態応急対策を実施する。

主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生	事後
市		県への通報 警戒区域の設定及び一般住民等への立入り制限、退去等の措置 消防活動及び救急活動 専門家の派遣要請 住民に対する屋内退避、避難勧告・指示	

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 放射性物質災害発生時の応急対策	市	1 (1) 事故等の発生に係る県への通報 1 (2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入り制限、退去等の措置 1 (3) 消防活動及び救急救助
第2節 特定事象発生時の応急対策	市	1 (1) 事故の概要等の確認及び県等への情報伝達 1 (2) 専門家の派遣要請
第3節 緊急事態応急対策	市	1 (1) 市災害対策本部の設置 1 (2) 住民に対する屋内退避、避難勧告・指示 1 (3) 原子力災害合同対策協議会への出席
第4節 県外の原子力発電所又は原子炉施設における異常時対策	事業者(中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び独立行政法人日本原子力研究開発機構)	1 (1) 県への情報伝達・報告 1 (2) 原子力事業者防災業務計画による対策の実施
	県	2 (1) 防災関係機関等への情報伝達 2 (2) アドバイザーへの協力要請 2 (3) 事業者、国及び消防機関と協力したモニタリング

第1節 放射性物質災害発生時の応急対策

実施責任者	事業者、市、警察、県
実施担当	予防課、消防署

1 市における措置

(1) 事故等の発生に係る県への通報

事業者から事故等の発生の通報を受けた場合、県へ事故等の発生について、直ちに通報する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入り制限、退去等の措置

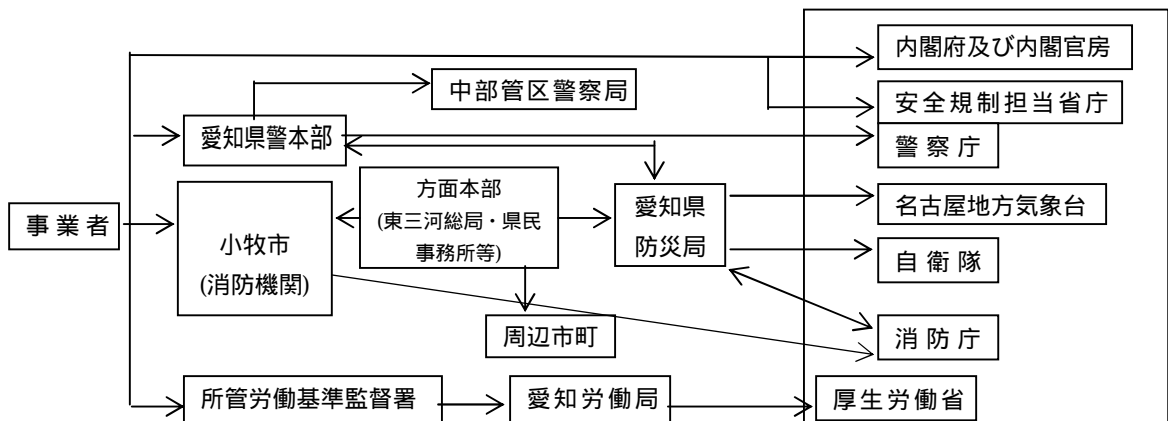
事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入り制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行うものとする。

(3) 消防活動及び救急救助

放射性物質に係る消防活動及び救急救助については、「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」を例に実施するものとする。

2 情報の伝達系統

放射性物質災害が発生した場合における情報の収集・伝達は、次のとおりとする。



第2節 特定事象発生時の応急対策

実施責任者	事業者、市、警察、県
実施担当	予防課、消防署

1 市における措置

(1) 事故の概要等の確認及び県等への情報伝達

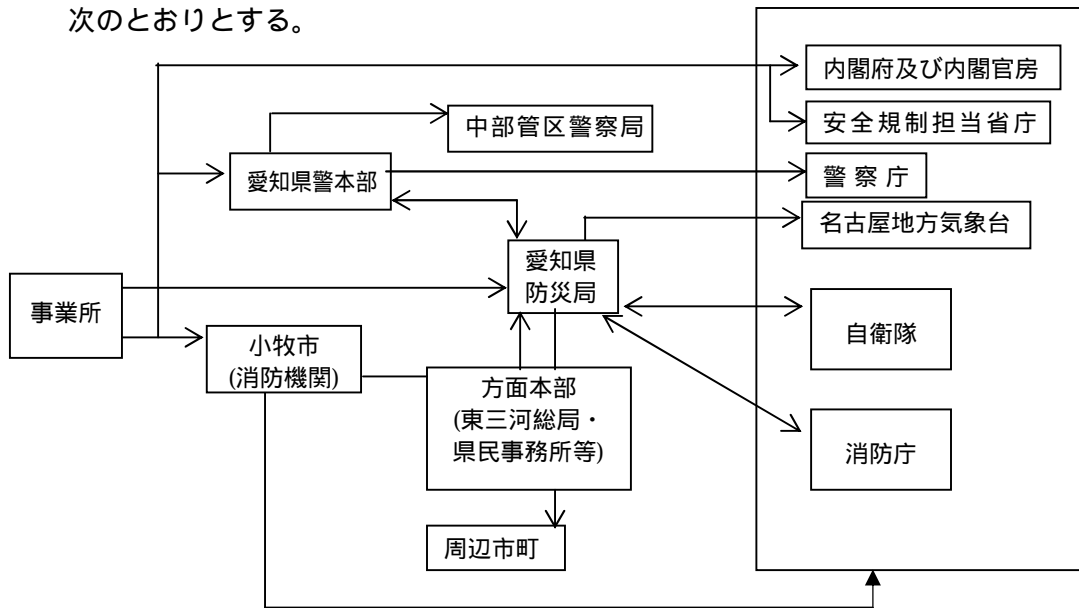
事業者等から、事故の概要、放射線、防除活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、警察、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。

(2) 専門家の派遣要請

特定事象発生の通報を受けた場合は、直ちに国に専門家の派遣を要請する。

2 情報の伝達系統

原災法第10条に規定する特定事象が発生した場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第3節 緊急事態応急対策

放射性物質等の輸送中に災害が発生した場合の被害の範囲は、施設からおおむね半径10km程度が目安とされている、原子力発電所等の防災対策を重点的に実施すべき地域よりも相当狭くなるものと考えられる。しかし、放射線等は人間の五感に感じられないという特性があることから、国が原子力緊急事態宣言を実施したときは、住民の二次災害防止を基本として、防災関係機関との連携をより緊密にしながら、上記対策に加え次の対策をとるものとする。

実施責任者	事業者、市、警察、県
実施担当	予防課、消防署

1 市における措置

(1) 市災害対策本部の設置

原子力緊急事態宣言があったときは、市災害対策本部を自動的に設置する。

(2) 住民に対する屋内退避、避難勧告・指示

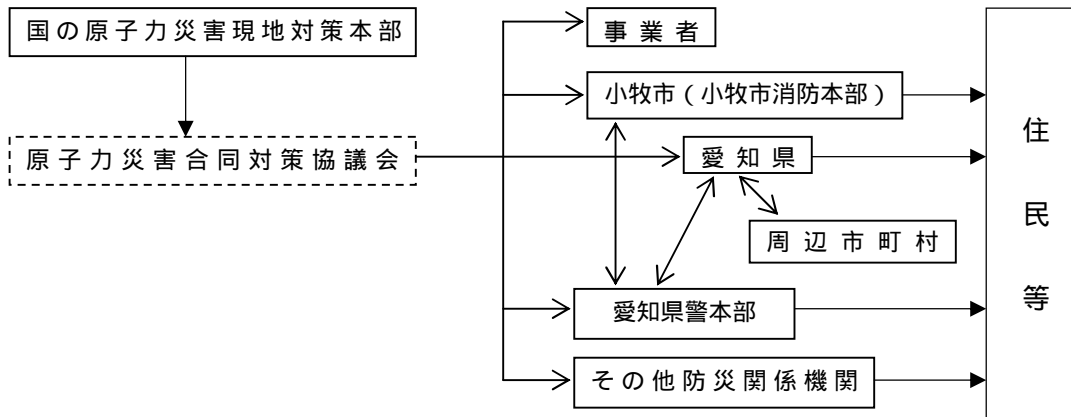
原子力緊急事態宣言に際して国が示した避難すべき地域の居住者等の屋内退避、避難勧告・指示を速やかに実施する。

(3) 原子力災害合同対策協議会への出席

国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行う。

2 情報の伝達系統

原災法第15条に規定する原子力緊急事態宣言がなされた時以降における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第4節 県外の原子力発電所又は原子炉施設における異常時対策

4 原子力事業者との情報連絡体制に係る各合意内容該当する異常が発生した場合は、次の対策をとるものとする。

1 4 原子力事業者における対策

(1) 県への情報伝達・報告

4 原子力事業者は、各合意内容に基づき、県に対して内容を直ちに通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。

(2) 原子力事業者防災業務計画による対策の実施

4 原子力事業者は、(1)に掲げる対策のほか、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画により対策を行うものとする。

2 県における対策

(1) 防災関係機関への情報伝達

県は、4 原子力事業者との各合意内容に基づき情報収集を行い、防災関係機関、市町村等へ情報を伝達する。

(2) アドバイザーへの協力要請

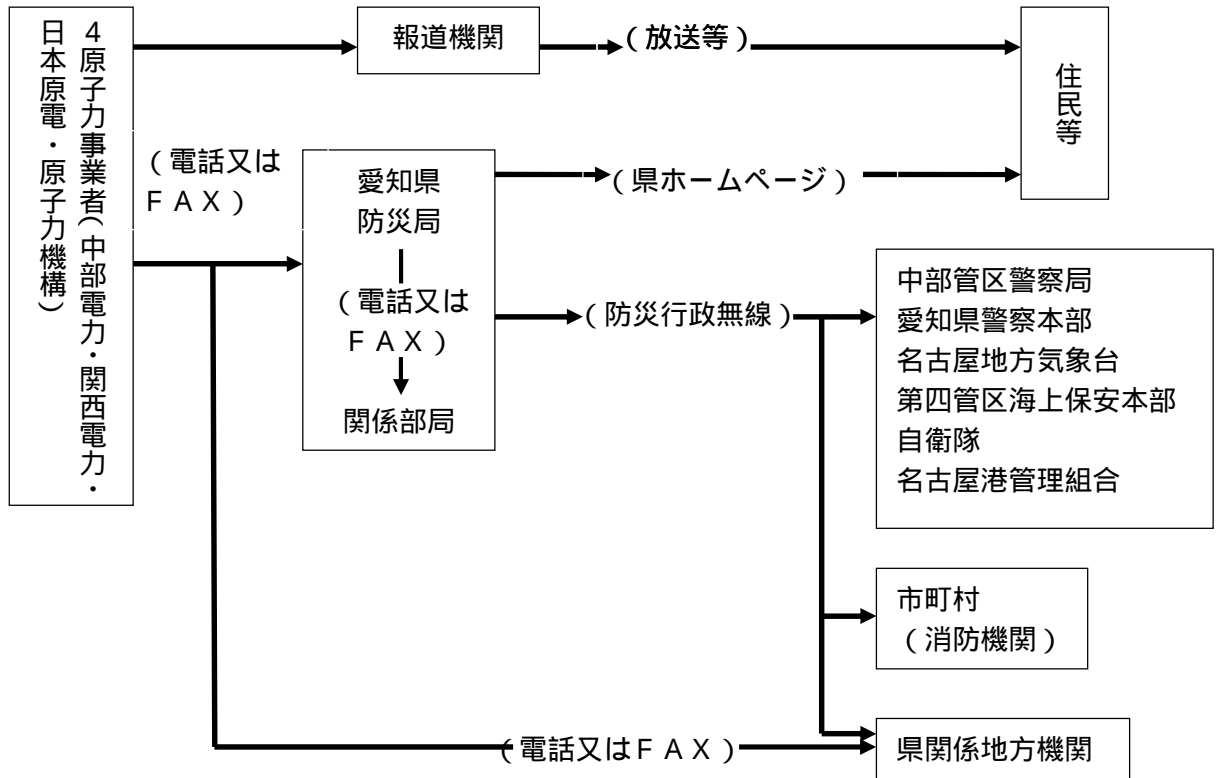
必要に応じ、アドバイザーへの協力を要請し、専門的、技術的な立場からの助言を求める。

(3) 事業者、国及び消防機関と協力したモニタリング

専門家の指導助言を得て、事業者、国及び消防機関と協力してモニタリングを行う。

3 情報の伝達系統

4 原子力事業者の原子力発電所又は原子炉施設において、各合意内容に該当する場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第19章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策

基本方針

危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生	事後
市		県への通報 危険物所有者等への危害防止措置の指示 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、 消防隊の出動による救助及び消火活動 応援要請	退去等の命令

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 危険物等施設	市	1 (1) 災害発生に係る県への通報 1 (2) 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示 1 (3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令 1 (4) 消防隊の出動による救助及び消火活動 1 (5) 他市町村に対する応援要請 1 (6) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼
第2節 危険物等積載車両	市	第1節「危険物等施設」に準じた措置

第1節 危険物等施設

実施責任者	石油类等施設の所有者、管理者、占有者 石油类等輸送機関 市、警察、県
実施担当	予防課、消防署

1 市における措置

- (1) 災害発生に係る県への通報
県へ災害発生について直ちに通報する。
- (2) 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示
危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。
- (3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令
必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

(4) 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

(5) 他市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(6) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めらる。

2 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県もしくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

附属資料	石油類等大量保有事業所	第5	1
	消防活動阻害物質(毒物・劇物貯蔵事業所)	第5	3
	消防活動阻害物質(圧縮ガス等取扱貯蔵事業所)	第5	4
	化学消火薬剤の備蓄	第2	2 5

第2節 危険物等積載車両

実施責任者	石油類等施設の所有者、管理者、占有者 石油類等輸送機関 市、警察、県
実施担当	予防課、消防署

市における措置

市は、第1節「危険物等施設」に準じた措置を講ずる。

第20章 高圧ガス災害対策

基本方針

高圧ガス製造施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を防止するための応急的保安措置を実施するものとする。

主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生	事後
所有者等 高圧ガス 施設の 所有者等		ガスの安全な場所への移動等 安全措置 消防署等への通報	
市		危険物等施設に準じた措置	

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 高圧ガス施設	市	1 第19章第1節「危険物等施設」に準じた措置
第2節 高圧ガス積載 車両	市	第19章第1節「危険物等施設」に準じた措置

第1節 高圧ガス施設

実施責任者	高圧ガス施設の所有者、管理者、占有者 高圧ガス等輸送機関 市、警察、県
実施担当	予防課、消防署

1 市における措置

本編第19章第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

2 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県もしくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第2節 高圧ガス積載車両

実施責任者	高圧ガス施設の所有者、管理者、占有者 高圧ガス等輸送機関 市、警察、県
実施担当	予防課、消防署

1 市における措置

市は、第19章第1節「危険物等施設」に準じた措置を講ずる。

第21章 大規模な火事災害対策

基本方針

大規模な火事（陸上における火事で、林野火災以外のもの）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害（以下「大規模な火事災害」という。）の被害拡大を防ぎよし、被害の軽減を図る。

なお、第19章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」、第20章「高圧ガス災害対策」の定めについても留意するものとする。

主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生	事後
市		県への連絡 避難勧告・指示等 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 消防ポンプ自動車等による消防活動 応援要請 救助・救急活動	医療班の派遣及び医療機関への搬送等

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
大規模な火事 災害対策	市	1 (1) 大規模な火事災害に係る県への連絡 1 (2) 避難勧告・指示等 1 (3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 1 (4) 消防ポンプ自動車等による消防活動 1 (5) 県及び他市町村への応援要請 1 (6) 救助・救急活動 1 (7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 1 (8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 1 (9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

実施責任者	市
実施担当	消防署

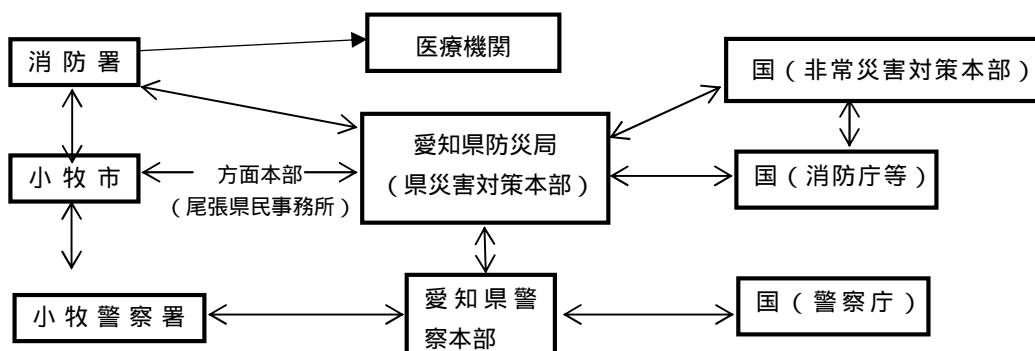
1 市における措置

- (1) 大規模な火事災害に係る県への連絡
発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。
- (2) 避難勧告・指示等
地域住民等の避難の勧告又は指示等については、第9章「避難者対策」の定めにより実施する。
- (3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令
必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

- (4) 消防ポンプ自動車等による消防活動
直ちに火災現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動を実施する。
- (5) 県及び他市町村への応援要請
市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。なお、応援にかかわる費用の負担区分等については、あらかじめ隣接市町と協定を結んでおくものとする。
また、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「愛知県消防広域応援基本計画」、「災害時における相互応援に関する協定」(尾張北部広域行政圏)及び「愛知県緊急消防援助隊受援計画」の定めるところにより、消防相互応援を要請する。
- (6) 救助・救急活動
必要に応じ防災関係機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。
- (7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣要請及び医療機関への搬送等
多数の負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で組織する医療班を現地に派遣要請し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。
なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保
必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等
被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

2 情報の伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



3 応援協力関係

市又は県は、遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資機材を輸送するに当たって、必要があると認めるときは、警察へ先導等を依頼する。

- (1) 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、緊急消防援助隊の要請を行うものとする。
- (2) 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。

(3) 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

附属資料	消防施設・設備等……………	第2	2
	消防相互応援協定……………	第6	1 1
	愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定……………	第6	1 5
	小牧市消防本部と東邦瓦斯(株)との都市ガス災害対策に関する業務協約……………	第6	1 6
	エルピーガス災害対策に関する業務協約……………	第6	1 7
	愛知県防災ヘリコプター支援協定……………	第6	1 11

第2章 林野火災対策

基本方針

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災（以下「大規模な林野火災」という。）の被害拡大を防ぎ、被害の軽減を図る。

主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生	事後
市		県への連絡 避難勧告・指示等 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 防火水そう、自然水利等による消防活動 応援要請 救助・救急活動	医療班の派遣及び医療機関への搬送等 県への防災ヘリコプター出動要請

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
林野火災対策	市	1 (1) 大規模な火事災害に係る県への連絡 1 (2) 避難勧告・指示等 1 (3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 1 (4) 防火水そう、自然水利等による消防活動 1 (5) 県及び他市町村への応援要請 1 (6) 救助・救急活動 1 (7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 1 (8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 1 (9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等 1 (10) 県及び中部森林管理局名古屋分局に対する林野火災対策用資機材の確保要請 1 (11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請

実施担当	消防署
------	-----

1 市における措置

- (1) 大規模な火事災害に係る県への連絡
発見者から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。
- (2) 避難勧告・指示等
地域住民の避難の勧告又は指示については、第9章「避難者対策」の定めにより実施する。
- (3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令
必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (4) 防火水そう、自然水利等による消防活動

直ちに火災現場に出動し、消防水利、防火水そう、自然水利等を活用し、消防活動を実施する。

(5) 県及び他市町村への応援要請

市で対応できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めるものとする。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「愛知県消防広域応援基本計画」、「災害時における相互応援に関する協定」(尾張北部広域行政圏)及び「愛知県緊急消防援助隊受援計画」の定めるところにより、消防相互応援を要請する。

(6) 救助・救急活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。

(7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣要請及び医療機関への搬送等

多数の負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で組織する医療班を現地に派遣要請し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の配置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊及び防災航空隊の災害派遣要請を依頼するとともに必要資機材の確保について、応援を要請する。

(10) 県及び中部森林管理局名古屋分局に対する林野火災対策用資機材の確保要請

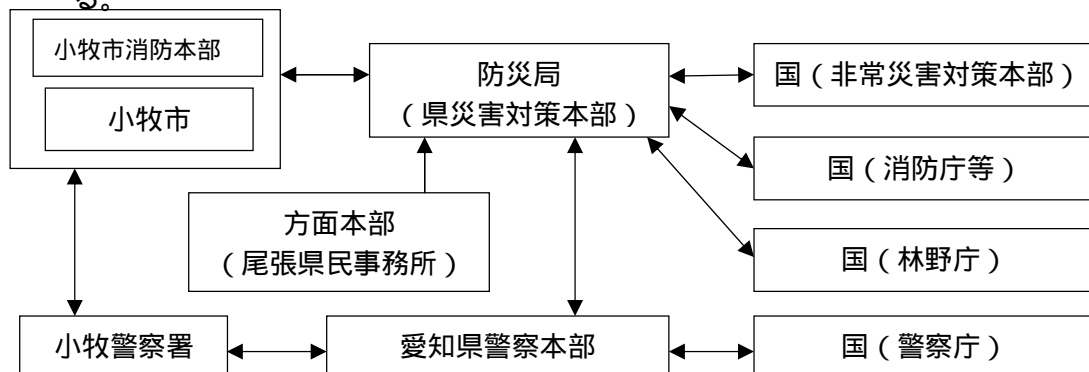
林野火災対策用資機材の確保が困難な場合、県及び中部森林管理局名古屋分局へその確保の応援を要求する。

(11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請

空中消火活動の必要があると認められる場合は、県に対して「愛知県防災ヘリコプター支援協定」に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する(第5章第2節「防災ヘリコプターの活用」参照)。

2 情報の伝達系統

大規模な林野火災が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



3 応援協力関係

(1) 市又は県は、遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資機材を輸送するに当たり、必要があると認めるときは、警察へ先導等を依頼する。

(2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

第23章 地階等における都市ガス災害対策

基本方針

地階等においてガス等による災害から不特定多数の者及び地域住民を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防ぎよし被害の軽減を図る。

主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生	事後
市		ガス事業者への通報連絡 地階等の所有者等に対する危害防止措置の指示 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 現場警察官と協力した通行規制、広報活動及び避難誘導 救助及び消火活動	ガス事業者に準じたガスの供給停止措置 県への通報 応援要請

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
地階等における都市ガス災害対策	市	1 (1) ガス事業者への通報連絡 1 (2) 地階等の所有者等に対する危害防止措置の指示 1 (3) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限、退去等命令 1 (4) 現場警察官と協力した通行規制、広報活動及び避難誘導 1 (5) 救助及び消火活動 1 (6) ガス事業者に準じたガスの供給停止措置 1 (7) 災害発生に係る県への通報 1 (8) 他の市町村に対する応援要請 1 (9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼

実施担当	予防課、消防署
------	---------

1 市における措置

- (1) ガス事業者への通報連絡
地階等の所有者等から直接ガス漏れ又はガス事故発生の通報を受けた場合には、直ちにガス事業者に対し通報連絡するものとする。
- (2) 地階等の所有者等に対する危害防止措置の指示
地階等の所有者等に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。
- (3) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限、退去等命令
必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。
- (4) 現場警察官と協力した通行規制、広報活動及び避難誘導
現場の警察官と協力して、警戒区域内への人及び一般車両の通行等を規制すると

ともに、火気使用禁止等の広報活動を徹底し、併せて警戒区域内の住民の適切な避難誘導を講ずるものとする。

(5) 救助及び消火活動

市消防計画等により消防隊を出動させ、当該地階等の救助及び消火活動を実施する。

この場合、必要に応じて当該地階等の所有者等からの報告、助言を受け、あるいは他の防災関係機関及び自衛消防隊の協力を得て実施するものとする。

(6) ガス事業者に準じたガスの供給停止措置

ガス事故災害防止のため、ガス遮断装置を操作してガス供給の停止を行う場合は、直ちにガス事業者に対し通報連絡し、現場に出動した保安要員は、早急にガス漏れの場所及び範囲を検知し、必要に応じ、ガス事故災害防止のためガスの供給停止等の措置を講ずる。

(7) 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

(8) 他の市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「愛知県消防広域応援基本計画」、「災害時における相互応援に関する協定」(尾張北部広域行政圏)及び「愛知県緊急消防援助隊受援計画」の定めるところにより、消防相互応援を要請する。

(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資器材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

2 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県もしくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第24章 住宅対策

基本方針

あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。

災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

災害により住家が全壊（流失、埋没、全焼）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を収容するために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し、自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度に応急修理をし、又は障害物を除去する必要があるのでその方法について定めるものとする。

主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生	事後
市			《被災宅地危険度判定の実施》 被災宅地危険度判定実施本部の設置 被災宅地危険度判定活動の実施 《公営・民間住宅等への一時入居》 提供する住宅の選定・確保 相談窓口の開設 一時入居の開始 応援協力の要請 《被災宅地の調査》 被災宅地の調査 《応急仮設住宅の建設》 応援協力の要請 建設用地の確保 入居意向調査の実施 《住宅の応急修理》 応援協力の要請 応急修理の実施
社 住宅供給公 生 都市再 機 構			《公営・民間住宅等への一時入居》 提供する住宅の選定・確保 相談窓口の開設 応援協力の要請 一時入居の開始

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 被災宅地の応急危険度判定	市	1 (1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置 1 (2) 被災宅地危険度判定活動の実施
第2節 被災住宅等の調査	市	被災宅地等の調査
第3節 公共賃貸住宅等への一時入居	市、住宅供給公社、都市再生機構	1 (1) 提供する住宅の選定・確保 1 (2) 相談窓口の開設 1 (3) 一時入居の終了 1 (4) 使用料等の軽減措置

区分	機関名	主な措置
		1 (5) 応援協力の要請
第4節 住宅の仮設・ 応急修理及び 障害物の除去	市	1 (1) 応急仮設住宅の建設 1 (2) 住宅の応急修理 1 (3) 障害物の除去 1 (4) 他市町村又は県に対する応援要求

第1節 被災宅地の応急危険度判定

実施担当	建築課
------	-----

1 市における措置

(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置

市の区域で被災宅地危険度判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に市被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の被災宅地危険度判定支援本部へ支援要請を行う。

(2) 被災宅地応急危険度判定活動の実施

支援本部は、判定士、資機材等の確保をし、被災宅地応急危険度判定活動を実施する。

第2節 被災住宅等の調査

実施担当	建築課
------	-----

1 市における措置

市は、災害のため住家に被害が生じた場合、り災証明の発行、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- (1) 住宅の被害状況
- (2) 被災地における市民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

実施担当	建築課
------	-----

1 市、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

県、市、地方住宅供給公社及び都市再生機構は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

- (1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定に当たっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるため、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

(5) 応援協力の要請

被災者数が多く、市内で用意した戸数では対応が難しい場合は県を通じて他市町村に被災者の受入れについて協力依頼をするとともに、関係団体等に対し協力要請を行い、あっせん及び借上げの方法により民間賃貸住宅を提供できるように努める。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第4節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去

実施責任者	(1) 市長 ア 住宅の仮設及び応急修理(災害救助法が適用された場合は知事) イ 障害物の除去(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) (2) 建築課
実施担当	建築課

1 市における措置

(1) 応急仮設住宅の建設

ア 建設場所の選定

(ア) 建設場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう正規の賃貸借契約書(附属資料:様式第39号)を取り交わすこと。

(イ) 応急仮設住宅建設のための用地をあらかじめ確保するため、国、県及び市の公有地や、企業等の私有地を選定しておく。

(ウ) 相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

イ 設置方法

被災者から入居申請書(附属資料:様式第40号)を提出させ選考の上、建設必要戸数を算出し、所定の設計書に基づいて建築業者に請負わせる。この方法は市の会計規則による。

ウ 入居者の選定並びに供与

(ア) 災害により住家を滅失し、居住する仮住家もなく、また自力で住家を確保できない者である。

選定に当たっては十分に調査し、必要によっては民生委員等の意見を聴き、入居必要度の高い者から順次入居させるようにし、抽選等により入居者を決定してはならない。

入居必要度の高い者として例示すれば次のとおりである。

生活保護法による被保護者並びに要保護者

特定の資産のない失業者

特定の資産のない寡婦並びに母子世帯

特定の資産のない高齢者、病弱者並びに身体障がい者

特定の資産のない勤労者

特定の資産のない小企業者

前各号に準ずる経済的弱者

(イ) 供与に当たっては入居者に対し、この建物が被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であり、その目的が達せられたときは撤去されるべきものであることを十分承知させ、場合によっては入居者との間に応急仮設住宅入居契約(附属資料:様式第41号)を結ぶものとする。

また、引き続き住宅のあっせんを積極的に行い、なるべく早い機会にこれらの者を住宅へ転居させるよう措置を講じるものとする。

公営住宅への入居あっせん

独立行政法人住宅金融支援機構資金借入れの指導

その他

エ 管理運営及び処分

(ア) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

(イ) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、一般賃貸住宅への切替え、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。なお、住宅の切替えについて国有財産特別措置法第3条の規定を受けるとなる。

(2) 住宅の応急修理

被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものとする。

ア 修理の対象住家

住家が半壊し又は半焼し、かつその居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。対象者の選定については前記の応急仮設住宅入居者のそれに準ずる。

イ 修理の範囲

居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分について必要最小限の補修を行う。

ウ 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行規則に定める範囲内とする。

エ 修理の期間

災害が発生してから1か月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途

絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 応急修理の方法

応急修理の方法は現物給与、すなわち修理材料により修理し住み得る状態にすることによって行われる。

カ 給付対象者の範囲

半壊等の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では修理を行うことができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

キ 応急修理の実施及び支払いの方法

(ア)住宅の応急修理を希望する者は住宅応急修理申請書(附属資料:様式第42号)に工事請負者又は大工による工事見積書を添付して災害対策本部に提出する。

(イ)工事請負業者又は大工から見積書をとれない者については申し出により市(建築班)があっせんする。

(ウ)住宅応急修理申請書は災害対策本部の都市建設部建築班において受理し、適格かどうかの選考及び費用について審査する。

(エ)市(都市建設部建築班)は選考の結果次のとおり処理する。

不適格の者に対しては、直ちに理由を付してその旨申請者に通知する。

(附属資料:様式第43号)

適格の者については、申請者にその旨通知するとともに次の措置をとる。

a 工事請負者に対し工事命令(附属資料:様式第43号)を発する。

b 市に適格者名簿を送付し、工事完了のときに竣工検査に当たらせる。

(オ)工事請負者は、工事が完了したときは、工事費の請求書に竣工届(建築班の検査印を押したものを)添えて市(消防班)に提出するものとする。なお、請求書並びに竣工届の書式は、市における規格の用紙とする。

(3) 障害物の除去

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(4) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理及び障害物の除去をすることが困難な場合には、他市町村又は県へ応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理及び障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要請する。

2 災害救助法の適用の場合の経費負担

応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理並びに障害物の除去のために支出する費用は県施行細則に定める限度額で、県負担とする。

災害救助法が適用された場合、県が実施機関となるが、障害物の除去については市長への委任を想定しているため、直接の事務は、市で行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

3 記録等

(1) 応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させた場合

- ア 応急仮設住宅入居者台帳（附属資料：様式第44号）
- イ 応急仮設住宅用敷地賃貸借契約書
- ウ 応急仮設住宅建築に係る原材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様書等
- エ 応急仮設住宅建築に係る工事代金等支払証拠書類

(2) 住宅の応急修理を実施した場合

- ア 住宅応急修理記録簿（附属資料：様式第45号）
- イ 住宅応急修理に係る契約書、仕様書等
- ウ 住宅の応急修理関係支払関係証拠書類

(3) 障害物の除去を実施した場合

- ア 障害物除去の状況記録（附属資料：様式第46号）
- イ 障害物除去費支出関係証拠書類

附属資料	市有建設機械……………第2 6 1
	災害救助法施行細則……………参考第4

第25章 文教災害対策

基本方針

災害が発生し、又はそのおそれのある場合に迅速かつ適切な措置をとるため必要な計画を定める。

災害が発生するおそれのある場合は関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。

災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、市教育委員会、私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生	事後
市	予警報の把握・伝達 臨時休業等の措置 避難の実施		教育施設の確保 教職員の確保 広報・周知活動の実施 教科書等の支給 応援の要求
設置者（私立学校 管理者）	予警報の把握・伝達 臨時休業等の措置 避難の実施		教育施設の確保 教職員の確保 広報・周知活動の実施 応援の要求

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 対策の伝達及び臨時休業等の措置	市、私立学校設置者（管理者）	1 (1) 災害に関する予報、警報及び警告等の把握・伝達 1 (2) 臨時休業等の措置 1 (3) 避難等
第2節 教育施設及び教職員の確保	市、私立学校設置者（管理者）	1 (1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施 1 (2) 教職員の確保
	市	2 他市町村教育委員会に対する応援要求
第3節 応急な教育活動についての広報	市、私立学校設置者（管理者）	広報・周知活動の実施
第4節	市	1 (1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与

区分	機関名	主な措置
教科書・学用品等の給与		1(2) 他市町村又は県に対する応援要請

第1節 対策の伝達及び臨時休業等の措置

実施責任者	市、県（総務部、教育委員会）私立学校等管理者
実施担当	子育て支援課、教育総務課、学校教育課

1 市及び私立学校設置者（管理者）における措置

(1) 災害に関する予報、警報及び警告等の把握・伝達

災害が発生するおそれのある場合は関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。なお、学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、教育委員会が、幼稚園、学校に対して行う。また、学校等に当たっては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

ア 県立学校等

県教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統により行う。

イ 市立学校等

災害に関する情報は、第3章「情報の収集・伝達・広報」に基づき県から伝達されるので、市教育委員会が各学校等に対し伝達する。

ウ 私立学校等

各学校長は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を期する。

(2) 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

ア 県立学校等

学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、あらかじめ定めた基準により県立学校管理規則等に基づき校長が行う。休校措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。

イ 市立学校等

災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は各学校（園）長が、臨時休業等の措置をとるものとする。

ただし、各学校（園）長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

ウ 私立学校等

学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、各学校が定めた基準により、各学校の校長が行うものとする。

(3) 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には事態に即応して地域防災計画に基づいて各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等に当たっては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第2節 教育施設及び教職員の確保

実施責任者	市、県（総務部、教育委員会）私立学校等管理者
実施担当	子育て支援課、教育総務課、学校教育課、学校給食課

1 市及び私立学校設置者（管理者）における措置

市教育委員会及び私立学校設置者は、教育施設の被災もしくは校舎、体育館及び運動場が集団避難施設となることにより授業等が長期間にわたって中断することを避けるため、次の措置を講じる。

（1）応急な教育施設の確保と応急な教育の実施

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施する等の措置を講じる。

ウ 校舎が被災により全面的に使用困難な場合

市内の公民館等公共施設あるいは近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設あるいは校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のため校舎等の確保は、イ～エの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について、県と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

（2）教職員の確保

市教育委員会は、校舎が全面的な被害を受け復旧に長時間を要するため、児童・生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添っていくものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保の万全を図る。

2 市における措置

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

3 学校給食の応急実施

（1）給食センター設備の整備

給食センターの設備は応急給食のほか災害時においては非常炊き出しにも使用されるので被害のあったときはできる限り早く修理する。

（2）給食用の物資の確保

給食センター設備の損壊により、給食が実施できないときは県学校給食会の委託パン工場及び委託乳工場より、必要量の供給を受入れる。

第3節 応急な教育活動についての広報

実施責任者	市、県（総務部、教育委員会）私立学校等管理者
実施担当	子育て支援課、教育総務課、学校教育課

1 市及び私立学校設置者（管理者）における措置

応急教育活動の開始に当たっては、開始時期及び方法等について児童・生徒及び家庭等への周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

実施責任者	市、県（総務部、教育委員会）私立学校等管理者
実施担当	子育て支援課、教育総務課、学校教育課

1 市における措置

(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与

災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童及び生徒に対して学用品等を給与し、就学の便を図るものとする。

ただし、各学校（園）長が決定し行う場合は、教育委員会と協議し、教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

また、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」別紙様式6により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

ア 対象者

（ア）災害によって住家に全壊（焼）、流失又は半壊（焼）、床上浸水以上の被害を受けた児童・生徒であること。

（イ）義務教育に関するものだけに限られること。

（ウ）現に学用品がなくなった者であること。

イ 給与の方法

（ア）原則として知事が一括購入し、配分は市長が実施するものであるが、学校ごと、地域ごとに教科書が異なる等複雑になるので、市長が職権の委任を受け学校長及び教育委員会の協力を受け調達から配分まで行う。

（イ）給与の対象となる児童、生徒の確実な数を把握するため被災者名簿と、各学校における学籍簿とを照合し、被害別、学年別に把握する。

（ウ）学用品は実際になくなったものについてのみ支給すること。

（エ）優先的に先ず教科書を確保すること。

（オ）学用品の購入、配分計画表（附属資料：様式第47号）を作成し、これにより配分すること。

ウ 学用品等の品目

（ア）通学用品

運動靴、カサ、カバン、ゴム靴等

（イ）教科書、教材

(ウ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画用紙、下敷、定規等
ただし、通学用品及び文房具のなかには例示品以外のものもあり、被災状況、
程度等実情に応じて変更しても差支えない。

エ 費用の限度

(ア) 教科書代(教材を含む。)

支給した教科書の実費

(実費とは教科書については文部省大臣の許可を受けた定価であり、教材に
あっては通常の価格をいう。)

(イ) 文房具及び通学用品費(附属資料：参考第4参照)

オ 給与の期間

学用品が最終的に被災児童、生徒にわたるまでの期間をいう。

(ア) 教科書、教材 1か月以内

(イ) 文房具、通常用品15日以内

(2) 他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ学用品等の給
与の実施調達につき、応援を要請する。また応援要請があった場合は、協力するも
のとする。

2 奨学に関する措置

公共学校に当たっては保護者の申請により、その被害程度に応じて費用の支払いの延
長、減額又は免除等の必要な措置を講じる。

3 災害救助法の適用の場合の経費負担

学用品等の給与に支出する費用は県施行細則に定める限度額で県負担とする。

災害救助法が適用された場合、市における措置は愛知県が実施機関となるが、当該事
務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、市で行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

4 記録等

学用品の給与を実施したときは次の書類、帳簿等を保管しておくものとする。

(1) 学用品交付簿(附属資料：様式第48号)

(2) 学用品出納に関する帳簿

(3) 学用品の購入関係支払証拠書類

(4) 備蓄物資払出証拠書類

附属資料	災害救助法施行細則……………参考第4
------	--------------------

第26章 車両その他機械の供給

基本方針

災害応急対策を実施するため、市所有の車両、機械で不足する場合は、民有のこれらを借り上げて使用しなければならないので、この方法について定めるものとする。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
車両その他機械の供給	市	1(1) 車両の借り上げ 1(2) 機械の借り上げ

実施担当	道路課、河川課、用地課
------	-------------

1 市における措置

(1) 車両の借り上げ

各種輸送並びに救助活動を行うとき車両が不足する場合は、市内運送業者により車両の借り上げを行う。この場合、業者とあらかじめ協議しておくものとする。

(2) 機械の借り上げ

民有の機械類を借り上げについては、あらかじめ借り上げの方法、料金等について所有者と協議しておくものとする。

ア 機械の借り上げが必要な作業

- (ア) 障害物除去作業
- (イ) 救出作業
- (ウ) 応急仮設住宅建設のための整地作業
- (エ) 通路、溝、河川等の応急復旧作業
- (オ) その他

イ 手続きの方法

あらかじめ登録してある業者に対し、契約事項確認の上借り上げる。

ウ 契約の内容

車両の借り上げの方法については、運転に特殊免許を必要とする場合が多いので運転手を含めて借り上げるようにする。

料金については平常時におけるものと同程度とするよう特に協力を願うが、夜間活動及び危険区域における活動についての割増料金についてはあらかじめとり決めておくものとする。

2 記録等

車両及び機械類の借り上げを実施したときは次の帳簿を作成し記録しておくものとする。

(1) 車両、機械類借上記録簿（附属資料：様式第57号）

附属資料	市有建設機械……………第2 6 1
------	-------------------

第27章 災害救助法の適用

基本方針

災害救助は、災害救助法が適用される以前は市長が単独で行うが、適用後は国の機関として実施する知事及び知事から通知された市長が行う。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
災害救助法の適用	市	1 (1) 災害救助法による救助の種類 1 (2) 災害救助法の適用基準 1 (3) 適用基準の留意事項 1 (4) 被災者の記録 1 (5) 報告事項

実施責任者	知事、市長（法が適用され、知事から通知された場合）、日本赤十字社
実施担当	危機管理課、関係各課

1 市における措置

(1) 災害救助法による救助の種類

- ア 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- イ 災害にあった者の救助
- ウ 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- オ 医療及び助産
- カ 災害にかかった住宅の応急修理
- キ 学用品の給与
- ク 埋火葬
- ケ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- コ 遺体の捜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障をきたしているものの除去

(2) 災害救助法の適用基準

市内の被害状況が、次の適用基準のうちいずれかに達し、かつ、現に救助を必要とするとき、市長は直ちに知事に災害救助法の適用を要請するものとする。

- ア 市内に全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が100世帯以上に達したとき。
- イ アの基準には達しないが、県内の被害世帯数が2,500世帯以上であり、かつ、市内被害世帯数が50世帯以上に達したとき。
- ウ 被害世帯数がア又はイに達しないが、県内の被害世帯が12,000世帯以上に達し、かつ、市内における被害世帯が多数あり、市において救助活動の遂行が困難なとき。
- エ 市の被害がア、イ又はウに該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

(3) 適用基準の留意事項

ア 適用の基準となる被害世帯数の計算は次の方法による。

- (ア) 住家の被害程度は、住家の滅失した世帯、即ち全焼、全壊、流失等の世帯を

基準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、また、床上浸水、土砂堆積等により一時的に居住することのできない状態になった世帯は3世帯をもって住家の滅失した1つの世帯とみなす。

(イ) 被害世帯数は棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数として計算する。

(ウ) 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即して決定する。

イ この法律による救助は見舞金制度とは異なり、被災者の保護を応急的に実施する必要があるときにのみ行われるのであって、被災者に対し、救護する義務があり、またその救護を受けている場合及び個々の被災者が知人、親戚により救助を受け困窮状態を解決している場合は法を適用することはできない。

(4) 被災者の記録

ア 災害が発生したときは、市長は被害状況調査用紙(附属資料:様式第8号、様式第9号)によって被害状況を調査し、これを被災台帳とする。

イ 市長は、災害による被災証明書の発行の必要があるときは、次の要領により早期交付を行う。

(ア) 被害状況の確認ができないときは、とりあえず本人の申し出により仮被災証明書(附属資料:様式第10号)を発行する。

(イ) 被災者の被害状況の調査確認を終了した後は、被災台帳に記載されている者には申し出により被災証明書(附属資料:様式第11号) 仮被災証明書を発行した者については、被災台帳に記載されている者に限り、申し出により被災証明書に切り替え発行する。

(5) 報告事項

市長は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、毎日、知事に救助の実施状況について報告するものとし、また、報告は電話にてもさしつかえないものとする。

ア 救助実施記録日計票(附属資料:様式第12号)の作成、報告

イ 救助の種類別実施状況の報告

附属資料	救助の種類別実施状況	第8	9
	家屋等被害調査基準	第8	2 3
	災害救助法施行細則		参考第4

第4編 災害復旧

第1章 民生安定のための緊急措置

基本方針

災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊して極度の混乱状態にある場合、市は災害救助法を適用し、人心の安定と社会秩序の保全を図るとともに関係機関、団体等と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。

各方面から被災者に対して、寄託される義援金品等の募集、配分等について定めるものとする。

被災者の早期生活再建を支援するため、市は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険等の支払いを受けるために必要となる災証明について、早期に被災者に交付するものとする。

暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 義援金その他 資金等による 支援	市	1 (1) 義援金品等の募集・受付・配分 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け
	日本赤十字社 愛知県支部	2 義援金品の受付、配分
	県社会福祉協 議会	3 生活福祉資金の貸付
	生活再建支援 法人	4 被災者生活再建支援金の支給
	報道機関等	5 義援金品の受付、配分
第2節 住宅等対策	市	1 (1) 災害公営住宅の建設 1 (2) 被災住宅等の復旧相談
	住宅金融支援 機構東海支店	2 住宅相談所の設置及び貸付金の返済猶予等
第3節 暴力団等へ の対策	市	1 (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 1 (2) 公の施設からの暴力団排除

第1節 義援金その他資金等による支援

実施担当	関係各課
------	------

1 市おける措置

義援金品及び「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。

- (1) 義援金品等の募集・受付・配分

ア 義援金品の募集

日赤県支部、報道機関、共同募金会等各種団体は、災害の状況により募集期間を定めて、市の赤十字奉仕団、新聞、ラジオ、テレビ、街頭募金等により募集することがある。

イ 義援金品の受付

市は、義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義援金品の受付を行う。

また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

ウ 義援金品の配分

(ア) 市は義援金について、支援関係団体で構成する配分委員会を組織し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、適切かつ速やかに配分する。

(イ) 日赤県支部に寄託された義援金は、速やかに、地方公共団体その他の団体と配分委員会を組織して義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、配分委員会が設置されない場合は、支部と市と協議の上配分する。

(ウ) 県において受付され、寄託された義援金品は、被害状況に応じた配分計画により市に寄託されて、被災者に配分する。

(エ) 報道機関、各種団体等は募集した義援金品を、被災者に配分し又は、必要により市に寄託する。

(2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け

「災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)」及び「小牧市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年小牧市条例第23号)」に基づき、災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため、被害の程度、種類に応じて災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けを行う。

ア 災害弔慰金の支給

災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。(費用負担：国2/4、県1/4、市町村1/4)

イ 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障がいを受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する。(費用負担：国2/4、県1/4、市町村1/4)

ウ 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。(費用負担：国2/3、県1/3)

2 日本赤十字社愛知県支部における措置

義援金の受付を行い、寄託された義援金は、速やかに地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援品の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受入れる。

3 県社会福祉協議会における措置(生活福祉資金の貸付)

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸

付上限額の目安として災害援護資金を貸付け民生委員による必要な援助・指導を行う。
ただし、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付け対象となる世帯は原則として、この資金の貸付けを行わないものとする。
実施主体は、愛知県社会福祉協議会である。

4 被災者生活再建支援法人における措置

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。

なお、支給する支援金の1/2は国の補助となっている。

5 報道機関、各種団体等における措置

災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により県、市町村に寄託する。

6 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）及び株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

（1）天災資金

暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

（2）株式会社日本政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金及び経営再建資金等を融資する。

7 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付け、信用保証協会の保証による施設の復旧に必要な資金及び事業費の融資が行われるが、これらの融資が円滑に行われるよう市は、あつせんその他の措置を講じる。

8 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

また、住宅金融支援機構東海支店は、県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応じるため、住宅相談所を設置し、復興に資する情報を提供する。また、住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

9 激甚災害特別貸付金

被災労働者に対し、労働金庫手持資金を労働金庫各店を通じて、被災労働者に貸付けを行う。

10 世帯更正資金の貸付け

災害により被害を受けた低所得者世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更正するのに必要な経費として、愛知県社会福祉協議会は、「世帯更正資金貸付制度要綱」に基づき世帯更正資金の貸付けを行う。

11 災害見舞金の支給

愛知県は、地震災害により家屋が全半壊し、床上浸水した世帯の世帯主に対し、その辛苦と心情を慰めるため、被害程度に応じて見舞金を贈る。

12 市税の免除

小牧市市税条例（昭和30年条例第1号）及び小牧市国民健康保険税条例（昭和35年条例第3号）の規定に基づき、災害により被害を受けた個人納税義務者に対して市税の減免を行う。

第2節 住宅等対策

実施担当	建築課
------	-----

1 市における措置

(1) 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

(2) 被災住宅等の復旧相談

被災した住宅・建築物の所有者に対して、補修・復旧方法等についての技術的な助言をし、効率的かつ効果的な再建を支援する。

2 住宅金融支援機構東海支店における措置

県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応じるため、住宅相談所を設置し、復興に資する情報を提供する。そして、住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

第3節 暴力団への対策

実施担当	関係各課
------	------

1 市における措置

(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

(2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として県及び市が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

基本方針

公共施設等の復旧に当たっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。

大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 公共施設災害 復旧事業	各施設管理者	1 施設の災害復旧実施
第2節 激甚災害の指 定	市	1 (1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力 1 (2) 激甚災害の指定の促進 1 (3) 指定後の関係調書等の提出

第1節 公共施設災害復旧事業

実施担当	関係各課
------	------

1 各施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

2 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木事業施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 砂防設備災害復旧事業
 - ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - エ 道路災害復旧事業
 - オ 下水道災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)に基づき援助される事業は次のとおりである。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)
- ウ 公営住宅法(昭和26年法律第193号)
- エ 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- キ 予防接種法(昭和23年法律第68号)
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は4/5を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の2分の1を国庫補助する。

第2節 激甚災害の指定

実施担当	関係各課
------	------

1 市における措置

(1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力するものとする。

(2) 激甚災害の指定の促進

市は、激甚災害の指定が受けられるよう積極的に県に働きかけるものとする。

(3) 指定後の関係調書等の提出

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部に提出するものとする。

2 激甚災害にかかわる財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業

- ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅等災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
 - ケ 障がい者支援施設等災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（公共的施設区域外）
 - セ たん水排除事業
- （2）農林水産業に関する特別の助成
- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
 - キ 森林災害復旧事業に対する補助
- （3）中小企業に対する特別の助成
- ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- （4）その他の財政援助及び助成
- ア 公共社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
 - オ 水防資機材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

